告田	1	提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
106	埼玉県	臣又は都道 府保険等に対 り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	府県知事が保険医療機 関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報 酬明細書を収集できるこ	県及び管轄の地方厚生局では、指導については、健康保 除法第73条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41 条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定に基 づいて、監査については健康保険法第78条、船員保険法 第59条、国民健康保険法第45条の2、高齢者の医療療機関 等に対して診療報酬の請求について共同で指導及び監査 を行っている。 それらについて、「指導大網・監査要網」に沿った業務を行 う場合、診療報酬明細書と収集する必要がある。 患者の診療報酬明細書と収集する必要がある。 患者の診療報酬明細書は、市町村及び後期高齢者医療 域連合から収集している。その診療報酬明部書には、療養 の給付を受けた被保険者の氏名や傷病名、診療内容等の の給付を受けた被保険者の氏名や傷病名、診療内容等の 指導及び監査を行うに当たり被保険を療機関等に対し 指導及び監査を行うに当たり被保険者の情報を厚生労働 大臣又は都道府県知事が収集することができる旨が明療広 域連合から診療報酬明細書提出の根拠に関する問い時能 は速連合から診療報酬明細書提出の根拠に関する問いの が割かれ、市町村及び後期高齢者医点は 速連合におい、そのため、市町村及び後期高時の が割かれ、市町村及び後期高齢を厚生労働 大臣又は都道府県知事が収集することができる目が民産 域連合から診療報酬明細書提出の根拠に関する問いに時間 が割かれ、市町村及び後期高齢者と東広は連合において も提供の判断を下すのに時間を要している。 なお、指導をする際は、医療機関が保険者のはました。 なお、指導をする際は、医療機関が保険者のはました。 なお、指導をする際は、医療機関が保険者のは、 なお、指導をする際は、医療機関が保険者といるいできない。 なる、指導対象患者を指定 なる、指導を行うことはできない。 とした情報に より指導を行うことはできない。 とした情報に より指導を行うことはできない。	指導・監査業務に必要な診療報酬明細書を速やか に収集できることで事務の効率化につながる。		茨市県県府府、城県東方大岡山 山東 東京大岡山 山東 東京大岡山 山東 東京大岡山 田東 東京	○指導等で必要となる診療報酬請求明細書等の提供について、保険者の中には、個人情報である事を理由に断られる事例は増えている。指導等の効果を上げるためにも、診療報酬明細書等の収集が不可欠である。
107	埼玉県	申請に係る 納税情報の 連携を可能 とし納税証 明書の添付	におりる都道府県日本 の建設業の を のを のを のを のを のを のを のを のを のを	建設業法による建設業許可事務において、令和5年1月10 目より建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる 電子申請の受付を開始した。当該システムは国土交通大 明開発し、地方整備局及び都道府県が利用している。 日前音の用便性を高めるため、建設業に係る国土交通大 臣許可を当該システムから申請する場合は、国税庁システムとの情報連携機能を用いて法人税及び所得税の納税行 較を取得することで、納税情報を自動添付することが可能 となっている。一方、都道府県知事許可の場合、法人事業 税及び個人事業税の納代情報が自動流付することが可能 となっている。一方、都道府県知事許可の場合、法人事業 税及が個人事業税の執行報が信報が情報連携の対象となって に支障事例 当県における納税証明書の提出が必要となっている。の も申請件数(令和4年度中)は1,001件となっており、毎事業 任度経過後の書類提出の件数は21,68時件となっている。そ の都度納税証明書の提出が必要となっている。か の事請等を行うこととなり、負担となっている。また、当	者の負担軽減及び利便性向上に繋がる。		野県、大阪 府、兵庫	〇当府においては、令和5年4月1日以降、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの利用を開始した。他都道府県と同様に、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象になっておらず、また、納税証明書の添付を不要とする規定等も存在しないところである。そのため、申請者及び行政庁側の事務負担があるものの、建設業許可申請において、引き続き交付を受けた納税証明書の提出を義務付けている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
御指摘の診療報酬明細書の収集の根拠規定に関しての明確化については、個人情報保護等の観点から関係省庁と協議等を行いながら検討してまいりたい。	保険医療機関等への指導及び監査は、国民健康保険法等の関係法令上、法定受託事務とされており、国から発出されている「指導大綱、監査要綱」に沿って指導及び監査を行う場合、診療報酬明細書を収集する必要がある。それにもかかわらず、指導及び監査を行うに当たり被保険者の情報を厚生労働大臣又は都道府県知事が収集することができる旨が明確につ答することができず、対応に時間が割かれ、市町村及び後期高齢者医療広域連合においても提供の判断を下すのに時間を要している。指導・監査業務に必要な診療報酬明細書を速やかに収集できることで、事務の効率化につながると考えている。早期の実現を目指し検討を進めいただき、あわせて検討内容及びスケジュールについて具体的にお示しいただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
の準備状況等を踏まえ、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定	(令和4年10月時点)」によれば、都道府県事業税の連携予定時期が 「調整中」となっていることから、調整状況も含め、連携予定時期等の 具体的なスケジュールを御教示いただきたい。なお、実現すれば申請 者の負担軽減及び利便性向上に大幅に資することができることから、		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国と都道府県における柔軟な協働・連 接を通じて、都道府県税納税情報といった都道府県が保有するリ ソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積 極的な検討を求める。

管理	団体名	提案事項	求める措置の	目はいた主座車周	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	回体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
108	埼新岐沖 玉潟阜縄 県県県	調査、施工 形態動向調 査、施工状 況モニタリン	施工合理化調査、施工 形態動向調査、施工状 形に動う調査及び 公共工事機械設備共同 調査において、オンライ ン調査を導入すること。	調査対象の工種で実際に使用する機械、材料、施工状況 の写真及び作業日報等を回答するためには、施工業者へ の確認が必要であることから、当該調査の一部は、施工業 者に回答の作成を依頼(委託)しているところ、国が配布す るエクセル様式等に度々修正が発生する場合や追加調査 が必要な場合など、その都度メール(データ容量が大きい 場合には、大容量ファイル交換用システム)により施工業者 に連絡しなければならないため、回答作成の依頼や回答の 取りまとめを行う際に非効率な事務を強いられている。	化及び施工業者の負担軽減につながる。		川県、浜松市、兵都庫県、奈東東県、吉野川	○調查要舗等の周知、調査依頼、回答の収集及び取りまとめ、調査内容の確認等について、国⇔県(本庁)⇔外部委託先(回答の収集及び取りまとめ)⇔県(出先事務所)⇔受法者(業者)の流れで行い、取り扱うデータ容量も大きいものがあることから非効率な状況である。また、当県では、調査回答の収集及び取りまとめを外部委託していることから、行政事務の効率化と経費削減を図るため、オンライン調査の導入を希望する。 ○調査表エクセル様式等の当初配布、また、修正が発生した場合や追加調査が必要な場合など、その都度メール(データ容量が大きい場合には、大容量ファイル交換用システム)により施工業者に連絡しなければならず、非効率な事務を強いられている。 ○調査票の変更が発生した際に、その都度施工業者に連絡し回答作成の依頼や回答の取りまとめを行う際に非効率と感じる。また、国土交通省に調査票を提出する際にも、データ容量が大きく分割して提出しなければならない場面もある。オンラインシステムでのやり取りが可能になれば、地方整備局担当者が調査票の変更提出状況の把握やとりまとめも効率的になるのではと考える。
109	福島県、	さ 国庫補助金	紙媒体での提出方法を 早急に見直すとでは、 早憩に見直すとつては、 早憩に低るオンラインシステムを構築。認っていまり、 手続に係るオンラインシステムを構築。 計画変更不分は、の手結で きることが望ましい。時間を要する場合、との提出、 を同じたなかの場合、といるでは、 であること。さらに、なる といるであることかしまり、 がいるが、 といるでは、 といるでと といるでと といるでと といるでと といるでと といるでと といるで といるで	文化財保護法に基づく文化庁への文化財関係国庫補助金申請手続については、文化庁文化財補助金交付規則や文化財保存事業費関係国庫補助実施要領して紙媒体での提出が前提と思われる記載(「提出部数1部」)がある。また、申請時期に文化庁から発出される申請案内にて紙での提出が指定されている。申請に先立つ事業計画照会の回答方法が、提出時期に文化庁から発出される提出案内にて紙での提出が指定されている。 【支障事例】 市町村から提出された書類を県で取りまとめているが、様式誤りや計算ミス等が散見されるため、確認に多大な事務負担が発生している(1件当た)20分×年間10件程度)。例えば市町村職員がシステム入力する形式での申請が可能となれば、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、事能となれば、ミスを検出し訂正を促すことが自動化でき、事	向上する。		後市県な橋市市東、福城た、豊曳庫、、か市、羽兵広・豊曳庫島	○文化財関係国庫補助金申請手続等については、国から紙媒体での提出が指示されているため、書類 郵送の手間と到着までの時間的な口スが生じる。オンラインシステムを構築することで、当市としても事務 量の削減が期待できる。 ○データ提出となれば、提出期限までに余裕が生まれ、確認作業に時間を費やすことができる。 ○文化財関係国庫補助金申請書や実績報告書等の作成において、大量の紙書類を用意するため、資料 の印刷や順番通り整えるのに時間を要している。また、紙提出の場合、修正後の差替えが煩雑になりや すく、文書管理の面でも問題が発生しやすい。 ○地理的な問題から、申請書等の提出や修正文書の差し替えなど、紙媒体でのやりとりに期間を取ら れ、一部の市町村と県の業務時間の圧迫を招いている。 ○具体的な支障事例で指摘されている。〔①申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務 処理に時間を要している。様式誤りや計算ミス等の確認に多大な事務負担が発生しているため、市町村 職員がシステム入力する形式での申請を構築することにより、ミスを検出し訂正を促すことが自動化できた。 ススの防止及び事務負担の軽減につながると考えられる。②書頭の並び順にも指定があるため揃えるたけ で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。Jの4点は全て当市においても該当するものであり、 行政のオンライン化が適切であると考える。 ○文化財所有者や市町等から紙媒体で提出された書類の確認に多大な事務負担が生じている。システム人か形式での申請になり、自動ユラーチェックができるようになれば、事務負担が大きく軽減される。 ○文化財所有者や市町等から紙媒体で提出された書類の確認に多大な事務負担が大きく軽減される。 ○文化財所有者や市町等から紙媒体で提出された書類の確認に多大な事務負担が生じている。システム入か形式での申請になり、自動ユラーチェックができるようになれば、事務負担が大きく軽減される。 ○人は財子で表しまれば、かなりの事務処理が削減が期待できる。
110	埼深上越越	等装備車の 証明等に係	の証明等の申請手続に おける申請書及び添申 ・	都道府県に事務処理要領等を示した通達が発出されており、各都道府県においては、同通達に基づく事務処理要領を定め運用している。 証明等の申請等については、各警察署が窓口となり申請書類を受理し、警察本部に送付した上で、警察本部において申請内容を審査し、証明書等の発行等をすることとなっており、申請から証明証の交付まで1か月程度の時間を要している。また、現行制度では、申請者は書類を各警察署に持参又は郵送する必要があり、負担が生じている。さらに、書類の未送付等があった場合の手続の遅延及び書類の紛失等が懸念され、申請者への不利益が生じるおそれがある。	行政のデジタル化が促進され、県民の利便性が向上し、行政の業務が効率化される。また、講習を受ける機会や方法が増えることで、受講者の増加が見込まれ、地域防犯の推進につながる。		王子市、川	○手続きのデジタル化により、申請者の利便性を向上させることは賛成であるが、同時に窓口である警察 署、申請を取りまとめ証明書を発行する警察本部の負担の軽減を図る必要がある。申請者の多くは、高 齢者であるため、デジタル化に対して、負担を要する高齢者が一定数見込まれ、オンラインによる講習と 対面による講習の双方を実施すると窓口である警察署の負担が増える恐れがある。また、署察が行わずと も、市町村と連携して、都道府県が行うようにすれば、申請者の負担が軽減する手続きは、警察が行わずと も、市町村と連携して、都道府県が行うようにすれば、申請者の負担が軽減する。 ○講習を受けてから「バトロール実施者証」の交付を受けるまでに、1か月以上時間を要している状況で、 人事異動で配配された職員が1か月以上バトロールを実施できないという支障が生じています。 手続や講習のオンライン化は、証明書の交付期間を短縮する一つの手段と考えられます。 ○市で新規に購入した回転灯付きパトロールカーについて、証明書の発行までに三週間程度を要したため、その間、バトロールに使用する車両を減ずる必要が生じた。

At the day to 2 on the arts The	根本団体いこの日初	**************************************	地方上四体ルンの発見
各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
	第1次回答では、当県が求めている施工合理化調査等のオンライン 化についての言及がないが、オンライン化に係る検討を確実に行って いただき、オンライン化が実現する可能性の有無も含めて、事務の改 善の内容を具体的にお示しいただきたい。 なお、公共事業労務養調査ではオンライン調査の試行が始まってお り、オンラインにより書類の提出や確認等が行われているが、施工合 理化調査等についても同様にオンライン化が実現すれば、支障となっ ている「回答用エクセル様式等に修正が発生する場合や追加調査が 必要な場合、それらを施工業者に連絡する業務や照会・回答の取り まとめを行う事務」の省力化・効率化が図られると考えている。 公共事業労務費調査におけるオンライン調査の試行で得られた知見 を活かし、施工合理化調査等においてもオンライン化をぜひ実現して いただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
レステムの構築については、各自治体において導入可能かどうかな どの予備調査やシステム設計検討、予算確保等を行う必要がありま	オンラインシステムの構築について、検討を進めていただけるとの前向さな回答をいただき感謝申し上げる。行政手続のオンライン化促進に資するため、実現に向けて検討を進めていただきたい。オンラインシステム構築までの経過措置としてのPDFファイル等の電子媒体による提出に当たっては、早期の実現を目指し、検討の内容及び実現までのスケジュールについてもお示しいただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
ナンラインによる青色回転灯等装備車に係る証明等の申請手続や講習の実施の在り方について、都道府県警察の実情等を踏まえて検討 を進めてまいりたい。	本提案に対し、検討をするとの前向きな御回答をいただき感謝申し上 げる。県民の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実 現に向け速やかに検討いただきたい。 また、検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただ きたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

,	管理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
1	11 2	兵松市	保育施設及 び特定地域 型保育事用 者の利用定 員の増加申	特定地域型保育事業者 の利用定員を増加しよう とする際の申請に係る記 載事項から「代表者の生	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生成月日、住所及び職名」の配載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。		庁	旭葉市市市県市市市 開市、横模潟野阪本児 集市市市県市市市県市市市 県市市市市 県市市市	〇他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。 〇当市でも審査の際に再度の確認が必要となっており、負担が生じている。 〇記載内容の確認事項が多い書類であるため、施設、自治体共に負担が多い。重複している箇所につい ては、事務の簡素化を図った方がよいと考える。
1	12 }	兵松市	認定こども 園における 園庭の面積 基準に係る	の設備基準における園 庭の面積基準について、 園児の年齢基準日を年	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び 運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面 積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆ る学年)」であるのが歴生日(いわゆる満年齢)であるの か明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、 日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町 村における管理が煩雑となる。	園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	庁、文部科 学省		〇当該基準省令第6条第7項は「満三歳以上」等の規定があるところ、基準日が満年齢となると日々必要な園庭面積が変動することとなり、円滑な面積基準の認定の支障となる。
ī	13 %	兵松市	施設が利用 者へ交付す る書面にお	て、施設設置者が利用者 に対して交付する書面の 記載事項から、管理者の 住所を削除することを求	認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下省令)という。3第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。	の事務負担の軽減が図られる。	庁	葉市、横浜	○他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。 ○管理者の住所が利用者に直接関係することは通常ではほとんどない。管理者と連絡が取れない場合でも設置者を介して連絡を取ることは可能。 ○管理者の住所の記載について個人情報の観点から記載したくないと相談があります。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
者である都道府県知事に対し、当該施設等の代表者に係る情報を含め、必要事項を届け出なければならないことされており、届出事項の内容は最新の状況を反映したものであることが必要であることから改めて届け出てもらう必要があり、またその内容に誤りがあることはあってはならないため、既に届出がされている内容と突合し、その内容に誤りがないかを確認する必要があるものと考えている。	動務体制などの情報は、利用定員を増加した際に保育室の面積基準や職員の配置基準が満たされるかの確認を行うために必要である。 一方で、代表者の生年月日、住所及び職名については、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の確認の申請や変更の届出において既に市町村に届出がされた内容と照合を行うのみであり、利用定員の増加の審査に必要な情報ではないと考える。		
日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、 平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育 士の人員配置基準についてお示ししたところと同趣旨によるものであ る。 いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれ ば個別に疑義照会をいただくものと承知している。	る基準(以下「省令」という。)第6条第7項第2号より、園庭は「満2歳 以上」が面積基準に算入されることが定められている。 児童の年齢基準日については、年度初日の前日とすることが基本と なるとのご回答をいただいていることから、年度初日の前日時点で満 2歳以上である児童が園庭の面積基準の対象になると解釈できると		
規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り 巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそ れのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安 心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保 育施設に対する監督強化の一環として、利用者への情報提供の強化 のために設けられたものである。 そのため、その項目を削除するに当たっては、全国の自治体の実態 を踏まえる等、慎重な検討が必要である。	が利用者に提供されていれば事足りるものである。特に、設置法人に 雇用されている管理者については、近年の個人情報保護の意識の高 まりを社会的背景として、一個人である管理者の住所を記載すること について、事業者側の理解を得ることが難しい実態となっている。 また、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もな	設置者の情報は利用者に書面で提供されていることに加え、設置法 人に雇用されている管理者(施設長)が大多数を占める現状と個人情 報保護の観点(現に利用者が管理者宅を探し当てるケースもあり)を	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

44	rm		相安吉塔	サル7世界の		制度改正による効果	制度の配件		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管番	号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	支障事例
11-	i i	松市	に係る提出 書類のうち 収支予算書 等の提出を	る際の届出において児童 福祉法施行規則第36条 の33第1項及び第2項に おいて提出が義務付けら 本業計画書及び定款について、認定こども園、保 育所等において通常の保育サービスと一体的に		提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等 の事務負担の軽減が図られる。		札葉原市県市市市、相新野津阪村本 市、相新野津阪村本 市、大、熊 村本	_
111!		松市 重点30]	係る国営事に受の 国良請に受 の申ての を 登事に の を 登事に の を き で の き の き の き の き の き の き の き の き の き	営土地改良事業の申請 に当たって、施設の日本 に当たって、施設の日本 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	施設更新事業の実施に当たっては、原則、地域内の受益 者の3分の2以上の同意徴集を要するが、一定の要件に該 当する場合は要しないものとされている。 土地改良法等において、この同意徴集を不要とする要件し して、土地改良施設の有している本来の機能の維持を図る ことを目的とするものであること、重要な部分(管理すべき 冰及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時に おける措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるも の)の変更を要することとならないこと等が定められてい る。	軽減でき、円滑な事業着手が図られる。	農林水産省	干菜市、熊本市、熊本市、熊本市、	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
特定教育、保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育で支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。 児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定めており、上記のとおり、保育所、認定こども國等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上	地域型保育事業と、児童福祉法に規定されている一時預かり事業が 別事業であることは承知しているが、保育を必要とする子どもを預か るという点では同じてあり、また、一時預かり事業は特定教育・保育 施設や特定地域型保育事業と一体的に行われているケースが大半 であると認識している。 事業や財政上の措置が異なるということのみをもって、事業者に書類		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
意に基づく必要がある。ただし、土地改良区が管理する土地改良施設(これら施設と一株となって機能を発揮する施設で国、都道府県又は市町村が管理するものを含む。)の更新事業(以下「施設更新事業」という。)であって、①当該施設の本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、②土地改良区の組合員の権利またには利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについては、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。この施設更新事業における同意省略については、従来、施設の単純更新の場合しか認められなかったものの、平成29年に公布・施行された土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)により、その対象範囲が拡充され、例えば、受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場(ポンブ場)の統廃合や用水需要の多様化に対応するための調整池(用水路のバイブライン化に伴う附帯施設)の新設といった一部施設の再稿・増設についても、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」の範囲に含まれることとさった。このこから、当該施設の再編・増設により、土地改良区の組合員の受益の態株が変わらない場合(土地改良区	略可能との回答をいただいたが、平成29年9月25日付け事務連絡 「土地改良法等の改正に基づき同意微集手続が簡素化される施設更 新事業の事例についてJ(以下、「事務連絡」という。)においては、「2 (省略)農業者の水利用に支障を与えない範囲で開水路をパイプライ シに更新」と例示されているのみであり、規模の大小を含む調整池 等、附帯施設の取り扱いが不明瞭で個別の事業に係る該当性が判 断できないため、対象の範囲をより明確に示していただきたい。 また、事務連絡において「同意微集手続の簡素化に当たっては、管 理事業計画の同質性(告示二及び四に定める重要な部分の変更を 伴わない)(省略)が条件」との記載があり、その上で簡素化の対象と なる更新事業として楊永悦場の続応令やパイプライン化(調整池の 新設)が例示されている。一方、調整池(貯水池)の新設や揚水機場 の統廃合については、管理事業計画における重要な部分を定めたま 示にある「(一)管理すべき施設の種類で貯水池、頭直工、揚水機、		【全国町村会】 法改正内容等の周知徹底をするとともに、地方農政局への指導・助 言等も含め、丁寧な対応を求める。

	制度みずに L Z 効用							
管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	(提条の美規による住民の利使性の向上、	制度の所管 ・関係府省	====	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	指定都市市長会	公立学校施国 連負担務は の事がおい で、2かされ	公立学校施設整備費国 庫負担事業の事務処理 方針(6-(1)-1)におい て、公立学校施設整負担 負担金の国庫債務負担 は2か年以内とされてい るが、2か年を超える設 定を可能とするよう見直 しを求める。	【現行の取り扱いについて】 公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6- (1)-1)において、国庫債務負担行為に係る事業は、認定 申請の翌年度内までに事業が完了するものについて、交 付の対象とすることとされている。	行政の効率化等) 【制度改正の効果】 3か年以上の負担金事業に係る、地方自治体の財政的な負担が軽減されることで、学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化等の学校施設整備事業を計画的に推進することが可能となる。	文部科学省		支障事例 〇管内自治体において、当初2か年での事業完了を見込み、負担金の活用を予定していた工事について、実施設計後に3か年の工事となることが判明したため、負担金を活用して整備できなかった事例があった。 ○現行の負担金における国庫債務負担行為(補助対象)期間の上限は2か年であるが、上記のとおり校舎の整備機模が大きぐなることに加え、令和6年度からは工事の完全週休2日制も導入されること等から、本市で予定している新設校の工事期間は3か年に及ぶと見込んでおり、現行の2か年という国庫債務負担行為の期間では、負担金の補助対象とならない。 今和6年度から、工事の完全週休2日制が導入される。その結果、新築等大規模工事の場合、工期の長期化により公立学校施設整備費負担金で定められている2か年以内に収まらないことが危惧される。 ○財政法上では、5年まで認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められていないことから、3か年以上の負担金事業について、地方自治体の単独の負担により実施せざるを得ない。 なお、当市では、令和6年度の事業量調べにおいて、負担金事業の対象となる新増築2校(中学校1校、義務教育学校1校)が3か年の工期となっており、事業計上できない見込みである。 ○近年、府内の学校設置者においては、学校施設の老朽化に伴い、校舎等の改築などの長い工期を要する工事が多く行われる傾向にあり、加えて、工事の完全週休2日制が導入されたことや、建設資材の高騰・品不足、人材不足の影響等で、ますます工期が仲びる傾向にある。当府で所管する特別支援学校の建築等工事についても、3か年の工期がかかる区立小学校の増築工事において、負担金が2か年分しか申請できなし、3か年以上の負担金事業が認められれば、発注形態の選択肢も広がり、予算の平準化などの効果も期待できると考える。 ○複数教育学校の整備や学校の再編など3か年以上にわたる事業が今後増えていくことが予想されている。 ○義務教育学校の整備や学校の再編など3か年以上にわたる事業が今後増えていくことが予想されている。 ○義務教育学校の整備や学校の再編など3か年以上にわたる事業が今後増えていてとが予想されている。 ○義務教育学校の整備や学校の再編など3か年以上にわたる事業が今後増えていくことが予想されている。 ○後継教徒におりる導入を発展されている。第日が発表と対している場内がある。 ○校地が狭く、また、近隣に仮設校舎を設置できる場所も少ない区市町村もある。限られた校地で1棟づい解析を20世界が表している事例がある。
118	市長会	業法の施行 状況の検討 を踏まえた 適切な情報	状況の検討を踏まえた適切な情報提供を行うこと、及び同法における宿泊日の要件などの解釈が曖昧な点を明確化すること	住宅宿泊事業法は、制定時の附則第4条において「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を請するものとする。」とされているが、法施行後4年が経過した現在でも、法律の施行状況の検討に関する情報が発せられていない。また、住宅宿泊事業法では、人を宿泊させる日数は年間で180日が上限となっている。この日数の算定に関する考え方について、予約当初の宿泊予定日数よりは実際の宿泊り数が短かったにもかかわらず短線分の返金がなされなかったケースにおいて、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)では、「人が実際に宿泊した日数」と「位泊料を受けてより、「人が実際に宿泊した日数」と「をおきずのか不明確である。この点に限らず、ガイドライン等の更新が令和3年9月を最後に行われていないため、不明点が生じる度に国に確認する必要があり、業務が煩雑となっている。	住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営の 確保による健全な民泊サービスの普及、行政事務 の効率化等	省、国土交 通省	札城原府市県、長岡高市、東東岡高川東、大陸庫山県	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
まえ、国庫負担事業の適正な執行の確保に留意しつつ、2年を超える国庫債務負担行為の適否について必要な検討を行ってまいりたい。	の期間が3カ年以上必要である事例が存在し、令和6年度からは建 設業における週休2日の推進等により、今後さらに増加すること明ら かである。 現在の制度では、3か年以上の負担金事業については、地方公共団 体の単独の負担により実施せざるを得ず、地方公共団体において大 きな支障が出ている。 義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に規定する目	県内の自治体において、小学校統合に伴う校舎新築に合わせて、既存校舎を同時に解体・撤去することを検討したいが、2カ年で新築引越、解体・撤去を完了させることは困難であるため、解体・撤去を検討の俎上に乗せづらいという問題が生じているため、2か年を超える国庫債務負担を設定可能とする見直しを早急に行っていただきたい。【東京都】 版に新増改築事業の工期が3か年以上にわたり、区市町村の単独負担が大きくなっている事例もあることから、検討スケジュールをお示	
の急増や、2020年の東京オリンピック・バラリンピックの開催などに件: い、安全面・衛生面での諸課題等が想定されたことから、法施行後3 年が経過した場合に検討を加え、必要と認められるときには必要な 措置を講じる旨、規定されたものである。 しかしながら、コロナによる感染拡大の影響等により、法施行時に想 定していた状況とは大きく異なる状況となったことから、まずは、イン バウンドの回復状況や、コロナ後における諸課題について実態把握 に努めることとしており、今後、地方自治体に対しても、こうした情報 提供に努めていく。 また、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)については、関係省庁等との協議の上、宿泊日数の算定方式を含め、改正の必要が認めら	ジュールや検討状況について地方自治体に随時情報提供を行っていただきたい。 関係自治体連絡会議時に、多くの地方自治体から法解釈について質 関があったように、多くの地方自治体で同様の悩みを抱えていること が推察されることから、早期に住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライ ン)の改正に取り組み、法解釈の曖昧な点を明確にしていただきた い。また、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正内容につい で検討いただく際には、社会情勢の変化に起因する支障事例や関係 省庁からの意見のみでなく、地方自治体から法施行時より問合せが		

管理 □ □	, 提案事項	求める措置の	5 1111111111111111	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号 団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
119 指市長会	団体の物品 等又は特定 役務の調達 手続の特例	又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令」 の適用除外となる調達契 約の範囲の見直し(再エ ネ電力の調達契約の適	地産地消を進めるため、当市の公共施設に市内産の再エネ電力を導入しようとしているが、「政府調達に関する協定 (WTO政府調達協定)」では産地の指定を禁じていることが 障害となっている。そのため、再エネ電力の調達について	再工本電力の地産地消を促進し、自立・分散型工 ネルギーシステムの構築に寄与することによる、特 続可能な地域づくりへの貢献(再生可能エネル ギーの普及拡大、脱炭素社会の実現、地域雇用 の創出、災害時レジリエンスの強化等)		札幌市、相山水本 市 相山水本 市 机山水本 市 机山水本 市 机山水本 市 地	
120 指定都市長会	険法に基づ く指導・監査 及び厚生労 働省通知に	監査及び適時調査に係る経済上の措置事務を 紙資料ではなく、電子システムで行えるよう改善	国民健康保険法第41条に基づく指導、同法第45条の2に基づく監査及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い二ついて(令和4年3月4日保医発0304第3号)]第3の2に記載される適時調査の結果、保	が軽減される。 各機関での確認・修正・集計作業等が効率化され、事務負担が軽減される。 保険医療機関等、国、都道府県、保険者及び国保 建合会間で行っている郵送(持参)でのやりとりが 不要になる。 各機関での関係書類の保管スペースが削減され、 紛失等のリスクも軽減される。 保険者から保険医療機関等への返還請求がスムーズになり、収納率の向上につながる。		幌市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
め、特定調達契約に関し、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を定めることができないことについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第727号)において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の特例として規定しており、また、産地の特定の禁止については、自治省行政局行政課長通知(平成7年自治行第84号)において地方公共団体に対技術的な助言を行っているところである。御採京の趣言は、WTO政府調達協定等の対象となる特定調達契約の範囲から、「再エネ電力」	域活性化の観点からも重要である。自治体で利用するエネルギーは 地元産の再生可能エネルギーで賄う方向にかじを切るというのが国 の施策と捉えているが、電力の調達において産地の特定ができない ことは、その施策との整合が図られていない。第1次回答では、この 点に言及されていないため、国の施策としての地産地消型の再生可 能エネルギーの推進という観点を踏まえ、改めて御検討いただきた い。国際的な脱炭素化の流れも受け、再エネ電力も含めた電力調達 に関しては、WTO政府調達協定等自体の変更の提案又は解釈の見 直しを検討すべきと考える。国際約束に基づくものでも協定内で変更 の提案が認められているところ、変更の提案ができないと判断される		
ピューターを用いて実施するためには、保険医療機関等のレセプトコ レピューターの改修や自治体側のシステムの改修が必要となり、医 療機関や自治体の費用負担等が過大となる恐れがあるため慎重な 検討が必要である。 一方、返還申出書等の作成を支援するツールである「返還金同意書 等作成支援ツール」を各地方厚生局のHP等で公開しており、また、保 険医療機関等が地方厚生局に提出する返還金関係書類は、環境が 整備されていない等やむを得ない場合を除き、原則、エクセルファイ ルの提出を求めているところ。	務として全国的に行われていることからすれば、自治体本位ではなく、厚生労働省にてシステム改修を支援するなどの対応を行うべきではないか。そもそも、レセフト情報については保険医療機関等のレセプトコンピューターや自治体の国保総合システムで請求事務や管理を行っているにもかかわらず、返還請求のみ返還金同意書等作成支援ツールを用いなければならないことは大変非効率である。具体的には、保険医療機関等は、レセプトコンピューターの情報を同ツールに一から入力しなければならず、入力に伴う多大な負担だけでなく入力説りも多数発生している。なお、第1次回答では返還金関係書類について、原則エクセルファイルでの提出を求めているとのことだが、各地方厚生局のホームページや同ツール操作説明書では、エクセルファイル紙媒体双方の提出	提出を求めているとのことであるが、現状において入外区分、給付割合、高額療養費・公費・福祉金額等(特に高額療養費)の誤りが散見されており、医療機関側から提出される資料のチェック作業が事務負担となっている。本件は事務全体の電子化による大幅な効率改善が見込まれることから、更なる事務負担が生じないように医療機関側及び保険者側の双方のシステム対応を前提としつつ、保険者側のシステム化については、新システムの立ち上げ等ではなく国保総合システムをいる中国民健康保険システム等標準化に含めて検討していただきたい。 なお、当市は現在紙ベースで同意書等の送達を受けているが、保険者側のシステム化が達成されていない段階で電子的媒体のみの送達に変更された場合は、更なる事務負担の増加が生じる点に留意いただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管理	四件点	提案事項	求める措置の	日 体 4 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
121	指定都市市長会	に定める歳 入歳出外現	業務を地方自治体が行う ことに係る歳入歳出外現	費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金(以下、学校徴収金)についても徴収・管理などを地方自治体の業務とすることなどを求められているが、全国の地方自治体では、給食費については公会計化を行うことで地方自治体に	せて法的根拠に基づき徴収・管理することが可能となり、保護者はこれまでどおり、給食費と学校徴収金を一括で口座振替等により支払うことができる。これにより給食費の公会計化による市民サービスの低下を防ぐことができる。また、こうした市民サービス低下の懸念から給食費の公会計化に踏み切れなかった地方自治体が公会計化を減められるようになり、学校、教職員の負担が軽減されるほか、子ども達に向き合う時間の確保や新たな教員の確保促進につながることで、持続可能な教育体制の構築に寄与する。	部科学省	札後県市市市県 (標下) 下村県岡熊 市、芙葉模松山市 市 大学模松山市	〇当市については令和6年4月より学校給食費を公会計化する予定。学校徴収金に関しては今後公会計化を検討していくことになるが、地方自治法第235条の4により、学校徴収金を地方自治体の口座へ入金できないことから、保護者に口座集替の手続きを二重に求めることになってしまうため、制度を改正しない以上、課題が残ってしまう形となる。 〇給食費は公会計化、学校徴収金は私会計のため、口座振替依頼の申込はそれぞれに記入いただき、提出をお願いしており、保護者は同様の書類を二重に記入する必要がある。
123	指市長会	に基づく障害物の除まりでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	条第2号の規定住居は、 を第2号の規定住居に が表す。 がある。 がある。 がまず。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がおり、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	しかし、令和4年台風第15号では、被災地域が市域の広範囲に渡り、住居だけでなく、道路、河川等にも多くの被害地たため、市内の被害(道路、河川)の水況中程に10日を要し、市民から受けた土砂等撤去に関する相談約580件の被災状況調査だけでも1ヶ月以上の時間を要した。また、道路啓開等の対応は障害物の除去と同種の業者が実施することとなったが、救出・救助にも関わる道路啓開等	災害時の事務負担が軽減されることにより、効率		札川ち相兵山川市、地た、市、岡野本	

	T.		
各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
く、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一	んでおらず、既に公会計化した自治体でもその対象は教材費など一		【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
活を可能とするための制度であることから、一定期間での迅速な対応が必要である。 そこで、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(いわゆる「障害物の除去)」については、(災害教助法による教助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号)において、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないと規定されている。 一方で、災害の規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なることから、実際の運用に当たっては、内閣庁と連絡調整を図り必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することを可能としており、教助の万全を期する観点から、柔軟に対応しているものである。 具体的には、対応業者と完了の日程について現法の10日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況の場合には、まずは、災害教助事務取扱要領(令和5年6月)に定めるとおり、	一方で、お示しいただいた期間の延長方法によると、発災直後に具体的な被災場所及び全数を正確に把握し、対応業者と完了の日程について調整できない状態で長期間の対応が見込まれる場合は、複数回の延長作業が必要となる。令和4年台風第15号では、発災から約1ヶ月の間に3回、静岡県から静岡市災害救助法の取りまとめ課を介し、事務担当課に対して期間延長に関する照会があり、都度回答の手続きを行うた。通常(平時)の業務を乗加しながら実災害の業務への対応が求められる多忙な状況の中で、その回答手続きを短期間で複数回行うことは、他の緊急の業務を進める中で支障となったことを踏まえ、期間延長に係る事務の煩雑さを解消し、多忙な災害時の事務負担を軽減高するとにより、効率的な災害対応を可能にしていただためにも、協議手続の簡素化について改めてご検討いただきたい。また、「具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況の場合」として方法が示されているが、災害救助事務取扱要領の補完資料である「災害救助法の制度概要(令和5年6月版)14ペイージに記載される延長協議の具体例では、期間について具体的な根拠がない場合は延長協議の具体例では、期間について具体的な根拠がない場合は延長が認められないとされている。延長協議を迅速に行うことができるよう、延長理由を示すことが困難な場合の具体例を示していただくことも併せてご検討いただきたい。		

管理 番号	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	四种石	(事項名)	具体的内容		行政の効率化等)	·関係府省	団体名 支障事例
124	指市長会	に基づく障害物の除去における対象物の明確化	「災害によって住居又は その周辺に運ばれた土 石、竹木等で、日常生活 に著しい支障を及ぼして	災害教助法施行令第2条第2号では、その対象物を「災害 によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、り 常生活に著しい支障を及ぼしているもの」と規定しており、 対象が明確化されていない。 例えば、水害及び土砂災害により住居内に入り込んだ土石 等には、他者の家財が混入している場合が多い。そのよう な家財の混入している土石等を搬出する場合、災害教助法 による教助の対象外となり得るものを被災場所にて分別 し、その搬出及び処分は別途対応となるが、教助の対象が 明確でなかったため、分別の判断に時間を要するなど、事 務及び現場での対応が煩雑となり、教助が遅れる支障が 生じた。	事務及び除去に係る現場対応の煩雑さが解消され、多忙な災害時の負担が軽減されることにより、 効率的な災害対応が可能となる。		札幌市、旭
125	指定都市 市長会	保育施設及 び特育事業 者の増加申	特定地域型保育事業者 の利用定員を増加しよう とする際の申請に係る記 載事項から「代表者の生 年月日、住所及び職名」 を削除すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生有月日、住所及び職名」の配載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。	書類作成及び審査の簡素化による事業者及び市町村の事務負担の軽減が図られる。	庁	札幌市、旭 〇他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。 川市、千葉 〇配載内容の確認事項が多い書類であるため、施設、自治体共に負担が多い。重複している箇所につい 市、模浜 市、相模原 市、長野 県、大阪 市、熊本市

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
「他者の家財が混入している」除去の事例について示していただき、 具体的にどのような家財が救助の対象なるのか等、確認を行いた。 い。また、お示しいただけなかった場合には、監査の場を借りて確認 を行い、具体的にどのような家財が救助の対象なり得るのかなど、確 認を行うともに、必要に応じて災害救助事務取扱要領に追記することは可能である。 なお、他者の家財(財産)を同意なく勝手に廃棄した場合に発生した 損害賠償については、救助法の対象外である。	『「他者の家財が混入している」除去の事例』については、台風等に伴う河川氾濫等により土砂と共に上流の家屋や倉庫、庭や畑に置いてあったもの等が流れ込み、残存してしまうケースが多くあった。令和4年台風第15号の被害においても、山間部の中小河川において土砂流出が発生し、上流側の他者の自動車が土砂と共に流れ着き、土砂等の排除作業中に土砂の中に埋まった自動車が発見された事		
者である都道府県知事に対し、当該施設等の代表者に係る情報を含め、必要事項を届け出なければならないこととされており、届出事項の内容は最新の状況を反映したものであることが必要であることから改めて届け出てもらう必要があり、またその内容に誤りがあることはあってはならないため、既に届出がされている内容と突合し、その内容に誤りがないかを確認する必要があるものと考えている。	動務体制などの情報は、利用定員を増加した際に保育室の面積基準や職員の配置基準が満たされるかの確認を行うために必要である。 一方で、代表者の生年月日、住所及び職名については、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の確認の申請や変更の届出において既に市町村に届出がされた内容と照合を行うのみであり、利用定員の増加の審査に必要な情報ではないと考える。なお、特定教育・保育施設の利用定員の増加に関して、子ども・子育て支援法施行規則第30条の市町村から都道府県知事への届出事項	_	_

	1						
管理 番号	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	. 四种石	(事項名)	具体的内容	共体的な文件争例	行政の効率化等)	•関係府省	団体名 支障事例
126	指定都市 市長会	認定こども 園における 園庭の面積 基準に係る	の設備基準における園 庭の面積基準について、 園児の年齢基準日を年	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び 運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面 積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆ る学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるの か明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、 日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町 村における管理が煩雑となる。	園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	学省	札幌市、旭
127	指定都市市長会	施設が利用 者へ交付す る書面にお	て、施設設置者が利用者 に対して交付する書面の 記載事項から、管理者の 住所を削除することを求	認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法第50条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。	書面交付の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。	庁	札幌市、干 葉市、横浜 市、相模原 市、新潟 市、長野 県、大阪 市、熊本市
128	指定都市市長会	事業の開始 書像の開始 事像の関係 事を 事を 事を まなの の の の の の の の の の の の の の	る際の届出において児童福祉法施行規則第36条 の33第1項及び第2項において提出が義務付けられて提出が義務付けられて大き算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に	一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めていないため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。	提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等 の事務負担の軽減が図られる。	庁、文部科 学省	札幌市、千 — 葉市、横浜 市、相模原 市、和模属 市市、長野 県、大阪 市、熊本市

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が 生じる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の 基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準 日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、 平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育 士の人員配置基準についてお示ししたところと同趣旨によるものであ る。 いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれ ば個別に疑義照会をいただくものと承知している。	以上」が面積基準に算入されることが定められている。 児童の年齢基準日については、年度当初の前日とすることが基本と なるとのご回答をいただいていることから、年度当初の前日時点で満 2歳以上である児童が園庭の面積基準の対象になると解釈できると	-	
児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則第49条の6の 規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り 規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り 接く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそ れのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安 心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保 育施設に対する監督独化の一環として、利用者への情報提供の強化 のために設けられたものである。 そのため、その項目を削除するに当たっては、全国の自治体の実態 を踏まえる等、慎重な検討が必要である。	について、事業者側の理解を得ることが難しい実態となっている。 また、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もな		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。 児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり 事業について届出を行うべき事項を定めており、上記のとおり、保育 所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上	地域型保育事業と、児童福祉法に規定されている一時預かり事業が 別事業であることは承知しているが、保育を必要とする子どもを預か るという点では同じであり、また、一時預かり事業は特定教育・保育 施設や特定地域型保育事業と一体的に行われているケースが大半 であると認識している。 事業や財政上の措置が異なるということのみをもって、事業者に書類		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管理	田井夕	提案事項	求める措置の	目体外が主席中向	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
129	指市	度に係る申 請に添付す る被保険者 証等につい	おける被保険者証等の 添付に関して電子的方 法での提出を可能とする ことによる行政手続きの オンライン化の促進を求		時間での申請が可能となる利便性の向上や、認定申請等を代行するケアマネジャー等の郵送や移動 に係るコスト・労力が節減でき、生産性の向上にも 資する。 また行政機関においても、オンライン申請の比率 が上がることにより、事務の効率化が期待できる。			○オンライン申請において、被保険者証等の原本の提出はその利便性を大きく阻害するものである。被保険者証等を電子で提出でき、オンライン上で申請が完結されればオンライン申請は促進されると考えられる。代理申請を担う事業所等の負担軽減にもつながるものである。
131	指定都市大治町(重点20)	付金の支給 延長に係る 受給資格確	ない者からの保育所等 の入所申込みに対する担 入所選者等の事等の 利が市市は にすること。 (例) ・延長節度を撤廃し、子 が2歳に達するまでの 間、支延長の申と込みを保 げた/ハローワークが、保	現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大之歳の歴生日の前々日まで支参が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いない保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みの相談・受付を行う窓口に、「確実に保留になるためにはどのようにすればよいのか」という相談があった場合、入所意思のない者に対して制度の説明を対している。そのから案内することになり、窓の対応に30分~1時間程度の時間が割かれるほか、保護者の意に反して入下の内定となった場合とは苦情も多く、その対応に時間を要している。そのため、真に保育所の利用を必要とする保護者の意に反して入所内定となった場合ための時間の確保を難ししている。また、保護者にきっても、入所意思がないにもかかわらず、青児休業手当金のために入所申込みを行うことは負担である。さらに、育児休業給付の延長を希望する入所意思のない方が保育所に内定した場合、辞退されることが多く、真に保育所への入所を希望する方が入所できないケースがある。	所への入所を希望する者に対する不合理な内定 保留の減少や制度の利便性の向上が期待でき る。	庁、厚生労 働省	谷市、千葉 市、荒川	になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。 当区では、こういった育児休業の延長等のために入所を希望しないにも関わらず、入所申込みを行う事例が年々増加しており、令和5年4月入所においては、申込件数の1割を超えている状況である。保護者にとって入所が前提ではない申込みを行うことは負担であり、区としても入所が前提でない申込みについて、入園相談・窓口対応・審査に係る事務を行うことが大きな事務負担となっている。 〇当市においても、育児休業延長(保留狙い)のための保育所申込みは一定数あもり、それに係る窓口業務及び利用調整事務の負担、実際の保育需要との乖離等があるなど、同様の支障事例が生じている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
育児休業・給付は、原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には例外的に最長を制に達するまで延長することを可能としている。育児休業・給付の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、こうした育児休業・給付の制度の適切な運用を図る観点から、育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にて保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項を既にお示ししているところであり、当該事務連絡を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいと考えている。	先日閣議決定された「こども未来戦略方針」では、3つの基本理念 「(2)社会全体の構造・意識を変える」において、「職場の文化・雰囲		【全国知事会】 誰もが子どもを座み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 【全国市長会】 「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付け厚生労債者子ども家庭局保育課事務連絡)を診まえ市町村において工夫等を行っていただきたいとあるが、育児休業をめぐる環境やニーズの変化など現場から様々な課題等が寄せられているため、具体的な検討を求め、 は、と国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

管理	田仕夕	提案事項	求める措置の	日仕がか士陪幸/同	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
132	指表	も・事・問る。	変化が生じているか生じているか生じた。 でいるが生じなども、 ・	定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、(中略)計画の見直しが必要となる。」とされている。さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実績値(幼稚園及び保育園等の入園児童数)と教育・保育の量の見込みく幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数)が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事等の地域子ども子育て支援事業についても、必要に応じて見直したの表情が定められている。こうした手続が定められているのは、全国的に待機児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿の整備とともに、教育・保育に任る教育・保育に係る施設整備等について、国による教育・保育に係る施設整備等については、今では、毎年、地区でとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしており、また、地域子ども・子育で支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等するようにしてきたり、また、地域子ども・子育で支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等するようにしてきているところである。このような状況の下で、第1期計画(平成27年度~平成31年度)については、実績値と教育・保育の量の見込みが、10%以上乖離したため、計画の見直しを行ったところであるが、見直しの2年後には次期計画で策定する必要があった、20ような状況の下で、第1期計画で検討であるが、見直しの2年後には次期計画の第一次を講じる体制が整っている当市においては、今後も、これまでと同様の基準によりを強いられるだけのことになる。即には一般では一般では一般では一般であるが表しまります。第一般では一般である。また、新聞の見重しを行う必要はないとされた第強によります。また、新聞の見重しを行う必要はないとされた第単力的な運用を可能とすべきと考える。	とで、子ども・子育て支援のより一層の推進に注力できる。	庁	川県市市市市県市市、市、横相海長浜草熊が、横相海長浜草熊が、東渡樓を野松津本文葉浜樓を野松津本	○自治体ごとの実情やマンパワー等、個々の課題が異なることや、時代背景等の変化も踏まえて、基準の緩和や弾力的な緩和を可能としていただきたい。 また、計画見直しの要否や範囲についても、各自治体の自主判断に委ねていただきたい。
133	会	児童委員の	だけではなく在勤者も委 嘱できるようにするなど、 今後の本制度の持続可 能性を高める観点から、 担い手不足の解消を図	民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、民 生委員法第6条第1項により当該市町村の議会の議員の 選挙権を有する者」から推薦することとされていることから、 当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住している	勤者の委嘱も可能とすることにより、担い手不足解 消の一助となることが期待できる。また、欠員が解	庁、厚生労働省	岡市市市府府市市市県、 浜田川都阪阪屋曳庫岡松 川野	○民生委員は、自治会から候補者を推薦してもらっているが、自治会加入率は年々低下していることや、地域コミュニティの衰退、コミュニティ活動に対する住民意識の低下により、自治会が候補者を探すのは容易ではない。在勤者を対象にすることで、民生委員候補者の母数を増加させるとともに、地元企業を対象にすることで、久負を解消する可能性が高まることが期待される。○久負地域には、隣接する他の地域の民生委員・児童委員にカバーしてもらっている。○当市においても、再開発が進む地域では自治会活動が弱まり、民生委員の外員が50%を上回る地域がある。担い手の確保には、選任要件の緩和と併せて、証明事務など民生委員業務の見直しによる負担軽減も重要。○当市においても、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等から、民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっている。ついては、民生委員・児童委員の担い手不足について、国が全国的な対応策や方針を示していただくことが必要であると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
の事情を踏まえて検討いただきたい。」 としています。 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援給付や地域子ど も・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めていただくため、策定 をお願いしているものであり、各市町村において、この趣旨を踏まえ、	当該事務連絡は、新型コロナウイルスの感染拡大による平時とは異なる特殊な状況を鑑み、中間年の見直しについて、「必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要に応じて実施したされ、柔軟な対応を可能とすることが示されたものであると解釈している。 一方で、見直しの方法で示されている「既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて、検討いただきたい。」という記載では、中間年以前に見直しを行っている場合には中間年の見直しを行う必要はないこと、また、見直しの基準に該当しない場合でも潜在的な要因を踏まえて、中間年以降に見直す前提で検討することという解釈しかできず、内間で説明とはいえ、計画期間内の見直しを基本にしていると受け止めざるを得ない。このため、教育・保育等の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合である。以上のことから、第三期計画以降の中間見直しについて、提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村が見直の要否を判断できることを明らかにするよう求めたものであり、そのことが明確になるよう、改めて事務連絡等でお示しいただきたい。		【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当 該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。 これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居仕して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しに は慎重な検討が必要である。 なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。	域住民の生活の実情を把握することにつながるとは言い難い状況である。 一方で、昼間人口と夜間人口の差が大きく、日中は多くの人々が区		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管理		. 提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
134	会市県	1 効要等の失く かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう おいまい かんしょ かんしょう おいまい かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はいかん かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はいしょう はいしょう かんしょう はいしょう はいしょう かんしょう しゅうしょう はいしょう はいしょう はいかん しゅうしょう しゅうしょう しゅうしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう しゅうしょう しゅう しゅうしょう はいしょう しゅうしょう しゅうしょう しゅうしょう はいしょう しゅうしょう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう しゅう しゅうしゃ しゃ しゅうしゃ しゃ し	等に生い住民悪人を表生という。 に変電で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型	増加しており、今後も増加していくことが想定される。この 内、住所異動等に伴い、住民票の内容に変更があった場合は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構 の認証業務に関する法律第12条及び第15条の規定により、署名用電子証明書が失効となった対象者については、再度窓口にて手続を行わなければならず、手続に係る負担が大きい。※当区では、住民票の内容変更に係る令和4年度窓口受付件数(署名用電子証明書失効対象)は、約48,000件である。			川市県市町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	○署名用電子証明書を失効及び発行することにより、手続きの時間が長くなっている。暗証番号がわからない場合は暗証番号の再設定手続きをすることになるのでさらに事務手続きが増えている。 位民異動等について、マイナンバーカートを所持している方が待ち時間や手続きの負担が多く、またマイナンバーカードの取得率が上がるほど自治体の事務負担も増えている。 〇当市では、住民異動場により自動で署名用電子部明書が失力するところ、その認識を持たない住民が一定数存在しており、電子サービスを利用した際に初めて失効していることに気付くケースが散見される。そのため、署名用電子証明書が自動失効する理由及びマイナンバーカード関連手続の頻雑さ等に関するクレームが多発しており、対応に苦慮している。 ○住所異動を代理人が行った場合、電子証明書の更新は、本人あるいは本人宛に送付した回答書がないと行うことができず、話客様の負担となっている。電子証明書と住民栗を連動し、失効することがないような措置を講じていただくことで、窓口及びお客様双方の負担軽減に繋がる。。使いがしている。○付所異動を代理人が行った場合、電子証明書の更新は、本人あるいは本人宛に送付した回答書がないと行うことができず、話客様の負担となっている。電子証明書とは民栗を連動し、失効することがないような措置を講じていただくとで、窓口及びお客様双方の負担軽減に繋がる。。使についても、個人番号カードの一時停止時に署名用電子証明書の用の計をが回避され、安全性が担保されるため、当該失効要件の緩和について検討していただきたい。○世帯員が複数の世帯が住民異動届出する際は、専らその世帯の代表者1人が来庁している場合、住民異動届に伴い失効した署名用電子証明書の発行申請は来庁した代表者が行うことはできないことから、保有者が手続きする場合となるが、来行していない場合は後年表表の事務をにより再来庁を求め、化手持っている時今、カードを持ちていたが表により再来庁を求める必要がから、ま行している。本担案が採用されれば、特に住民異動の特徴にいたことさなが、大き持つているに大き持つているが、大き行の手続き件の数が得にくい。○署名用電子証明書の再設定自体は、スムーズにいけば1件5~10分ほどでできる作業ではあるが、手続きする市民が、署名用電子証明書の暗証番号を失念している。本提案が採用されれば、特に住民異動の繁忙がなどに、相当の再教とはでなことであるが、手続きの効率はとに、用電子証明書の時記書を持入が一方のできる。○マイナンバーカードの所有者が増加している。今後も人口の約8割りが所有するようになり、署名用電子証明書の外が指していると表表る。○(日の異動等に合わせ、表名用電子証明書の美が夫のマイナンバ・カードを持多し、等面に観事項変更を行ったが、それたいを考がある。このは一様であるがよっているが、署名用電子証明書については失効していることも表別する必要があり、また、市民からもなぜ一緒にできないのかとご意見をいたけでとないというと表が関連の利益を持続する。のは、また、市民の利益を対したけでにできないのかと、第名和電子証明書が失効がありますにより、第名の利益を持続したいできないのから、第名の表により、第名の表により、第名の表により、第名の表に表しましましましましましましましましましましましましましましましましましまし
137	広 島 国 国 事 会	た 虐待リスク のデータ分 析に活用で	局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支座でいると、となったこともや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町	デジタル庁の「こどもに関する各種データの連携による支援	とで、児童虐待などのリスク予測について、課税情報も踏まえた詳細な分析が可能となり、生活保護や児童扶養手当など、すでに経済的支援を受けている家庭だけでなく、今後経済的困窮に陥る可能性のある家庭の早期把握につながると考えている。	庁、デジタ ル庁、総務 省	府、笠岡	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
ジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、氏名、出生の年月日、 男女の別、住所の記録事項について、改ざんされないような措置が 採られているため、住所異動があった場合も含めて、自動で住所を書 とたがって、住所異動等があった場合には、古い住所等が記録された署名用電子証明書は失効させ、新しい住所等が記録された署名用電子証明書は失効させ、新しい住所等が記録された署名用電子証明書を新たに発行する必要があるため、ご提案の「失効要件の緩和」については、「会取る知る口を介さず、マイナンバーカードの更新等について、市区町村の 窓口を介さず、マイナンバーカードの更新等について、市区町村の 窓口を介さず、マイナンバーカードの更新等について、市区町村の なお、ご提案の「マイナンバーカードの更新等について、1~6 4年の地方からの提案等に関する対応方針「令和4年12月20日閣議決定)において「更新時における本人権配をオンラインにより実施 することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタ ル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する」と しているところです。	ケースが多数生じているが、当該作業などによる窓口での事務負担は国のマイナンバーカード取得促進に伴い年々増加しているところ、住民票の情報が変更された場合も署名用電子証明書を失効せず、当該情報のみ変更するなどの措置を講じることが事務負担軽減策として現実的であると考える。また、変更の際の窓口での本人権認は引き続き実施され、改ざん防止の措置はとられていることから、本提案の実現が困難であるとの回答は合理性がないと考える。なお、マイナンバー安付率が上昇し、今後もマイナン・パー関連の窓口件数は増え続けることが予想されるところ、今回の回答にて実現困難とされた要因が技術的なものであるならば、システム政修等を含めた構種的な検討を改めて強、要望する。また、「マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介をのマイナンバー更新時期を迎えることに伴う、市区町村窓口の負担増及び住民の利便性向上を十分に考慮の上、至急積極的な検討を要望する。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国市長会】 マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能とすることについては、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえて、早急な対策を要望するとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。
務は、税務行政に対する信頼性を担保するにあたり極めて重要なものであり、当該情報の提供、利用について法令で規定されていることが必要であり、当該情報の利用が真に必要であると認められる場合を除き、解除することが許されない。 本提案で求められているように、児童虐待のリスクの有無が定かでな	地方税法により課されている守秘義務と同様に、福祉、母子保健、教育など他の行政事務に課されている守秘義務も極めて重要であると認識しているが、目的外利用の整理の上、本件データ分析に活用できている現状がある。なお、当傷の事業で把握したいのは、児童虐待のリスクだけではなく、児童虐待や不登校など様々なリスクの要因となる子供の貧困も含むリスクである。そのような子供や家庭を早期に把握し、予防的に支援を行うことは、心身ともに健やかに成長する子供を増やすことに繋がり、社会的意義が大きいと考えている。また、子供の貧困は、福祉の支援を受けていない家庭においても生じる問題であり、家庭からの申請を待っていては支援が遅れる恐れがあるため、福祉のデータだけでなく、課税情報のように連続的なデータからスクリーニングなどを行うことが早期の支援には効果的と考えている。		【全国知事会】 提案団体の実施する事業の意義等を考慮した上、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 課税情報によって児童虐待につながることが必ず判明する訳ではないため、地方税法第22条の守秘義務を解除する根拠としても理解が 得られるとは考えにくいとの懸念を示した自治体があり、慎重に検討されたい。

理 団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
号四件石	(事項名)	具体的内容	XITI IS XIT III	行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
9 広島県県 宮城県県 東国 東国 東京 東国 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	を離島振興 計画と位置 付けることを 可能とする こと等	画を既に策定している場合には、当該計画を離島 振興計画と位置付けることができるように法令上 の対応をし、又は運用を 見直す。 既存計画が離島振興計 画の記載事項を全て包 もしていない場合には、 当該記載事項を別に取り まなりることに引載 事項を充足することが可	離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道所 県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。 なお、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。 なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく 努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金が交付されない(雑島活性化交付金)又は 補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘 数等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策 定義務があるのと同等の状態となっている。 【支障事例・制度改正の必要性】 当県は県中山間ではるところ、当県において離島振興計画 の対象となる離島地域に全て中山間地域に含まれることか ら、離島振興計画に記載する離島地域のに含まれることが ら、離島振興計画に記載する離島地域のに含まれることが には県中山間地域振興計画において定めており、両計画 にはいて定めており、両計画	計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。	厚生労働 省、農林水 産省、経済	島根県、高知県	〇当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほ産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複してま本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。
0 広島東県、大方田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	リアマネジメント負担金 制度に係る 事務の主体 及び活動計	る、地域来訪者等利便増進活動制の認定、受徴収付金条の負担体への交列を扱いでは、活動計画の認定、受徴収付金の交付の事がが表が、活動がでは、活動の日治体の区域を域に市町はは、活動がの自治体には、地域以外には、指域には、大田体の組合が、また、地域、計算が、は、ち年を超れるよめ、また、地域、計算、は、5年を超点と、4年を通過により、4年を通過により、4年を超点と、4年を通過により、4年を超点と、4年を超点と、4年を超点と、4年を通過によりまり、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過により、4年を通過によりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま	地域再生法では、地域来訪者等利便増進活動計画の認 定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付 については、「市町村」が実施主体と規定されている。 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする DMOが本制度を活用する場合、上記手続に係る意思決定 について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る 必要があるなど、制度を運用するための手続が煩雑にな り、実務上活用が困難となっている。 例えば、長庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛 県、広島県で「せとうちDMOJを形成し、観光振興に取り組 んであが、活動エリアが複数県にまたがるため、本制度 を導入することは実務上困難である。		内閣府、国	岡山県	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
離島振興法(以下「法」という。)は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的(雑島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島におけるを住の促進等と達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようと対るのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画は作成される必要がある。となり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるい、雑島地域について定めるものであることから、離島振興計画は作成される必要がある。となり、雑島地域について定めるものであることから、離島地域のとおり、離島地域について定めるものであることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。とない意識に対して必要がありるほか、離島地域について定めるものである。とない。雑島地域について定めるものである。とないまが、北島地域について定めるものである。とないまが、北島地域の本部をすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたといの課題に即したものであるが、記載事項が重複していたと、本の内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域のある市町村に案の提出を求めし、第4条第1項)、その作成にあたり、離島振興計画のをが定り、また市町村は案の作成にあたり、雑島振興計画とすることにある。またが定は、また、表に表り、作成が記述は、また、表に表り、本に表り、は、表に表してきない、、、また、表に表しているが、、また、表に表している。とのようななる基本方針に基づき、作成されることに表り、生に表している。とのようながまない、また、表に表している。とのようながまない、また、表に表している。とのようながまり、また、市町村は素の作成では表した。とのようながまた。とのよりは、とのないまた。とのようながまた。とのよりは、とのないまた。とのようないまた。とのよりないまため、とのよりないまた。とのよりないまた。とのよりないまため、とのよりないまた。とのよりないまため、とのよりないまた。とのよりないまた。とのよりないまため、とのよりないまた。とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのないまため、とのよりないまため、とのよりないまため、とのよりないまりないまため、とのよりないまため、とのよりないまれる。とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、とのは、	治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針(計画)づくりを行う観点から、		【全国知事会】「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日間議決定)の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。
踏まえ、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の範囲内でのみ負担金を徴収できる旨規定していることから、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、受益事業者の新書関係が一致し、反対者を含めた負担金徴収の合理性が担保できる範囲として、①自然的経済的社会的に一体であって②事業者が集積している地域を導入対象としており、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の年以に活動地域の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る活動計画の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主としている。こら、、当該活動に係る活動計画の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。さらに、市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、本制度の事務主体は市町村としている。なお、複数市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行い本制度を活用することも可能である。	組んでいる団体である。同団体の活動のうち、来訪者・宿泊者の増加 につながり、ホテル・旅館等がその利益を受ける情報発信系事業に 対して、地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用することを想 定している。 しかしながら、現行制度では、複数の市町村域を越えたエリアで制度 を導入する場合、情報発信事業の対象となる市町村ごとに、計画の 認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付を行わ なければならず、制度を活用するための手続が頻雑である。 都道府県が主体となる制度事例として、宿泊税は都道府県単位での 導入が可能であるほか、米国かリフォルニア州では、州全域でTID負 担金として徴収された資金が州全体の観光振興財源として使用でき るよう法が整備されている。 これらを踏まえ、成めて、都道府県又は地方公共団体の組合が事務 主体となり手続窓口を減らすことで、市町村域を越えて活動するエリ		【全国知事会】 広域連携のMO(市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMO)には、安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがなく、安定的・継続的な運用を行うことが困難な状況を踏まえ、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管理	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	四14-石	(事項名)	具体的内容		行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
141	宮城県、 広島県、 愛媛県、 中国地方	ける教科担 任制加配に 係る授業時 間数の下限	教科担任制を推進する ための加配定数につい	教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、中山間地	各自治体においてより柔軟な定数配置が可能となることで、地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。		後県市県市府市市県県、川富浜京八大兵岡高茨崎山松都幡阪庫山知城	○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、加配教員の配置が困難であるため校内で授業担当を工夫することにより、教科担任制を実施している。加配教員が受け持つ授業時数の下限の緩和により柔軟な定数配置が可能になることで地域の実情に応じた指導・教育体制を構築できる。 ○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限により教科担任制加配が、配置できない学校もある、機数校を兼務することも困難なこともあることから、各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配への改善を望む。 ○当県では、小規模校・複式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間の移動時間も必要となっため、加配教員の負担が大きい。 ○当県においても6学級以下の小規模校が多く、また、その配置のための持ち授業時間数の下限を満たすことが困難な場合がある。その下限を緩和することにより地域の実情に応じた配置ができ、指導・教育体制の充実を図ることができる。 ○山間・離島はないが、当市においても小規模校は点在しており、学校間移動の時間的制約を考慮すれば、文部科学省が示すと牧業務等でも配置しにくいため、加配要件となるコマ数を確保可能な学校に配が偏りがちになる。小規模校においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。
142	愛知県、福島県	等に係る都道府県への事務委任の廃止	活用事業費補助等、空流施財等的、受流 国主要支 資補助等、空流 医主要变 化树勒的 医外部 医皮 医囊痛 医囊性	上記補助金の申請については、文部科学大臣から交付に係る事務(交付申請の受理、交付決定の通知、実績報告の受理、致付決定の通知、実績報告の受理、統定体表では、支持を出ている。当県では、交付件数が年間70件を超えていることに加え、補助事業者が作成と書類の誤りの修正作業も非常にる。、文化庁への提出までの期間も短いため、県における書類経蔵業務及び書類作成業務は短期間で膨大となっている。また、県での書類健認期間を少しても確保するために書類を取りまとめる市町村への提出期限を短くせざるを得ず、市町村及び補助事業者の負担となって、さらに誤りが増える悪循環となっている。都道府県における確認作業は、文化庁が作成する要綱や実務手引き等を参照し、記載漏れや誤りがないが確認する形式的な書類チェツウであり、内容の審査は、文化庁において文化財調査官の労力を制力を必要性はないて、といけ、文化財調査官の現地調査値行等により国、東、市、文化財所有者等で情報共有を密に行っており、補助金経由事務がなくても都道府県は状況を把握することができる。	書類作成の事務負担が軽減し、誤りの減少や事務	文部科学省	兵庫県	〇当県としては、補助金事務に係る市町村等からの書類について、都道府県を経由することの意義は理解している。(当県では、市町村によって作成書類の正確さに大きな差があるため、当課で確認し、修正等の指導を行うことが必要。)しかし、補助金関係は特に年度末や年度始めの短期間に大量の著称が生じ、負担が大きく増加する。さらに、人事異動の時期であり、特に新任担当者においては経験不足や認識不足等により、書類の誤りや漏れが起こりやすい。そうした事情を考慮した上で、補助金事務を適切に行うためには、文化庁への提出期限を運はしてもらうことの方が効果的である。〇補助金の申請事務に関しては非常に短期間での処理が求められており、特に1次安付申請については、文化庁の依頼から郵送での文化庁の参 新限まで2週間ほどしかなく、70件以上ある事業の申請書作成から内容確認・修正・郵送までを数日で行わなければならず、大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。	委員会等として承知しているところであり、市町村教育委員会と連携 しながら、その活用を図ってまいりたい。 また、「小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の 優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること」とあるが、 1人の教員が複数の教科を持つことしより、教材研究や授業準備な	【八幡市】 ・小規模校では、高学年と低学年を合わせても、教科によっては、コマ 数の要件に対応しない場合がある。例えば、理科であれば、小学校3 年生以上のすべての学年を専科にしても、12時間以内で、それに5、 6年の算数を合わせて、やっと22時間である。それよりも、近隣の中 学校から必要な教科の教人が専科指導ができ、中学校の指導充実 にもつながるような加配の対応が必要である。	
予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条各項に基づき、財務大臣協議及び都道府県知事の同意を経て、都道府県の知事又は教育委員会に委任し、これまで適切かつ円滑な事機理を行ってきています。 本提案による見直しについては、国の事務負担が甚大に増大するものであり、現状の国の人員・体制に鑑みれば、補助金に関する事務の適切な執行に支障を来すことが想定されます。これまで各部道府県の開協力を得て適切かつ円滑に行っている業務について、国の事務として一括することになれば、事務処理に長期間を要し口滑な事業提出を大幅に前側してより短期間で求めなければならない事態が生じること、事務処理能力から補助金の交付回数が大きく制限され効率的な予算執行できななることなど、大きな支障が生じることが想定されます。また、現在の補助金の執行においては、やむを得ない事由により都道府県内の事業予算に過不足等が生じた場合、都道府県、が域内市区町村と予算執行状況を調整い、関いある予算の前率的な執行を行っていますが、こうした都道府県内での調整による効率的な補助金財行にもいます。ここともなります。	生じた場合、個々の文化財について都道府県が国に執行相談を行い、国が予算執行状況を勘案して変更の判断をしているため、本提案どおりに国が事務を行うとしても実務上の取扱いに変更はない。加えて、実務的には各市町村に国より示された交付率どおりに対応せざるを得ず、当県の裁量はないに等しい。 1次回答にて、「本提案による見直しについては、国の事務負担が甚大に増大」し、「補助金に関する事務の適切な執行に支障を来す」とあるが、本提案は、文化庁において外部の事務局等を設置し、交付申請書等の書類確認や交付決定通知書作成といった形式的な事務を委託すること等を提案したものである。それにより、補助事業者国、環ともに補助金事務の負担軽減が期待できるため、積極的に検討いただきたい。委任事務の廃止が不可能であれば、事務委任の在り方を再考し委任事項の結婚を加入に表示でいる。また、手引きの一元化等、負担軽減策を取っていただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

	s TIII		相索本。	+ h 7 H = 0		制度改正による効果	出来のごか		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
旧者	号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	支障事例
1.	静	知島岡崎県県県県	支援事業の 申請等に係 る都道府県	(地域文化財総合活用推 進事業)、文化資源語技術 進事業費用した生物では、 ・ 大化の ・ 大いの ・ 大	各種補助金等の交付要望、交付申請及び応募等の手続きについては、文化庁の依頼により、県内事業者(市町村または市町村を事務局とする実行委員会等)の要望書及び申請書その他応募書類等を県でとりまとめて文化庁(事業によっては文化庁が事務委託をしている事務局)へ提出申請書その他応募書類等を県でとりまとめて文化庁(提出まないしている。大提出中によっては文化庁が事務委託をしている事務局)の修正作業も非常に多く、文化庁への提出期限も担いため、県の書類確認業務が短期間で膨大なものとなっている。たらに、県における書類確認期間を少しても確保するため、さらに、県における書類確認期間を少しても確保するため、さらに、県における書類確認期間を少しても確保するため、文化庁への提出期限よりも短くせざるを得ず、県内事業別で大化庁への提出期限よりも短くせざるを得ず、県内事業局で以上のでも、中分な書類作成時間が確保できず、さらに誤り文化庁への提出期限よりも短くせざるを得ず、県内事業所選における確認作業は、文化庁が作成する募集室すべかでの提出期限を登開し、記載・中が作成する募集室の内や記入例等を参照し、記載・中が作成する募集室の内で記入の書類チェックであり、内中が作成する募集室といて全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て収まるといい全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て収まるといいを国に対した事頃に対した。必ずしも都適府県が確認するといいをと関することができるとができるとができるとができるとができるとができるとができるとができる	成の事務負担が軽減し、誤りの減少や事務の効率化につながる。	文部科学省	茨庫県 . 兵	〇文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)及び伝統文化親子教室事業補助金にかかる交付要望、交付申請等の手続きについて、県内事業者からの応募書類等を県で取りまとめているが、件数が非常に多い(令和社年度兵庫県は約30件)ことに加え、文化庁への提出期限も短いため、県の提出書類確認業務が短期間で膨大な時間を要しているのが現状である。当県においても提出書類確認実務期間を確保するため、県内事業者及び市町からの提出期限を短くせざるを得ず、その結果提出書類の譲りや不備が増える悪循環となっている。ついては、都道府県における書類確認業務は、市町等から提出された応募書類の不備や不足の再チェックであり、業務改善のために主複する業務を精査し、実行委員会等から各市町を経由、文化庁が事務委託により設置する事務局へ直接提出することで、提出期限にも余裕ができ、提出書類の譲りや不備が減る。
1.	知秋	知浜多田知県町、市県県	通審業に助る補地通位要には、これでは、一個では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	件である補助系と地域と地域と地域化に関して、市場では、一部が高計画との連動の上の連動が、一部が開発をは、一部が開発をは、一部が開発をは、一部が開発をは、一部が開発をは、一部が開発をは、一部が開発を表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、	地域公共交通確保維持事業費補助金については、地域公 共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化(計画制度と補助制度の連動化)がなされ	を位置付けなくても補助事業として認められることが明らかになり、計画への位置付けを検討している市町村が躊躇することなく位置付けを進めることができることから、必要な路線が確実に確保、維持されることに資する。			○複数市町にまたがる路線において沿線市町の補助金負担がないため計画に位置づけていない路線がある。市町の補助の有無にかかわらず計画に位置づける路線の基準と位置づけの方法について提示が必要。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
事・民俗芸能等継承振興事業、日本遺産等)は地域の伝統行事や民俗芸能等の文化遺産の取組に対して支援を行っているが、地域の文化遺産の取組に対して支援を行っているが、地域の文化遺産の保存及び活用を推進するためには、各都道府県が域内市町村の取組を認識し、今後の施策に反映させることも必要であると考える。そのため地域文化財総合活用推進事業、日本遺産等りにおける交付申請及び応募等における都道府県経由事務は不可欠方めり、今後も継続する必要がある。また、伝統文化親子教室事業には3つの類型(教室実施型結ちを成立した。都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要地互としているため、地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要地域開理は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的としているため、地方公共団体を中心に様々な教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの機会を提供していくことが期等ない地域で果たせる役割は大きく、地域展開型と教室実施型の指されている。近年、部活動の地域移行においても、伝統文化親子教室と繋がり、子供たちの少しているため、地方公共団体を中心に様々な教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの機会を提供していくことが期待されている。近年、部活動の地域移行においても、伝統文化親子教室が地域で果たせる役割は大きく、地域展開型と教室実施型の連携や学校との連携には政策的意義が大きい、そのため、教育委員会等における実施教室の把握は重要であり、今後も継続する必要がある。	協働することが求められている」ことは承知しているが、その手段は 補助金及び支援事業の事務を都道府県が行うことに限らない。 都道府県内における事業実施状況の把握に関しては、地域文化財 総合活用推進事業、先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業 及び伝統文化親子教室いずれも、国もしくは事務を受託している事務 局のホームページにて対象事業及び事業者一覧が公表されており、 本経由事務がなくても、必要に応じて市町村と連携をとることで、事業 実施状況を把握することは可能と考える。 また、現状都道府県が行っている事務は、国からの依頼により、国が 策定した要綱等に基づく形式的な書類の内容確認及び修正対応の みであり、都道府県の主体性が求められるものではない。 それでも、都道府県における事業実施状況の把握のため書類のとり まとめが必要ということであるならば、申請書等の経由により事業 要を一読でき、不明点等があれば必要に応じて市町村等に問い合わ せることで対応できることから、書類のとりまとめにあたっては内容確 認及び修正対応は不要であり、国もしくは事務局への送付のみで足 りる旨、明記いただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
確保・維持が必要なバス路線等に対し、効果的・効率的な支援を実施する観点から、補助対象系統を地域公共交通計画に位置付けることを補助の要件としている。 補助対象系統が複数の市町村に跨る場合、原則として全ての沿線市町村において当該補助対象系統を地域公共交通計画に位置付けなければ補助対象系統を大び返計画に位置付けないが、一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない「全理的な理由」があれば例からに補助対象系統として認める場合があるとして、「合理的な理由」の具体的な例を「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説が、シフレット」において3つ示しているところである。 ①当該市町村の区間が補助対象外となっている場合。 ②当該市町村が補助系統に係る費用負担を行っていない場合	費用負担を超えるために計画未策定である場合」についても次のような事案があることから、「合理的な理由」としてお認め頂きたい、対象系統がコミュニティバスであり、主にコミュニティバスを運行する市町村の住民が利用しており、治線市町村については住民の利用実態はあるものの比較的少なく、一定の費用負担はあるものの必要な額を満たしておらず、コミュニティバスを運行する市町村が当該沿線市町村分も含めて費用負担している場合、当該沿線市町村の計画に位置付ける必要性が低いため、合理的な理由であると考えらかるなお、コミュニティバスは市町村の施策であることから、住民ニーズにきめ細かく対応できる立場にあり、施策の実施主体である市町村の計画に位置付け、地域の実情に応じ機動的に対応できるようにすることが望ましいと考える。加入の実施主体である市町村の名とはで、実際に例外の適用及び適用外となった事例を紹介いただけると自治体において明確な判断ができる。市町村の事情を鑑みて、		【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、地域公共交通産権権事業養補助金の申請にあたって策定が実められている地域公共交通計画について、内容の明確化、必要最小限の手続きとすること。

						414-1-1-1-1-1			() 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
	理号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管 ・関係府省		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	•		.,			行政の効率化等)		団体名	支障事例
	容		ツ推定の開発を受ける。	地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行うというでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	ボーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされ、策定は努力義務となっているものの、国において地方公共団体の策定状況を調査し公表するとともに、その後、都道府県が未策定の市町村に対して積極的な対応を求めているところ。 後、都道府県が未策定の市町村に対して積極的な対応を求めているところ。 が成立しているところ。 あくまでも本計画は地方が主体的に作成し、進捗管理を行う計画であることが前堤は理解している一方で、計画の作成、進捗管理に当たっては、地域の実態を把握するための、理念をといい。大きな状況が生しており、非効率な状態にある。こういった、支障を踏まえ、国・地方において、よりいっそうのスペーツ施策の推進を図るためにも、文料者と都道府県が情報共有・連携を図り、計画作成・進捗管理が効率的に行えるような社組みを講じていただきたい。 (具体の支値)計画の作成・進捗管理が効率的に行えるような社組みを講じていただきたい。 (具体の支値)計画の作成にあたっては、法に基づき国のスポーツ基本計画を参酌して作成していることから、本県においては引きるような社様の数値目標の数位目では、その結果を都道府県ごとに公表しいないため、同内容のアンケート調査を毎年を都道府とどに公表しいないため、同内容のアンケート調査を日本部は所によるもの、までは、までは、表記している。計画策定・進捗管理における各地域の実態把握のと関係を観している。同内容のアンケート調査を日本ごとに実施している。計画策定・進捗管理における各地域の実態把握の大いないため、同内容のアンケート調査を日本ごとに実施している。計画策定・進捗管理によけるも対違が大きいため、同内容のアンケート調査を回体ごとに実施している。計画策定・進捗管理における負担経減及び肝心な施策の実施に係る負担が大きいたけ、対策し、地方の計画策定・進捗管理における負担経減及び肝心な施策の実施に注力できるようにしていただく等、国と地方公共団体とが連携し、地方の計画策定・進捗管理における負担経減及び肝心な施策の実施に注力できるような力策を検討いただち、	減につながるともして、地方スポーツ推進計画の 進捗管理が容易となり、各自治体のスポーツ施策 の改善にもつながる。			○当市のスポーツ推進計画においても「週1回のスポーツ実施率」を指標としているが、市民へのアンケート調査は計画策定時にしか行っておらず、施策の成果を細かく分析できていない。提案のとおり、国における調査結果を都道府県(可能であれば市町村単位)ごとに公表することで、各団体の負担経滅につながり、計画の進捗管理に資することになる。○当県においても、国のスポーツ基本計画を参加して地方スポーツ推進計画)を策定しており、その目標数値には基本計画と重複する「週1回のスポーツ実施率」を設定していることから、国が行う調査はその結果を都道府県毎に参照数値として活用できる方策で実施いただきたい。
144	66 3		ける仕入控 除税額報 告・返還事	金(地域自殺対策強化事 業)における、消費税及 び地方消費税仕入控除		事務事業に対し十分なリソースを当てることができ、都道府県における事務事業効率化につながる。		神森斯県、徳知県、徳知県、徳知県、徳知県、徳知県、高知県、高知県、高知県 (1988年)	

	T.		
各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
県・市町村が主体的に実情を把握されていることが望ましいと考えております。 他方、スポーツ庁としても、令和4年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、調査サンプル数を従来から2万人増やすなど、都道府県でのデータ活用の拡大に取り組んでいるところ。また、「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」では、各都道府県を通して対象者へ広く調査協力を依頼するなど、都道府県ごとの人口比に準拠したサンブル数の確保に努めてまいりますので、各都道府県においても御協力をお願いいたします。 令和4年度からの第3期スポーツ基本計画においても、スポーツ実施	一方で、スポーツ実施率など、国と地方公共団体で内容が重複した 調査項目があり、それぞれが、同じ調査を実施することは非効率であるといえる。国の実施する調査は、令和4年度に調査サンブル数を従来から2万人増やされており、各都道府県の人口比に準拠したサンプル数が確保されていることから、地方公共団体の推進計画変及び進捗管理に活用できれば、国の調査がより価値の高いものになると考える。また、毎年実施される国の調査の都道府県毎の集計結果が公表、若しくは各都道府県に提供されれば、様々な事情により、スポーツ実施率等の調査を毎年実施できない地方公共団体の進捗管理の向上や、同規模県や近隣県との比較検証が可能となるなど推進計画の策定の向上に繋がり、より地域の実情に応じた効果的な施策立案が可能になる。以上のことから、地方公共団体の負担軽減及びスポーツ施策の推進のため、国が実施する調査の都道府県毎の集計結果の公表、若しくは提供について、積極的な検討をお願いする。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
接査院における決算検査報告の中で各府省庁所管の補助金等の執 行に当たっての不適正事案について言及がなされているものがある と承知している。 厚生労働省においては、決算検査報告を踏まえ、平成28年に厚生労 働省所管の補助金等に係る交付要綱のうち、消費稅及び地方消費 税の報告及び返還にかかる補助金等の交付の条件の記載内容につ して、仕入控除稅額の確実な把握を実現するための配載に改めると ともに、直接「間接補助事業者に対して、仕入控除条件の趣旨を正し	旨である。特に当該事業については、県による間接補助金の大部分を地方公共 団体一般会計に交付している。地方公共団体の一般会計について は、市町村が間接補助事業をしない限り、消費税法第60条第7項の 規定により消費税申告義務がないことを踏まえ、かねてより補助事事 に係る消費税等相当分について返還等を考慮に入れておらず、補助 金に係る仕入控除税額相当分の返還はそもそも発生しないことが明 らかである。それにも関わらず不要な報告を求めることは、県及び市 町村双方にとって負担である。そこで、例えば、 ・市町村が間接補助事業者である場合など、交付申請時点で返還が 発生し得ないことが明らかな場合に仕入控除税額の報告を不要とす る		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

答理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	・関係府省	団体名	支障事例
147	神奈川県	務主任者試 経 に 保 る の 例	の試験施行場所等の公 書名の登録等は関すと は別第第条の別報等は 規則第第条の規定報 は出する。 は出する。 は出する。 は出する。 は出する。 は出する。 は出する。 は出する。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公 報より都道府県のホームページに優位性が認められる。 また、公報登載に当たっては、編集、印刷、配付などの事 務及びこれらの事務処理に必要な人件費、印刷費、配送者 などの費用が生じており、事務負担や費用負担の点でも、 公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。 なお、紙の印刷物ではなく、電磁的方法により公報を発行する場合においても、公報発行には相応の時間、事務作業 及び費用を要し、レイアウト上の制約も受けることから、公 報より都道府県のホームページに優位性が認められる。 当県では、これらの状況を踏まえ、県のホームページ上に 当該試験実施案内のページを設けて周知を行っているが、 砂利採取業者の登録等に関する規則(以下「省令」とい 。)第8条の規定により公報登載も行っており、事務の二 重負担が生じている。	【住民の利便性の向上】 都道府県知事が行う砂利採取業務主任者試験について、住民等に対し、当該試験の受験に必要な情報を、より速やかに、見やすく、効果的に周知することができる。 【行政の効率化】 公報登載に伴う事務負担や費用負担が減り、都道府県のホームページによる周知と公報による公告の両方を行っている場合には、事務の二重負担が解消される。	経済産業省	宮城県、茨	〇当県においても、提案県同様、法令上必須の公報手段としての県報登載と同時に、任意の公報手段として課ホームページを使用した周知を行っているところ。提案のとおり、自治体の実態に応じて公報手段を取拾選択できるよう、規則の改正による措置を求めたい。
	神県県	国庫負担金 の実支出額	に係る交付決定の際に おける実支出額と最高限	義務教育費国庫負担金については、対象経費の実支出額 又は最高限度額のいずれか低い額が交付されるため、交 帕を受ける自治体では実支出額が最高限度額のそうとした。 しかし、例年当県では実支出額が最高限度額の大きく上 回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的です。こうした状況においても、実支出額を最高限度額のまま 類の年間見込み額と年3回、実績額を年1回と計4回も寛定作業を行っていますが、年3回 の年間見込み額は最高限度額を上回っていることの確認 にしか過ぎず、これは算定するまでもなく予想ができる結合 です。こうした大況においては年間見込み額を年3回、実 績額を年1回と計4回も寛定作業を行っていますが、年3回 の年間見込み額は最高限度額を上回っていることの確認 にしか過ぎず、これは算定するまでもなく予想ができる心を です。 1度目の実支出額見込みの算定には意味合いを見出せる ものの、2度目、3度目に算定する見込み額については、そ の事務負担に見合った意味を見出すのは困難です。 ごうしたことから、実支出額の年間見込みの算定作業のう ち空間目の目については省略できるようにし、見込み額と 実知額の算定をそれぞれ1度ずつのみとちことを提案します。 なお、現在の当県とは逆に、実支出額が最高限度額を下回 ることが予想される場合には、最高限度額の算定を省略す ることができるようにすることも併せて提案します。	ことで、業務の効率化に寄与し、浮いたコストで他の業務に注力することが可能となる。	文部科学省	崎市、名古	○当県では、実支出額が最高限度額を下回る年が続いている。3回目の調査については、給与改定等の見直によっては逆転の可能性があるため調査が必要である。なお、2回目の調査については、省略できると事務負担軽減につながると考える。 ○当市においても、実立出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的である。 支出額の年間見込みの算定作業のうち2回目3回目については省略できるようにし、見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度ずつのみとすることで事務負担軽減につながると考える。 ○当県においても実力組録が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定となっている。実支出額については年間見込み額を写3回、実績額を年1回と計4回も算定を行っているが、調査でに実績額が大きく変わることはない。1回の算定業務に40時間程度要することから、業務の効率化が進まず、支障をきたしている。 ○当市においても例年実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定が1ま1額定的いて、根字県と同様、当自治体においても例年実立担額が最高限度額を上回っている。実支出額の算出は最高限度額を上回っている。実支出額の算出は最高限度額を上回っている。実支出額の算出は最高限度額を上回っている。実支出額の算出は最高限度額を上回っている。まな交付申請は行うことは可能である。また、事務負担軽減の観点から、見込み額調査の回数が減ることは望ましい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
インターネット環境が整備されつつある現状下、県下の砂利採取事業 者が公報による公告を必要としない状況であると判断可能な都道府 県もあると考えられる一方、インターネット環境が十分に整っていない などの事情から、都道府県の公報による公告が実施されなくなった場 合、砂利採取業務主任者試験の試験施行場所等を確認することが 困難になり、不利益を被る事業者が一定数存在する都道府県がある 可能性もあり、制度見直しにあたっては、公報による公告の利用状況	本提案において求める措置の内容は、「都道府県の公報による公告を義務付けている省令の規定について、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、省令の改正により公告方法を例示化するなどして措置すること」である。このため、求める措置が実現した場合においては、一律にインターネットの利用による公表に切り替わるわけではなく、各都道府県が各地域におけるインターネット環境の整備状況などを踏まえ、最適な公告方法を選択することになるので、インターネット環境が十分に整っていないなどの事情があるときは、従前どおり公報による公告を継続するなどの選択をすることもできる。		【全国知事会】提案団体の提案を考慮した検討を求める。
まず、国庫負担額の算定方法は義務教育費国庫負担法等の法令に基づき定められている。具体的には、各都道府県等ごとに実支出額品高限度額とを比較した上で、少ない方の額の3分の1を負担する。の第字に必要な数値を推するために所要の事務手続きを行っている。その上で、実支出額を1年に3回照会する理由は、以下のとおりである。 1)1月の照会、な年度の4月に概算での当初交付決定を行うために、例年1月頃にス会している。本負担金は予算額が1.5兆円にも及び、各都道府県等が大きいことから、毎月概算払を行っているが、その前提として存度当初に交付決定を行うか要があるため、この青期に実しまり続きに関している。 2)7月の照会養務教育費国庫負担金は法律補助であり、必要額を確実に負担するシ要があることから、例年、その年の執行規模の見通しを踏まえた。 章規模の調整を行っている。国庫負担対象となる教職員の給与費について、退職「採用、産休・育休、昇給・昇格等によって年間を通じ、変動するため、必要額を確実に担握する必要がある。 1)1月の限会の後、例年7月頃に改めて実支出額の見込みを照会している。 3)11月の限会の後、例年7月頃に改めて実支出額の見込みを照会している。3)11月の限会となる教育とこれを踏まえた各都道府県等の人事委員会勧告が私ごらにないた。これを踏まえて各都道府県等の人事委員会制告が秘でらにないた。これとよって、名教員の総与について人事院勧告が発生することになら、このため、会計年度独立の原則の趣旨等も踏まえ、当該増減額に担保し、年度内に適正な額を紹会している。その後と、の実支出見込み額を踏まえて、改めて国庫負担額の精査を行い、年度末の3月間に変更交付決定を行っている。	実支出見込籍の照会及び見積作業を第1次回答に従って複数の時期に分けて頻回に行い、どれだけ精緻に見積もったところで交付決定額にはなら影響することはない。そのため自治体の事務的負担に見合った効果はなく、義務教育費国庫負担金の適正執行にも特段の影響はない。このことから、算定回数を省略することは可能と考える。	いて、実支出額の動向は国の交付決定額に影響を与えない。各自治 体において、交付決定額に変動が見込まれる場合のみ提出するな	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

**	cm		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号団	日体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
14		□市	当資係員び資係員廃等権民訴訟付生書の受認生明福付生書とまる意止の生命を高いませままままままままままままままままままままままままままままままままままま	すべての住民の生活実 推することは困難手 を把握することは困難手 を把ため、見重挟手当に り、ではいる、最大のではいる。 はいめ、法員のがあれる。 いては、とを不認める。 いては、とを不認める。 はいる、とを不認める。 はいる、とを不認める。 はいる、とを不認める。 はいる、とを不認める。 はいして、全、を は、一、で、 の、意の無 いては、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、	法令や通知等で民生委員の証明を必要とする書類は多くあり、特に児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務については、全く面鑑のない住民からの依頼も多く、事実確認が困難である。金銭の受給に関わることでもあるため、証明できないことで民生委員の心理的な負担が増している。また、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付についても、貸付にあたり民生委員の意見書が必要となっているが、同様に生活実態のわからない住民についての意見書作成は困難である。民生委員は証明事務以外にも、高齢者の増加に伴う高齢者の以きこもり防止や介護予防、ヤングケアラーやひきこもり問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社の問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社の問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社の問題など、地域の活社関のの知符と役割は増入している。こういった福祉課題への知らに民生委員の知時と役割は増入している。こういった福祉理が大きくなっている。こうに、中、民生委員の欠員率は近年増加傾向にあり、なり手確保が関緊の課題である中、これら証明事務については早急に見直すべきである。	の心理的負担のみならず事務負担も軽減し、ひい	働省	岡市、か市、 市、のでは、 のでは、	委員が確認できることに限界があることについては日々の業務の中で多々実感している。また、民生委員からも心理的負担や民生委員が証明を行うことに対する疑問の声もあがっている。一方で、公簿上では、確認できない本人の申立てにより認定の可否を判断する事例では、第三者の目が入ることで不正受給が一定数防げるという面、また孤立化している家庭への見守りという面で民生委員の協力が重要となるケースも存在する。もし民生委員からの証明を廃止するとすれば、本人からの申立てによる申請要件がある以上、それに代わる確認方法が必要であると考える。 ○児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務においては、依頼の際に、面臓のない住民の事情説明などに時間を要したり、事実確認が難能したりと、実務上、当課の事務処理がスムーズに行えていないこともある。また、当該手続きの廃止を実施することで、民生委員の負担も住民の負担も軽減することに繋がる。 ○民生委員から、他住民の利益に関する証明をすることは精神的負担が大きいとの意見があり、証明事務の負担が軽くなることで民生委員のなり手不足解消にも繋がる。 ○当市においては、証明けてはなく、「現状確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面臓のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。正明事務が廃止されれば、民生委員の負担軽減となる。 ○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。
155		点15】	の休暇制に地貢献に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	として、地域社会に貢献 する活動(自治会、NPO 等)に従事することを事 由とする特別休暇を、各 地方公共団体の裁量で 創設して差し支えないこ ととすること若しくは明確 化することを求める。	当市としては、働き盛りの世代の地域活動参加を促進する 社会的風潮を醸成するため、まずは公務員が日常の地域 活動に参画してい、制度的身盤整合構築することは有用と考 えているが、地方公務員の休暇制度については、地方公務員 貴法第24条第4項において「国及び他の地方公共団体の 職員と間に権情をはないように適当な考慮が払われな ければならない。」と規定されているところ、各地方公共団 体が、それぞれの裁量で、地域社会に貢献する活動「自 な、NPO等)に従事することを事由とする特別休暇の創設 を行いたい場合も、当該規定との関係で問題がないのかは 必ずしも明確ではない。 国家公務員の休暇制度における、いわゆる社会貢献活動 休暇(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第 19条、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休取の近休暇 19条、人事院規則15-14(職員の勤務時間、財政び休 暇)第22条第4号)は、被災地支援や介護施設等における 活動のの参加を要件としている。一方、(自治的・自主的な 動機による活動であるとはいえ)地域社会への貢献として 日常的に幅広い参画を期待される活動である自治会町内 会活動が対象範囲となっていない。		総務省	古屋市、広	○町内会・自治会などの地域活動が担い手不足は非常に深刻であり、仕事をしながら活動に参加できることは重要である。地域活動が特別休暇の対象となることで、地域活動への参加促進が促されるとともに、公務員がにうした即り組みの先行事例となることで、民間企業の取り組み促進にもつながることから、制度の改正等が必要である。
15	大治	台町	養手当関係 書類におけ	書類のうち、特別児童扶養手当認定請求書(株式 養手当認定請求書(株式 第一号(第一条関係))、 特別児童扶養手当所得 状兄の関係がいて分 いのの 関係がいて公 印廃止を求める。	特に現況届において件数が多いため、公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 左記で挙げた関係書類の年間件数は、・特別児童扶養手当認定請求書20件(申請がある度、随時進渡。 ・特別児童扶養手当所得状況届80件(年1回全受給者から一斉に提出されたものを取りまとめて提出するため、時期が非常に集中する) 遠達先の異相征相談センターより「公印の押印が必要」と 通知があるほか、県福祉相談センターにて毎年行われる事 務担当者会議でも毎年注意点として挙げられる。	事務負担の軽減となり、事務の効率化及び住民 サービスの向上につながる。		沢市八稲浜県市府市県県市、王城市、上城市、半京和奈島笠越市市、長田都泉良根岡谷、、横野	〇当市も同様の状況であり、件数としては例年認定請求が40~50件程度、所得状況届が380~390件程度で推移している。ここ数年、受給者数も増加しており、認定請求書及び所得状況届への公印の押印に要する時間も比例して増加している。 〇大治町と同様に、特に現況届において件数が多いため、公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 間係書類の年間件数は、 ・特別児童扶養手当認定請求書約130件(申請がある度、随時進達) ・特別児童扶養手当認定請求書約130件(年1回全受給者から一斉に提出されたものを取りまとめて提出

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
れた民生委員の職務の範囲内のものであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に当たって民生委員の証明書を求めることは 要当な運用であると考えている。その上で、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村 審査要領について、「呪知和8年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求事の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい、(求める措置の具体的内容の下段について)生活福祉資金貸付制度は、戦後の民生委員による、防貧と低所得世帯の自立更生を促進する世帯更生重動が基となりできた制度である。このため、当制度においては、民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとなっている(生活福祉資金貸付制度要綱)。また、本制度は、単行の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図るものであり、民生委員による地域住民への和談対応等の支援がら、本制度の利用、人とつながることも期待をしている。このような背景、理念及び目的か	認定に当たり民生委員、児童委員等の証明を求めることは廃止すべきである。 生活福祉資金貸付制度については、制度ができた背景はあるものの、当時から社会情勢は大きく変化している。意見書を必須とせずとも、民生委員の活動によって、本制度の利用の促進に貢献できると考えている。また、意見書のあるなしにかかわらず、その後の民生委員による相談支援等において、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図ることは可能であるため、民生委員の意見書は廃止すべきである。 なお、当市の民生委員からも、証明事務・意見書作成事務は負担に		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 【全国市長会】担当地区内全ての住民の生活実態を把握することは不可能であり、事実確認が困難なため、民生委員にとっても負担感や心理的な抵抗が強いとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。
地方公務員の休暇を含む動務条件は、地方公務員法第24条第4項及び第5項に基づき、「均衡の原則」に反しない範囲で、各地方公共団体が条例で定めることとされている。また、特別休暇については、職員は公務を優先することが原則である以上、真にやむを得ない公的な要請または社会通念上妥当とされる個人的事情がある場合に限って認めることとすべきであることにも留意の上で、各地方公共団体の実情に応じて適切にご判断いただくべきものであると考える。	地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を創設する場合においても、ご提示の諸原則に基づき地方公共団体の実情に応じて判断できるものと理解した。		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)を踏まえ、今後、所要の改正を行う。	地方公共団体の事務負担軽減の観点から、第1次回答のとおり、改正をお願いしたい。	_	【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管 ・関係府省		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
	大治町	児童扶養手		特に現況届においては、件数が多いため公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 左記で挙げた関係書類の年間件数は、・児童扶養手当認定請求書は約60件・児童扶養手当認定請求書は約60件・児童扶養手当現帰は約300件・パーカーのでは時期が集中しており負担となっている。提出期間は8月に1か月間であり、8月に提出された現況届を9月10日前後に県に提出しなければならず、全て公印年即が必要とされる。か、記載ミスは全て公印での訂正印も求められている。 県福祉センターにも問い合わせたものの「児童扶養手当施行規則で株式に『印」があるということは、規則で決まっているということなので、公印は押してもらわなければならない。現況届は様式に『印」がないので省略可能であり、公印が現ているということなので、公印は押してもらわなければならない。現況届は様式に『印」が、当県では押印を全市町打めるい、対別ではないが、当県では押印を全市町打ちが	行政の効率化等) 事務負担の軽減となり、業務の効率化及び住民 サービスの向上につながる。	こども家庭庁	域市市県府県県 数市市県府県県 、	支障事例 —
	高宮広香須土市町町村村町場県県県市清土市町町村村町県県県県市清地では、大日大東県、東京市市地では、大田大東の東京では、大田大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、	支援拠点事 業の実施施 設及び実施 方法の要件	業実施要綱に基づく「連接型」の地域子育、全国を 場所については、上較的 場所については、上較的 子育で家位民館、で、大大 の書館自に配置といるが 大育で館やの数置を、場場が 独模を開始でする。 が独自に配置しているが 独模を開始で表現。 は、本質を は、本質を は、本質を は、本質を は、まで、表現を は、まで、表現を は、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、	て支援拠点実施要綱において、実施場所については、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設であること、実施方法については、連携施設に勤務する職員によるバックアップ体制があることが、それぞれ要件として定められている。しかしながら、当県は年間の出生数が20人未満の小規模自治体が4割以上もあり、平均の延べ利用者数が5人未満の市町村が7市町村あるど利用者が少ない拠点も多り、完また、小規模自治体の中には、そもそも児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設を持たないところもある。このため、特に小規模自治体においては、地域子育で支援拠点事業の実施を断念せざるを得ない現状がある。また、バックアップ体制については、近隣の児童福祉施設・京の職員や市町村の担当課の職員からのバックアップが可能か、実施要綱から読み取ることが困難であると感じて	地域子ども・子育て支援拠点の設置・活用が可能	こども家庭	旭城市, 原、	○連携施設の選択肢が広がることで、多様な形でのサービス提供が可能となるため、必要な改正だと考える。
		業法に係る 届出等の運	る、住宅宿泊事業を営むにあたっての事業者の届	住宅宿泊事業法第3条に基づく届出について、現行規定では「事業者が届出を行った日」を届出日とするか、「欠格事由に該当しないことが判明し、届出が適式であることが確認された日と居出日とするか不明確である。この点、次長通知において、行政手続法上の届出と同視していると解されているところであるが、届出を受けてから届出番号を開始するまでに暴力団に該当していないかの警察への確認等に時間を要するため、事業者等から、届出をしたにもかかわらず、すぐに営業が開始できないといったクレームが生じ得る。	住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営の 確保による健全な民泊サービスの普及、行政事務 の効率化等		相模原介、高知県	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届については、 令和5年度中に児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51 号)を改正し、公印の押印を不要とする。 なお、児童扶養手当現況届については、公印の押印を求めていないが、その旨周知する等の対応を検討してまいりたい。	地方公共団体の事務負担軽減に対し前向きな回答をいただきありがたい。第1次回答のとおり、対応を進めていただきたい。特に児童扶養手当現況届の公印不要の周知は早めの対応をお願いしたい。		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
ている職員等のバックアップを受けることで、一般型で求めている、子	県内の市町村(34)で令和4年の出生数が10名以下の町村は11町村となっており、そのうち町村内に地域子育て支援拠点が設置されていない町村が8町村ある(休止中、広域連合での設置町村含む)。また、現在、保育所併設で連携型を実施している県内3施設の令和4年度の平均利用組数は108-13組という現状。利用対象者である未就園児がいる家庭が少なくなる中、各町村は2名の専任職員を配置する予算と人材確保に苦慮している状況(財政上事業化できない)。よって、一般型の実施は難しいものと考えてい		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間といった地方和互間の関係 や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
行政手続法第37条において、「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合とは、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したとさに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されており、住宅宿泊事業法第3条の届出しついては、形式上の要件に適合している届出がなされた場合、届出として効果を持つこととなる。 このような解釈については、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)に改めて記載することを検討する。	領(ガイドライン)に明記いただくに当たっては、以下の3点について、解釈も含めて明確にしていただきたい。 なお、書類の提出をした日をもって営業可能となると考える届出者が 多い一方、書類の提出を受けた地方自治体は届出事項について確		

理 四九名	提案事項	求める措置の	目体的大土座市内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
号団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
10 加工模型的 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	の認可、指 導性では の認動を の認動を の認動を のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	導監督、財政措置に係る 権限を都道府県から指 定都市へ移譲すること	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指導監査は、認可基準の観点から行う施設監査は都道府県が、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度)という。)に移行した幼稚園に対する特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る事業が行われているが、新制度移行園には市区町村が店も私学助成が行われているが、新制度移行園にはの助も含めた幼稚園利用者に係る幼児教育・保育の無償化の手続や子ども・子育て支援事業計画の策定に当たつてりが行ったいる。中間に係る各権限が一元化されていないことで対で行っている。は、保護を持ち、大きないの場合を持ち、大きないるというでは、保護を持ち、大きないるでは、保護を持ち、大きないるというでは、大きないると、大きないまないる。、大きないると、大きないると、大きないると、大きないると、大きないると、大きないると、大きないると、大きないると、大きないが、大きないると、大きないまないる。、大きないると、大きない、大きないると、大きないると、大きない、大きない、大きない、大きない、大きないると、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	率化等が図られるとともに、指定都市において幼 児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的	こだも家庭 庁、文部科学省	子浜原県 横模庫	
3	物防除事業交付金の係るスケージュールの見直し	交付金について、春季から活動を開始する外来生物に対応していくため、 年度当初から事業を実施することができるような	「特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引き」に記載のスケジュールにおいては、4月前半に環境省からの深状内示流型かと受けで地方の共団体から交付申請を必ずけた。となっている。また。「交付申請書が到達してから、当該申請に係る交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則60日以内」(特定外来生物防除等対策事業を実施できない現状となっている。 例外的に緊急的な対応を要する場合は交付決定前着手が認められているが、それも内示後しか行えず、多くの特定となっており、年度当初より事業をきない現状とつている。 例外的に緊急的な対応を要する場合は交付決定前着手が認められているが、それも内示後しか行えず、多くの特定を含まてのスケジュール自体を前倒しいただきたい。 である、以下に示すとおり、手引きに記載のスケジュールより、例件遅れたスケジュールとなっている。内示が遅れておけ、空では、数にある。これにより事業の効率的・効果的から見の時期は、交付決定前着手に活動が活発になる特定が来生物の例か。 「春季に活動が活発になる特定が来生物の例始。サクラの咲く3月下旬からは見足からの防除間合せも増えるが交付、ファレインアリ・年中活動しており、3月以降活動が活発になる特定が来生物の例始。サクラの咲く3月下旬からは現足からの防除間合せも増えるが交付、アルゼンチンアリ・年中活動しており、3月以降活動すが発売さない。 「過去のスケジュール】 令和4年度 内示日・令和4年6月17日 等で決定できれるできれるできない。「過去のスケジュール】 令和4年度 内示日・令和4年6月17日 今初3年度 日本6月17日 今初3年度 日本7年7月29日 令和3年6月10日 交付決定前着手届提出日:令和3年6月10日 季符決定日・令和3年6月11日			形県市市県県市県市市市県市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	〇当市においては、特定外来生物クビアカツヤカミキリ防除のために国の生物多様性保全推進支援を令和4年度まで活用していたが、本事業の交付金の交付決定、着手可能日)が成虫飛散期(6月)を過ぎてしまうため、被害拡大防止に肝心である成虫駆除を効果的に実施できない現状があったのため、事業着手前届を出して事業実施をしたが、その着手決定日もまた成虫飛散期(9日)を出きていまうため、効果的な防除に大きく遅延をきたした。これでは、本事業交付金の本来のとして、不十分なのではないか。〇当市においても、今年度より特定外来生物防除等対策事業の応募を行っているが、この応募のは、今年度より新規で実施するスートリア、アライグマ及びアカミを打ぐアメリカザリガニ)に限っており年実施しているアルゼンチンアリに関しては応募していない。理由は、アルゼンチンアリの防除を活動開始する3月から実施しているが、交付決定後にしか事業着手ができず、4月当初より事業着手を大き方ができるような事業スケジュール直していただくことには、大いに賛成である。〇令和4年度において、4月にアルゼンチンアリの生息が初めて確認された市町村があることから、4当初から特定外来生物防除事業交付金事業により防除が実施できるような事業スケジュールに見直いただきたい。〇今和4年度において、4月にアルゼンチンアの少生息が初めて確認された市町村があることから、4当初から特定外来生物防除事業交付金事業により防除が実施できるような事業スケジュールに見直いただきたい。〇当市においては、クリハラリス防除事業に特定外来生物防除事業交付金を利用している。クリハラリスはついても、活動が活発となる秋季から春季にかけての捕獲が有効であるが、現状では、イヴルを後から年度末までの期間しか活用できていない。〇つ前においては、クリハラリス対策の事業に大きない。〇日東では特定外来生物の防除の実施につけて、年度当初からの事業実施を想定していた。しかしとしま事務の説明と受付が2月末に開始され、内示は4月末であった。当県の事業は交付金の交付付決定もなり、多くの特定外来生物の活動が活発になる4月当初から防除等の対策を行うことで、効果的な事業を実施できる。年度当初に交付決定されるよう事業スケジュールを早めるか、4月当初ま施した事業を対象とするよう見以降が活動が活発になり、個体群が小さい春先に防除が効果的な多い実施した事業を対象とするよう見以降が活動が活発になり、個体群が小さい春年に防除が効果的な多い実施できない。〇アルゼンチンアリについては、3月以降が活動が活発になり、個体群が小さい春年に防除が効果的なお実施できる。また、本安付金を利用している区市町村から、同内容(4~5月に着手できない。6 特別外となる)について相談事例あり。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
親点から、幼稚園の設置認可、指導監督、財政措置の権限が都道府 県に一元化されているところです。仮に、制度として私立学校へのこれらの権限を一律に市町村に移譲した場合には、人員体制やウハ ウの蓄積が十分でない市町村が、私立幼稚園に対するを設置審査・指 導監督、財政措置を実施する必要が生し、行政事務の非効率をを招 く恐れがあります。したがって、私立幼稚園に対するこれらの権限を 市町村に一律に移譲することは適切ではないと考えています。ただ し、現行制度においても、地域の実情に応じて、地方自治法第525条 の17の2の規定に基づき、都道府県が別途条例で定めることにより、 これらの権限を市町村長に移譲することは可能です。	村も舎めて一律に移譲をした場合は、指摘のとおり人員体制やノウハウの蓄積の観点から、行政事務の非効率化に繋がる可能性は否定できないものの、本提案は、指定都市への移譲を求めているものである。 既に指定都市においては様々な事務・権限が移譲されており、さらには、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等の業務を行っている現状に鑑みれば、私立幼稚園の認可・指導監督等 財政措置等の権限の移譲に向けて、円滑に事務が持行できるよう余裕を持ったスケジュールを組むことにより、これらの課題は解決できるものと考える。なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例はあくまで例外的な制度であることから、指定都市における幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育で施策を推進するためには、例外的な対応によらず法律上明記の上、実施すべきものと考える。特に近年、必ずしも法令に根拠を要しない単発での補助事業や調査事業が増えている中で、その実施主体をより明確にするためにも、自然体間での例外的な対応によらず、法律上で権限を明確化しておくことが適切と考える。また、事務処理特例により対応したとしても、私立学校法第9条に基づき都道府県に置かれる私立学校審議会による審議が引き続き必要とされる場合は、指定都市による一元的な対応は図れず、根本的な解決に生至らないことから、事務処理特例による対応ではなく、法律上で整理を図るべきものと考える。		
等対策事業」として生物多様性保全推進支援事業から独立したところ。 「特定外来生物防除等対策事業」では、可能な限り、対策が必要な時期での支援となるよう、令和5年度には4月末に内示を行った。これは、生物多様性保全推進支援事業に比べて2ヶ月ほど早い時期での内示となる。 令和5年度は独立後の事業としては1年目であり、現時点でスケ	要な特定外来種には対処できない。 4月末に内示があったとしても、交付決定に係る事務手続を経て実際 に事業に着手できるのは早くて5月中下旬である。交付決定前の着 手も可能とされているが、交付決定前着手届の提出時点で、応募申 請書に記載した事業開始予定日に到達していないことが要件とされ ている。当県としては、防除が有効な4月早々に事業を開始したい が、4月上旬を事業開始予定日として応募申請書に記載すると事前 着手もできない仕組みとなっていることも早期・有効な防除の妨げと なっている(意見交換をした複数の地方自治体も同様の意見であっ た)。	【福岡泉】 連用方法の見直しにあたっては、他府省庁の手法を参考として改善されたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

				T.	T			
管		2 提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号 四 17	(事項名)	具体的内容	スポリる人件チャ	行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
16	4	抗体陰性豚に対するションは 抗体は対するションは 一般の追加とすること のこと	域における追加接種について、免疫付与状況等確認検査の結果が80%以上の豚群についても、れ体陰性豚が特定されている場合にあっては、国と協議の上、その豚に対	豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種は、国の防疫指針に沿って、農家毎の免疫付与状況の確認を行いつ、接種適期を調整している状況である。 指針では、農場の抗体陽性率が80%以上である場合には、抗体陽性率が80%未満の豚舎又は接種群(以下「豚舎群」という。)が確認された場合のみ、国と協議の上、当該	場全体の抗体陽性率を少しでも上げることは、防 疫上有効であり、農家のリスク軽減に資すると考え	農林水産省	岡山県	
166	6 一横静熊 千横静熊	、PPP/PFI手 、法導入を優 先的に検討 するための 指針等の位	を優先的に検討すること とする国の指針やガイド ラインについて、あくまで 優先的に検討することを 要請するものであり、義	「多様なPPP/PFI手装導入を優先的に検討するための指針 (以下「指針」という。)」において、概ね以下のような内容が 規定されている。 「公共施設等を管理する人口10万人以上の地方公共団体 は、指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について 優先的検討規程を定め、次に掲げる公共施設整備事業の 基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の連営等の方 針の見直しを行うに当たっては、優先的検討規程に従っ	ర ం		高桥子市、我	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
十分な感染防御効果を期待できると専門家からも提言されているとろである。た、 いつクチンというものの性質上、接種した全ての豚に免疫を付与できものではないこと、 過去の発生事例においてワクチン接種済みの肥育豚で感染が確されていること。 いうクチンの接種のみで豚熱の感染を完全に防ぐことは困難でる。このため、抗体陰性豚全でに追加接種を行うことは防疫上有効はいえないことから、本病の対策についてはワクチンのみに頼るこなく、飼養衛生管理の徹底が最も重要である。 したのことから、現在、国としては、農場の全ての豚の免疫付与を目す追加接種については防疫対策上必要とは考えていない。	「ワクチンというものの性質上、接種した全ての豚に免疫を付与できるものではないこと」及び「過去の発生事例においてワクチン接種済みの肥育豚で感染が確認されていること」については承知しているが、接種後の抗体確認検査の結果として抗体陰性豚が特定されている場合にあっても、当該豚を限定して追加接種をすることへの希望を		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
169	長野県	くり事業協 同組合制度 における派	組合制度において、同制度定法に対して、同制度定法に通う。 原制度定法に通うが、通過では、 では、 が、通過では、 できるよう場合では、 できるよう場合では、 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるまでは、 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるよう。 できるまで、 できるよう。 できるななななななな。 できるなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職			根県、山口県、高知	〇当県の中山間地域においても冬期に派遣可能な仕事が少ないため、組合の設立に至らない市町村がある。こうした地域では、植栽業務や建設業において人材が不足しており、冬期の派遣先として需要が高い。 〇当県では、今年1月に2つの特定地域づくり事業協同組合が設立されたところであり、深刻な人材不足に直面している当該地域の建設事業者からも制度活用の要望があったが、組合への加入を断ったところである。 〇組合の区域内において、林業(地ごしらえ、植栽業務)も人手不足であるが、派遣が禁止されているため、派遣ができない。
170	長野県	くり事業協 同組合制度 に合うる組合 の派遣が可能な利用量	組合制度において、同制度定法に対して、同制度定法に通くが要求を指列を実施を関係を実施を受けた過失がある。中小企業等協同組合法に対100分の20以内では、	いて、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特 定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一	定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い		庫県、島根	〇当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって関散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
な支配が生ずるおそれがあること等から、労働者派遣事業を禁止している。一方で、建設業務については、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」において、実施計画の認定を受けた建設事業主団体の構成事業主が、厚生労働大臣の許可を受けた上で、計画に記載した当該団体の構成事業主に常用労働者を一時的に送り出すことができる特別な仕組みを認めている(建設業務労働者新業機会確保事業)。そのため、建設業務における労働者派遣事業を認めることは慎重な検討が必要である。	協同組合における安定した通年雇用の確保という面で、当該規制緩和によるメリットは大きいと考えられる。 例えば、派遣可能な時期を開散期に限るなど、一定の制限を設けた 人で緩和することで、デメリットを最小限にするといった手法も考えら	派遣法全体での建設業派遣の緩和を求めるものではなく、特に人口 減少により担い手の確保が非常に困難となっている地域の現状及び この組合制度の主旨を考慮し、制度改善をお願いしたい。	【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材の確保に向けて、本制度をより実効性が高いものとするため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
1号に規定される事業協同組合のうち、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第1項による都道府県知事の認定を受けた事業協同組合である。中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の員外利用規制は、事業協同組合はその組合員のための直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体であり、その利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則の例外として定められている。当該邀旨に鑑みれば、特定地域づくり事業協同組合可良外利用規制を見直すことは、利用者が組合員に限られていることを前提として事業協同組合の員外利用規制を見直すことは、利用者が組合員に限られていることを前提として事業協同組合同組合制度に認められている各種特例等を含め、組合制度のあり方に影響を及ぼすものであり、特			【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管理	回生有	提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
171	長野県	くり事業 問組におが におが は の は の が の の が の が る 方 の の が る 方 の の が ら が の が ら が ら が ら が ら が ら が ら が ら	組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されている組合	特定地域づくり事業協同組合制度は、人 中急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道所県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用市職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施の通年を開発している。総務省が定めたガバドラインに記さるかりを確認することとなっており、組合運営費の一部といるが、総合では、変化を表し、会のいる特別では、変化を表し、会のいるでは、変化を表し、会のいるでは、変化を表し、会のいるでは、変化を表し、なが対象経費の上限額を移動率に応じて漸減することとなれている。総務者が大きなで、会のに、企業を表し、会のに、変化を表し、会のに、変化を表し、会のに、変化を表し、会のに、変化を表し、会のに、変化を表し、会のに、変化を表し、会のに、など、が、遺職員のを、を表し、表し、との、のが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、変ながあるのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、変ながあるのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業があるのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業があるのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業があるのが難しいなど、人口急減地域にある。といてきない。とのに、こうした地できない、また、順造明音のとのが発し、また、所述職員のののは下に制限されているために、ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができない。また、に、こうした地域、利用分量の20%以下に制限されているために、こうした地域、対別表には同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、提開期の仕事が構定できない。さらに、こうした地域、もは、対別表により、また、原性の表しないまない。とのに、こうしたができない。また、また、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い 手確保、移住・定住の促進につながる。	総務省	埼玉県、兵根	〇当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって開散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。
172	長野県	護差介部交換のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	基金(医療介護提供体制 改革推進交付金(医療事	都道府県への交付金の内示時期が運く(R4:8月5日)、事業の円滑な執行に支障があるほか、要望額全額が交付される保証がない状態で事業を実施する必要があることから事業者に多大な負担をかける状況が続いており、事務負担が大きい。	減り、より円滑な事務の執行が可能となる。		城川市県県県県県県県県県県県県県山市県山田山田町町山田町崎	〇特に地域医療情報連携ネットワークについては、内示後に事業を開始するため、年度内に事業が完了 せず、繰越が生じている。 〇切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であ り、国庫補助事業や地域医療再生基金からの振替事業なども含め、各種事業を継続して実施する必要が あること、加えて事業の執行に支障を来すような滅額調整が年度途中にあると、安定的な事業執行が困 難となることから、早期の内示が必要。 〇現状、「地域医療介護総合確保基金」は、都道府県が設置主体であり、当該内容は当市が主体とはな り得ないが、内示時期が遅いことは、市町村においても当該事業の円滑な実施に支障がある(予算要求 等)ことから、早期化されることが望ましい。 〇過去3年の内示時期は、事業実施予定年度の8月から11月となっており、事業の実施に必要な期間が 確保できていない。 事業効果が十分得られるよう早期の内示が求められる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
り事業の推進に関する法律」第1条に規定されているとおり、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保等を図り、地域社会の維持、地域経済の活性化に資することを自的としている。また、同法第10条において特定地域づくり事業の範囲を、①その地区において地域づくり人材がその能の手の事業に従事する社会を提供するよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業、②その地区で活躍する地域づくり人材を確保する等の事業、と規定されていることから、当該地区の地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは明らかである。これらを踏まえると、組合が位置する市町村の区域外に職員を派遣することを求める本提案については、制度の趣旨に沿わないため、慎重な判断が必要と考える。	ことさえできないことがある。当該地域の範囲外に関散期の仕事があり、そこに労働者を派遣することが可能となれば、安定した通年雇用を確保することで、組合を設立して地域づくり人材の呼び込みにつながるため、制度の目的である地域社会の維持、地域経済の活性化という面で効果が大きいと考える。また、関散期に区域外へ派遣されていたとしても、繁忙期を含め1年の多くを当該区域内の産業に従事し、年間を通じて当該区域内で社会的活動に参加しているのであれば、地域づくり人材がいない場合に比して地域の活性化に寄与していると考える。そのため、例えば、同一県内など一定の範囲内に限り、一定割合の域外派遣を認めるなど、制度の趣旨を逸脱しない範囲で規制を緩和することを検討いただきたい。		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
地域医療介護総合確保基金の内示にあたっては、国において都道府 県計画の精査や計画内容の聴取等を行う必要があることや、都道府 県における決算終了後の基金残高を確認した上で配分の調整を行う 必要があることから、内示までに一定の時間を要しているところであ るが、地方厚生局とも選携して聴取に当たるなど業務の効率にを図 り、遅くとも7月中には内示ができるように手続きを進めていく。 【参考】国における執行事務のスケジュール(標準的な事例) 3月31日:都道府県要望の保出結約 4月1日~:都道府県要望の内容精査・都道府県ヒアリングの実施 5月31日:都道府県における決算事務の終了 6月上旬以降:都道府県における基金残高の確認及び配分調整 ※なお、基金の配分に当たっては、全都道府県の要望額や基金残高 が揃わなければ調整を行えないため、それぞれの期限を守って国 提出いただくよう都道府県にお願いしているが、都道府県によっては 期限を超過する場合もあり、国と都道府県の両者の協力が必要と なっている。	に契約準備行為に着手可能となり、円滑な事業執行に繋がるものと		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管理	田比克	提案事項	求める措置の	目仕がた士陪中心	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
	長野県	画大学 24条よ行主 全見 24年	第1項の規定による勧告 を行う場合に必要な土地 利用蓄金への意見能 取の義務付けの廃止を 求める。	6週間以内)にしなければならないこととなっている。しかし、当県では勧告しない場合に行う不動告通知の発出までにほぼ3週間を要しており、その上で勧告する場合に必要となる審査期間の延長、現地調査、審査会への意見聴取、動告の判断等の事務に一定の時間を要することから、実態として期限までに勧告を行うことが困難である。このため、勧告は全国的にも実績がほとんどない。当県では、国土利用計画法第27条の2の規定による助言では、従わない場合の担保が国土利用計画法上ないため言になる表という担保を接している勧告を積極的におり担保があると考えており、従わない場合には公表という担保を接している勧告を積極的に引きたいと考えているが、土地利用審査会への意見聴取を含めて原則3週間以内(最長6週間以内)・サンロ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・リカ・	政指導)を行うことで、公表されている土地利用に関する計画に適合する土地利用の実現に資する。 制造に従わない場合には、都市計画法、農業振興 地域の整備に関する法律等の個別規制法による 許可制度と国土利用計画を 設の表を連 携して実施することが可能となり、土地の適正利用 に資する。	国土交通省		
174	長野県	画法の規定による事状の規定に出ては出地に引きたる事状の係引見いた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1項の規定による事後 届出の状況についての 国土交通省への報告に 当たって利用する土地取 引規制実態統計処理シ ステムについて、データ を入力したEXCELファイ ルをシステムに取り込め るようにするなど、入力を	国土交通省は、国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況を把握するために、毎月都道府県に対して、土地取引規制実態統計処理ンステムにより出力したデータの提出による報告を求めている。当該システムは、国土利用計画法の事後届出1件毎に入力すること求めなおり、当県では1件当たり15分程度の時間を要していることがら、年間400件のデータ入力に100時間上の時間を要している。当県の認識では、当該システムが稼働されておら、入力の労力を軽減するためのシステムが稼働されておら、入力の労力を軽減するためのシステムが食量されてから、入力の労力を軽減するためのシステムが良地なシステムに直接手入力しているが、特に項目名「受理台帳コード」について、入力説りを誘発するエリア配置により、入力たたデターの大力人力になるだ。ともはばしば起こるなど、業務の効率化を図ることができない状況となっている。第月の報告を行うこと自体は必要なたのと理解しているが、システムの仕様のために都道府県に必要以上の事務負担を生じさせることのないよう、都道府県の業務効率化のためのシステムの仕様のために都道府県に必要以上の事務負担を生じさせることのないよう、都道府県の業務効率化のためのシステムの体を推進すべきであると考えている。	システムへの入力時間の短縮により、職員の業務効率化を図ることができる。	国土交通省	干葉県、横浜市	○当県では近年土地取引が増加傾向にあり、この直近2年については800件超の届出があることから、年間200時間ほどの事務処理時間を要している。提案にもあるように、届出されたデータをそのままシステムに取り込むことができれば、事務処理にかかる時間が大幅に削減されることが見込まれる。また、当県では空港の機能強化に係る用地取得における関係で一団の土地としての届出が多数ある。そのため、「コピー入力」を多用しているが、コピー先を選ぶ画面では地番が大字からしか表示されないなど検案性に問題があるため、こちらの改良等も併せて検討していただきたいと考える。 ○届出の内容を国土交通省へ報告をするために使用する土地取引規制実態統計処理システムについては、当府でも手入力をしており、非常に手間と時間がかかっている。また、届出情報を、受理年が変わるとコピーできないシステムのため、不便である。また、文字数制限もあり届出の内容を正確に提出できない。エクセルファイルでの提出にする等、簡素化をしていただきたい。。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
の立場からも必要であるため、最長でも6週間以内とされている。 国土交通省では、土地利用審査会の効率的な運用の参考となるよう、令和5年3月22日付け事務連絡により、類似の審議会等と統合した運用や書面やオンラインによる開催が可能であることについて、取組事例と併せて、都道府県及び指定都市に周知しているところであ	①事後届出に係る勧告は行政指導であり、特定の人や事業者の権利や義務に直接具体的な影響を及ぼすことがないから、土地取引を直接規制し、国民の財産権を制約するとは言い過ぎである。行政指導は、相手方に行政指導の中止等の水めを留保しているほか、指導に従うことを相手方の作意の協力によってのみ実現できることも明確にしており、相手方の権利利益は保護されている。また、国土法と同様の勧告制度を検索したが、勧告前に意見聴取を求める他の法今前見つけることができなかった。そのため、他法令で必要としていない勧告前の意見聴取を必要とする特別な理由が見当たらない。②措置の必要性について、支障事例でも説明しているが、ほとんど不勧告通知で済むことが前提となっている審査体制において、現地調査・勧告の是ま、審査会への意見聴取など適常行かない手続を最長6週間で行うことは実態として難上い、国土法は主として他法令による		【全国知事会】 国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告を行う場合に必要な 土地利用審査会への意見聴取の義務付けについては、地方分権改 革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止または「できる」規定 化もしくは努力義務化するべきである。
国土利用計画法に基づく事後届出の情報を集計し、土地取引の動向を把握するため、毎月、都道府県及び指定都市に対して、土地取引規制実施計入・型ステムに届出内容を入力し、国に提出することをお願いしているところである。届出内容のデータ入力について負担軽減を図ることは重要と考えているが、御提案のあったデータを入力したEXCELファイルをシステムに取り込めるようにするなどのシステム破修を行うには、改修費用等について検討が必要である。国土利用計画法に基づく事後届出については、規制改革実施計画大統計を開発しているところであり、データ入力作業の負担軽減についても、併せて検討を進めてまいりたい。	当県では、長期にわたり、システムへの入力業務について、誤りが発生しやすいことなどから負担を応じている。本来、貴重な人的資源に乗中させたいところ。な修費用がかかることは承知しているが、追加共同提案団体からも支障事例が出ている通り、他の都道府県及び政令指定都市においても同様の問題を少なからず抱えていると考えており、システムの後を行わない場合、全国で入力に必要な人件費は、毎年年間400万円に上ると試算する(※)。 昨年度にも、貴省担当者に対し、システムの入力方法に係る要望を電話にてお伝えしている。特に、項目名「受理台帳コード」の配置については、入力したデータを一から入力し直すこともしばしば起こるなど支障が出ており、改修に多額の費用がかかるとも考えにくく、直ちに改修をお願いしたい。また、改修を検討いただけるのであれば、どのようなスケジュールで検討し、いつまでに結論が出るのか明らかにしていただきたい。 併せて、規制改革実施計画に基づいて検討と併せて、データ入力作業の負担整減についても検討を進めていくとのことだが、事後届出のデジタル化によりデータ入力作業が不要となるなどこちらの検討が具体的に支障の解消にどのようにつながるのか含め検討状況を明らかにしていただきたい。 (※)人件費を当県の最低賃金水準と仮定し、試算。約900円× 15分(60分(1件当たり入力時間)× 審査件数18,216件(令和3年) = 約400万円		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

					制度改正による効果			<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度は正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	▼ 支障事例
178	福高知規則。	提供体制改革生産 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「医療介護提供体制改革 推進交付金」について、 過年を付金」について、 過年度積に国する場合は、 記事の場合に、 のまた、 のまた、 のまた、 のまた、 のまた、 のまた、 のまた、 のまた	和3年11月4日付厚生労働省発医政1104第1号・厚生労働	過年度の変更計画の策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。 また、事業実施年度ペースのみの計画策定とし、 通年度積立残の活用状況を計画内に記載すること で、基金残高の執行状況を把握しやすい明瞭な計			○地域医療介護総合確保基金において過年度執行残が複数年度に生じており、過年度積立残を活用す
179	仙札角岩東市町ま葉浜崎模新静名市神岡広福熊台幌田沼松、、市市市市原潟岡古、戸山島岡本市市市市島玉い千横川相、木市市屋駅市市市市市市島王い千横川相、木木、市、木木、市、	宅受所び修わシす産の者ン等のけ有大繕れコる税申に管のには規等をに固定減対ン理管では、工理管のが、対資額象の合者、組工のでは、対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	受けた区分所有住宅(マンションドレ区分所有住宅(マン・マンタンので)の新築文の音について、管理を扱った。	ては、管理者等からの申告は認められておらず、各区分所	分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して 減額できるようにすることで、納税者(区分所有者) の負担軽減、未申告時の不公平感の解消につな	土交通省	小牧市、盛戸市、ひた大 田原市、大大高	〇当市においては、長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の実例がないが、今年度から創設となった「マンション長寿命化促進税制」においては今後対象となるマンションの全所有者に申告書提出を求めることとなる。この制度において対象条件とする管理計画認定マンションは、一棟で認定を受けるものであるから、全所有者が平等に減税対象とされるべきであるが、申告にあたり全所有者分の申告書を期間内に同時に提出させることは困難で、一律の対応が不可能となることが予想されるため、各納税義務者がその責任のもとに行うのであれば、申告主体を便宜的に管理組合等の管理者とすることは、有益な措置と考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
する経費に充てるため造成されており、また、都道府県計画は、基金 を充てて実施する事業の進捗管理の観点から、年度毎の管理が適 切である。 過年度の基金を執行する場合は、上記を踏まえ、過年度の計画を変	都道府県計画は、事業の実施年度ペースで策定し、事業費の財源として、積立年度毎の充当金額を当該年度の計画に記載することで、事業の進捗管理及び基金の執行管理は可能であるため、過年度の計画を変更する必要はないと考える。また、事業の実施に当たっては、積立残を活用するため、形式的に過程度計画を変更しているに過ぎず、年度毎に事業の進捗を管理する意味はないものと認識している。		【全国知事会】「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、地域医療介護総合確保基金に充てる交付金の交付にあたって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とし、事務負担を軽減するため、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
理者等と個々の所有者(納税義務者)との関係性等について整理する必要があります。また、マンション管理組合の管理者等を申告主体に追加する場合に、申告書を含む必要な書類が確実に提出されることが担保されるかについて慎重な判断が必要であるとともに、当該管理者等の負担が大きくならないようにすることも重要であると考えております。 日本の留意点を十分に踏まえた上で、地方税制度を所管する総務省と、長期優良住宅の認定制度やマンション管理計画認定制度及び管	体に追加することで、個々の所有者(納税義務者)の申告と重複する可能性はあるが、自治体側において全住戸の所有者(納税義務者)を容易に把握することができるため、地方税法附則第15条の7第3項及び第15条の9の3第2項の適用判断に問題は生じない。また、長期優良住宅の認定は、住戸から住棟単位に変更されたことで、管理者等が計画変更の手続きを行うこととなり、マンションの管理計画の認定についても申請者が管理者等に限られているため、その後の固定資産税の減額の手続きも、個々の所有者(納稅義務者)が申告するより確実に必要書類が提出される状況になると考える。以上のとおり、管理者等が申告を行った場合であっても減額の要件		

管理	B#2	提案事項	求める措置の	日什么大工院本内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
180	仙札石岩登東市町町ま葉浜模新静京大堺戸山島九福熊 台幌巻沼米松、大。市市原潟岡都阪市市市市州岡本 東市市市市市島蔵女と、、市市市市、、、市市市 ・、、市市市、、、市市市 ・、、市市市・、、、市市市	も子育でです。 ・子育なども ・子業けるとどを ・子業は ・子業に ・子業に ・子業に ・子業に ・子業に ・子業に ・子 ・子業に ・子 ・子 ・子 ・子 ・子 ・子 ・子 ・子 ・子 ・ ・ ・ ・ ・ ・	項となっている「各年度 の地域のである。 である。 である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	踏まえて設定している。「幼児期の教育・保育」(年引き図表1の対象事業1~3)や「放課後児童健全育成事業」(年引き図表1の対象事業5)といった児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い量の見込みを立てることが可能であるが、その他の事業(年引き図表1の対象事業4、6~11)は、個人の利用意の等に左右される部分が大きいため、一定の精度をもった量の見込みを実出することが軽しく、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは、現実的に困難にある。 実務的には、上記その他の事業については、推計値に基づいてサービス提供体制を整備していくというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されているとは言えない状況である。	れ、より教育・保育及び地域子ども・子育て支援事	庁	札岡市区市市市市県市市、県市上の機関では、日本の地域では、100円では	
82	仙札宮石角岩東市市町ま浜崎模新静京堺戸島九福熊台幌城巻田沼松。、木市市原潟岡都市市市州岡本市市県高市市市島 谷王・横川相、市市市、、、市市市市、島谷王・横川相、市市、市、市、市、市、島谷王・横川相、	の券面配制 事及明書で 事項の書で 事項が書間 の当間 の当間 の当間 の当 に と る こ と す こ と も さ と さ と も ら と ら と ら と ら と と ら と と ら と と ら と ら	いて、ハードウェアトーク ンとして使用できるよう、より利用者の制度独同 と考慮したを考慮したを表慮した。 まな的には、カード拳面 への氏名やまでは、カード本載を 不可要更とした総称する。併 チップに格納する。併 チップに格納する。併	パネルに追記を行っているが、サインパネルに余白が無い 場合、有効期限到来前でも再度カードを申請する必要があ り、自治体窓口では説明に苦慮している。 また、カードに顔写真が印刷されているが、申請時の顔写 真を利用した20万一タのためカード交付時の顔認証シス テムで比較するが、本人指否率が高く、職員による目視で 本人確認を行っており基準が続一できない。よって、カード 交付後に医療機関で保険証として利用する際も病院で使え ないという苦情が寄せられているところである。 本人の真正性は所有、知識、生体を組み合わせた多要素 認証を経て担保されるものと思われるが、カードリーダで読 み込むことを前提とすれば、既に医療機関においてもカー	ネルの余白が無くなるたびに行っていた申請手続き等が必要なくなり、有効期限までマイナンバーカードが利用できる。併せて、指静脈認証により独したり、自然のでは、まり強固なセキュリティが担保される。顔認証の他に指静脈認証も追加されるため、利用するサービスの本人受入率が向上する。また、暗証番号を忘れた場合の博証番号再設定による来庁が不要となり、市町名に伴うプライバシーの確保も可能となる。また、電子証明書の有効期間をマイナンバーカーままた、電子証明書の有効期間をマイナンバーカー	庁、総務省	山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	○住所変更や婚姻による氏変更等のマイナンバーカード(以下「カード」という。)の券面事項変更の際自治体はサインバネルに追記を行っているが、サインパネルに会白が無い場合、有効期限到来前でも

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
もに、市町村こども・子育て支援事業計画の基本記載事項としている。 地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の 実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援 事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意 記載事項とすることは困難である。 他方で、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込 み」の算出については、これまでも地方分権提案において、各自治体 から作業負担に関する指摘等があったことを踏まえ、市区町村の事 務負担を軽減する観点から、利用希望把握調査(アンケート調査)以 外の手法を用いることも可能である旨を明確化するほか、利用希望 把握調査以外の手法を例示する等の対応を行ってきたところ、負担 軽減に資する取組については、引き続き、検討してまいりたい。	自治体において、地域の実情を踏まえて量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育で支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難」とされているが、本提案は、その「地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成」することが現実的に困難な事業について、見直しを求めているものである。地域子ども・子育で支援事業の「量の見込み」及び確保方策の検討に保る事務作業スケジュールは約1年以上にわたるが、このうちの半		【全国知事会】「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5 年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
定)に記載のとおり、次期マイナンバーカードの導入に向けた検討の 場として設ける「次期マイナンバーカードタスクフォース(仮称)」にお いて、暗号アルゴリズム、偽造防止技術を含めた券面デザインについ て必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の 券面記載事項、電子組明書の有効期間の延長等について検討を 行ってまいりたい。券面記載事項については、マイナンバーカードの 身分証明書としての機能やマイナンバー利用事務・関係事務実施者 の事務への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。			【全国市長会】 マイナンパーカードと電子証明書の有効期限の統一については、利便性向上の観点からも提案の実現を求める。

				4444			
管理 番号 団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管 ・関係府省		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
				行政の効率化等)		団体名	支障事例
ま市、横	及び無償給 与事務に係 る指定都道所 から都道所 県への報告	府県を通して国に報告することが定められている あことが定められている が、この制度を見直し、政令指定都市に関して は都道所集から独立して 給与事務が行えるよう改 正を望む。	【現行制度について】 義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校 の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の 規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する財 規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する財 を登け、教科書の発行に関連 告するというのが法の趣旨である。 【支障事例】 教科書の表というのが法の趣旨である。 【支障事例】 教科書等提供並びに需要数報告に関わる事務日程の支障は の書議会結果や採択方針が決定するのを待っては、以降 における教科書採択の事務を進めるに当たっては、以内 の書議会結果や採択方針が決定するのを待って、6月7月 本までに調査研究や選定協議等を本格実施する。5月頃からで、 事務に逼迫教報告に関わる事務の事務を進めるに対した。 中間における教科書採択の事務を進めるに対した。 の書議会結果や採択方針が決定するのを待って、6月7月 本までに調査研究や選定協議等を本格実施する。5月頃からで、 中間における教科書採択を行うとともに、その間に教育書員、 中間における教科書保持でする。5月頃の制能して、 や市民・保護者意見の集約等も行っており、教育書員、 中部は逼迫する。 と同じの事務作業を行う期間は、果への報告の事務の事務作業を行う期間は、 といると考をの事務作業を行うから提出される。 をおいるとはからとはいる。 をおいるとは、 をおいるとは、 をおいるとは、 をおいるとは、 をおいるといかる。 は、 第1十業を行っているが、特に確認作あり、多くの時間、 をおいるといまのまのまでは、 をおいるといかるといいるといか。 をおいるといるといかる。 をおいるといかるといるといかる。 をおいるといるといるといるとのでは、 は、 は、 第1十業を行っているが、特に確認作あいる。 をおいるといるといるとのでは、 は、 をおいるといるといるといるとのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の期限も9月16日迄と当市を例に挙げれば現行よりも1ヶ月強延びることになる。これは、事務作業の効率化や負担軽減といった点においても、地方分権改革が業務改善や公務員(教員)の働き方改革につながるものとして期待できる。		大阪市、大	
184 八王子市	帳ネットワー ク利用端末 へのリモート 接続を可能	クの端末等の運用において、端末の個別設定作業、障害時の対処などは端末設置場所まで行って	住民基本台帳ネットワークはマイナンバーカード交付業務において重要な役割を担っている。操作する端末に突発的な障害が発生した場合、当市に複数ある支所に設置された端末については、本庁舎のデジタル担当職員が現地で復 増末については、本庁舎のデジタル担当職員が現地で復 旧対応する必要がある。現地までの移動時間によっては半 日程度端末が利用できないケースも生じており、マイナンバーカード交付業務に大きな影響を与えている。	害復旧対応に係る現地への移動時間の削減や、		山市、千葉 市、八尾 市、東温	○市域が広範囲であり、住基ネット端末を設置している支所が多数あることから、更新作業を行う際には、担当職員とベンダーで手分けして現地に赴き作業を行っている。2台設置されている場合には、往復の移動と更新作業で終わかってしまうため、大きな負担が生じている。14一ト接続で力が可能になれば人件費の削減につながるとともに、窓口終了後から作業を行うことにより、カード交付業務等にも支障を来たさなくなる。
185 八王子市	金が生じた 場合に積み てなければ ならない 額に係る規	については、当該剰余金 のうち二分の一を下らな い金額を積み立て、又は 繰上償還の財源に充て ている。この積み立て、 又は線上償還の財源に 充てる金額について、 完金が生じた翌年金を 対の重・都返還金を除 いた額の一をする よう要件の見直しを求め る。	地方財政法第7条では、「各会計年度において決算上剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、剰余金が生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充でなければならない」とされている。しかし、近年は国の総付金事業等の影響により、国庫支出金等の超過収入による翌年度返還金が多額となっていることから、地方財政法第7条における積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額は、国・都返還金を除いた二分の一としてもらいたい。 今和3年度(2021年度)決算	も前年度からの繰越金が生ずることになり、安定した財政運営が可能となる。			○近年、国・県返還金が増加していることもあるため「地方財政法第7条における積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額は、国・県返還金を除いた二分の一」となった方がよいと考えている。 〈実績〉 令和3年度 実質収支(A) 3,565百万円 (1/2の額)(B-A/2) 1,783百万円 国・県返還金(C) 833百万円 繰越金として使える額(D=B-C) 950百万円

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
においても、採択における調査の充実及び事務負担の軽減等の観点から、需要数報告に係る作業時間の確保は重要な課題であると認識している。 需要数報告に関しては、採択後の需要数の確定作業に一定の時間を要する一方で、現行の数料書事務執行管理システムが複雑であること等の問題点が指摘されており、文部科学省では、現在、現行システムの課題を分析し、円滑かつ効率的な需要数報告を可能とするための抜本的なシステムの破修に向けた取組を進めでいるところであり、これにより本件課題への対応は可能であると認識している。現行システムの改修については、今和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているところであり、本ンステム改修により市町村と都道府県による集計・確実的関値保が可能となることや、需要数報告における各学校の作業の見直とを図ることで、学校及び市町村の負担を軽減しながら作業の見直と図ることで、学校及び市町村の負担を軽減しながら作業の見直とを図ることが可能であると考える。 昨年度の需要数報告に係る同旨の要望への対応方針として「地方公共団体の事務負担を経減する方質を検討し、(中略)その結果に基づいで必要な措置を講ずる」ことが昨年12月に閣議決定されたところであり、文部科学省としては、本閣議決定に基づきンステム改修を含む必要な措置を講ざることが、迅速かつ確実であると認識している。	いうことと、実質的な採択事務期間が短く、大きな負担となっているということが課題であるとの認識で行っている。したがって、現行システムの改修によって、作業時間や作業内容は、どのぐらい改善できると考えているのか、具体的にお示しいただくともに、早急に進めていたさたしまた、都道府県教育委員会に対しては、改善内容に合わせて報告締切期限を見直すよう、文部科学省からの指導を検討いただきたい。 お道府県教育委員会は特約供給所と必要に応じて連携しつ、市町村から提出された需要数についての確認作業を行っている。とのことであるが、当市では、1次回8列紙に示されているものと同様の作業を特約供給所と連携しつつ、約190の学校との間で、短く限られた時間の中郷の心注意を払って行っている。このことはり、県からの入力に入事のでは一般で表しました。以下のでは、1次回では	今回の要望は、都道府県から指定都市に移譲されている事務権限の内容の見直しを求めるものである。根拠として別紙に示されている事務を信ついては、指定都市制度が運用される以前に施行されたものであり、実態に見合ったものでない。システム改修を含む必要な措置を迅速に行えないのであれば、指定都市が、都道府県から独立して教料書供給の一連の事務を行うことができるよう、法改正を行えばよい。働き方改革も進めている中、そもそもシステム改修を行うのであれば、より事務手続きが簡素化できるようにしていただくことが重要。システム改修は確実な需要数の把握の役割とは切り離して考えるべきもの。また、指定都市と都道府県による二重の確認作業が不可欠と示されている根拠も不明瞭で、指定都市の責任のもと、独自に二重の確認を行うことは可能と考える。なお、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているとのことであるが、具体的にど	なお、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成する ための経費を計上し検討を進めているとのことであるが、具体的にど のような内容でいつから導入できるのかを明確に示していただきた
ActiveDirectoryについては、導入団体における適切な管理体制の整備やソフトウェアのぜい弱性対策及び動作確認の実施など、一定の条件を満たした上で導入することが可能とされています。保守作業等による端末へのリモート接続については、住基ネットが全国の住民の個人情報を保存しているシステムであることやリモート接続により当該個人情報漏洩等のリスクがあることなどを鑑み、慎重な対応が必要と考えます。	具合対応を強いられ、運用保守経費がかさんでいる。	_	
決算上の剰余金に係る国等への返還金の取扱については、地方団体・関係省庁から、返還が翌年度に及んでいる実情や課題等を聴取した上で、必要性も含めて、検討したいと考えている。	前年度の剰余金から、超過収入に係る国・都返還金を除くことにより、地方財政法第7条に対応しても前年度からの機越金が生ずることになり、安定した財政運営が可能となる。地方自治体及び関係省庁の実情や課題等を適切に把握していただき、積極的な検討をお願いしたい。		

	理	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
百	号 5		(事項名)	具体的内容		行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
1:		重点36】	ビス事業る監事の許可の計画である直	民間事業者や地方自治 体が市民宅等を訪問す る際に、やむを得ず路上 駐車する際の許可につ いて、許可申請手続をオ	にあたり市民宅の訪問等を行っているが、車両の駐車に苦慮している実態がある。市民宅等の周辺にコインパーキンケ公共施設がない場合、訪問に時間を要し、虐待に対する緊急対応等が困難であり、効率的に業務を行うことができない。当市としても駐車場の確保に努めているが、限界がある。現在、都道府県警察において駐車許可制度が運用されているが、1回の駐車について1件の申請が必要であり、業務の実態に馴染まない。また、平成31年2月13日付で警察庁から「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周	ていくために、訪問型サービスの重要性はますます増している。地方自治体や民間事業者がその業	警察庁	函川牧市市県市県市県市市、八兵熊宮鹿児 市下、八兵熊宮鹿児 原児 原見	
111	7 /\.		合が発電し た再生可能 エネルギー を構成する 地方公共団	送を活用する場合における電気事業法第2条第1	る。現在、当該工場では焼却時の余熱利用で発電を行い、 売電を行っているが、共同処理によって創出された電力の ため、各構成団体の公共施設での活用を考えている。しか し、「電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で	できれば、カーボンユュートラルの施策が推進され、電力の地産地消が効果的に行われることで、環境省が進める「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏」の構築及び一般廃棄物処理施設の集約化に広域化にも寄与することになる。 当該清掃工場の売電価格と一部の構成団体の買取価格を比較すると買取価格が高額となっていることで、バイオマス発電にも関わらず再生可能エネルギー発電促進賦課金が課せられることにも矛盾が生じている。また、電気料金高騰化においては、価格面で地産地消が成立しないことも考えられる。これらのことから自己託送となれば、そうした課題		盛崎市、 川橋川市 市市、 熊本市市	〇当市においても、ゼロカーボンを実現するうえでエネルギーの地産地消は必要であり、その1つの施策として自己託送事業は効果的な手法と考える。現在、当市のごみ処理施設で発電した余剰電力は公共施設の一部で活用する自己託送を行っているが、今後、広域的なごみ処理の整備を進めていく中で、当該問題の解決は必要であると考える。 ○現在、地方自治体においては、国の「地球温暖化対策計画」と連携し、再生可能エネルギーの普及やCO2排出量の削減に指検的に取り組んでいる。現在、地方自治体におけるCO2排出量は、消害業務が大きな割合を占めているため、一部事務組合の清掃工場でのみ廃棄物処理を行う自治体にとって自己託送が認められない状況は、カーボンニュートラル実現への大きな障壁となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
いりたい。訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可については、 道路交通法上、1回の駐車について1件の申請が必要な制度とは なっておらず、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の 簡素合理化について(通達)」(平成31年3月22日付け警察庁丁規発 第44号)等において、駐車日時や駐車場所について、訪問診療等の 用務の性格や交通状況等を勘案した上で、一つの許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化・柔軟化を図り、申 請者の負担軽減に努めるよう各都道府県警察に対して指示してい る。また、駐車許可のうち、定型的・反復継続して行うものについて は、令和4年1月から、試行的な取組として運用開始している「警察行	八王子市内の警察署では、訪問診療等の訪問型サービスを用務とする場合については、6か月の間、申請した複数の場所において、申請といた曜日と時間帯に駐車できる対応が取られているが、申請内容に変更が生じた都度、手続が必要になる。訪問診療等の訪問型サービス以外を用務とする場合については、こうした対応の対象外とされているほか、いっ訪問を要する事態になるかかからない相談対応や虐待対応などを用務とする場合については、予め時間と場所を指定できない。また、平成31年の警察庁通達には、許可申請の一括受理等の記載があるが、実際には、複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合に、各警察署への手続が必要となっているのが実態である。1か所の警察署で手続できないことで申請に係る時間と手間が増えることも、申請する事業所等にとって負担となっている。例え1か所の警察署で手続できないととで申請に係る時間と手間が増えることも、申請する事業所等にとって負担となっている。例え1か所の警察署へ駐車可能な箇所なのかなどの確認が必要となるなど、警察の手間が増加することが想定され、許可までに時間を要してしまうのでは本転倒である。そのため、一度の駐車許可により、「1年間、市内で、申請した用務による」駐車を可能とする等、より包括的な駐車許可制度への見直しを繋がなった。「1年間、市内で、中語した用務による」駐車を可能とする等、より包括的な駐車許可制度への見直しを終して行うもののみならず、新規、変更申請についても可能としていただきたい。その上で、事業所等が本来業務に注力できるようにするために、申請書類を最小限にしつつ、より簡易な入力方法で申請できるようにしてほしい。		【全国市長会】 提案内容を踏まえ、現行制度下における合理的な運用について更な る周知を行っていただきたい。
一部事務組合が発電した電気を、これを組織する地方公共団体へ自己託送する場合については、経済産業省中に公表されている「自己 託送に係る指針」の「2、自己託送を利用することができる者の範囲 について」に記載されている「電気事業法施行規則第2条及び第3条 第1項における「密接な関係」の詳細」の(1)~(6)のいずれかを満た していれば可能であり、一部事務組合による自己託送の利用が一律 に排除されているものではない。 その上で、自己託送の適用可名については、具体的な事実関係に よって判断されるため、詳細は個別にお問い合わせいただきたい。	に排除されているものではない」とのことだが、支障事例に記載したように、令和5年1月に経済産業省に対し、多摩ニュータウン環境組合から構成市である多摩市、町田市、八王子市への自己託送方式につして照会したところ、一部事務組合については、要件を充足していな		

管理	77.4.5	提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
188	八王子市	営必農を途おすお許の大きのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	項又は建築基準法施行令第130条を改正が応援。 ・	生産緑地法では、原則として生産緑地地区内において建築物を建築する場合には市町村長の許可が必要だが、農林漁業を営むために必要となる農業施設の方も、90平方メートル以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「農業用施設ととから、)については、市町村長の許可なく建築することが可能である。しかし、建築基準法第48条第1項~第3項本文の規定により、農業用施設を建築しようとする地域が生産緑地地区内であっても、木れが第一種保管住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種種の高層台は原則建築することができず、同党大だし書に多り内でもある場所では、農業用施設を建築しようとするといないなは、農業用施設を生産緑地地区内に設置したいという相談を現在ち件受けているころ、その建築を消していたいる。当市においては、農業用施設を生産緑地地区が本件用途地域内に所在することが、企業等生法第48条第1項~第3回規定が適用され、農業用施設を特例許可により建築する必要があるが、特別許可により担か大きく、農業従事者があるが、特別許可により建築する必要があるが、特別許ではその手続い時間がかかることや許多を決しまいました。とかう所に苦慮している。と在産緑地法上では市町村長の許可な人農業用施設を建築手名とが可能であることも踏まえ、建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130条を改正し、農業用施設を建築することが可能であることも踏まえ、建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130条を改正し、農業用施設の建築の特別許可に当たっては公開聴聞及び建築書をの同意の取得を要しないこととしたり、農業用施設の建築を対特別許可に当たっても公野になる。	特例許可に係る特定行政庁及び農業従事者の手 続負担が軽減される。また、農業用施股の建築に 係る手続が簡略化され、農業従事者の就労環境 の改善を図ることが可能となることで、若年層の職 業選択におけるイメージアップや女性、高齢者、障 害といった多様な働き手の確保につながり、近 年減少傾向にある農業従事者の増加に寄与する	国土交通省	鳥取県、久	
189		業法施行令 (昭和27年 政令第403	第22条の3で規定のある 収納取扱金融機関の担 保提供の有無を、各自治 体で判断できるよう緩和	【現行制度について】 当市の下水道事業は令和2年度に公営企業会計を適用したことに伴い、地方公営企業法に基づき、公金の収納及び支払事務を担う出納取扱金融機関と、収納事務を取り扱う収納取扱金融機関を指定し、その金融機関が地方公営企業法施行令第22条の3の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関には担保の提供が義務付けられている。一般会計及び各計の金融機関が公金の収納及び支払事務を担う指定金融機関は公金の収納及び支払事務を担う指定金融機関が公金の取納及び支払事務を担う指定金融機関が公金の事務を取り扱っている。しかし担保の提供養務は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、各金融機関が公金の取納及び支払事務を担う指定金融機関と、収納の事務を担う収納代理金配として、の金融機関が公金の事務を取り扱っている。しかし担保の提供養務は、地方自治法施行令第168条の2第3項に基づき、指定金融機関のみに規定されている。あり担保の提供養務は、地方自治法を行る第16条の2第3項に基づき、指定金融機関のみに規定されている。かし、対策を対策を関かる。とので、中級支化各特別会計を取り扱っている収納代理金融機関の契約を断られる事例があった。よって、一般及び各特別会計を取り扱っている収納代理金融機関の対策を制度は、計算を計算を開き、といて、一般及び各特別会計を取り扱っているので、中級支化各特別会計を取り扱っを制であるが、下水道事業においては33件であり、8件少ない。(令知5金融機関が全の事業を目が表す、取り扱う金融機関が全の事業を目が表す、取り扱う金融機関が全る中、公金を取り投資金融機関が全の事業を目が表す、またのは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	無を判断し、収納取扱金融機関契約を取り交わすことで、公金を取り扱う金融機関の数を維持することに繋がれば、市民の納付機会の減少を防ぐこと	総務省	越谷市	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
農業用施設に関する第48条特例許可実績の調査をまずは実施し、 第一種低層住居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への 影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。	第1次回答において、「農業用施設に関する第48条特例許可実績か 調査をまずは実施」とのことであるが、毎年行われている建築基準 施行状況調査における第48条特例許可実績の鑑認に留まらず、どの ような観点から特例許可がなされたのか、また、実績には表れない潜 在的なニーズや支障(特例許可はその手続に長期間を要することや 許可基準が不明確であると等により負担が大きいことから、本件用 途地域内への農業用施設の建築が難しく、農業への従事そのものを 勝めざるを得ないといった事情)等を把握するための必要な調査を確 実に行っていただきたい。併せて、当該調査の方法や検討のスケ ジュールについても具体的にお示しいただきたい。 また、「今後の対応について検討する」とのことだが、必要な調査を 行った上で、建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130 なを改正し、農業用施設の建築の特例許可に当たっては公開聴聞及 び建築審金の同意の取得を要しないこととしたり、農業用施設の建 築の特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示したり。農業用施設の建 業の特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示したり。農業用施設の建 業の特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示したりまる など、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていた だきたい。	但加大門定本日平かづい元所	【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提業の実現に向けた積極的な検討を求める。
意義や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえつつ、その必要性を検討する必要があることから、地方公共団体等の意見を伺いながら、提案内容に係る課題整理や対応方針について検討してまいりたい。	(1)担保提供の意義について 収納取扱金融機関からの担保提供規定は、公金の安全性を担保させる意義を持つものであると考えられる。 しかし、金融機関の責による損害は、契約等に損害賠償規定を設けることで安全な公金の保管が確保できる。また金融機関の破綻等の場合、公金の次方用預金は預金保険制度により全額保護の対象にあり、金融機関がら担保とを提供させずとも、公金の安全性の担保は確保できるものと考えられる。 (2)他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性について提案のとおり、一般会計及び各特別会計の公金収納事務を担う収納事務を担っている。 (3)地方公共団体等の差別には適用されている。がずれの金融機関には追用されている。がずれの金配機関には通用されているが、担保提供規定の適用は異なっている。 (3)地方公共団体等の意見について御指摘のとおり、地方公共団体等で担保提供の対する考え方は異なると考えられる。このため、取り扱う公金の性質や金融機関との関係でといった緩和が必要であると考える。 (4)必要性について上記でいるという緩和が必要であると考える。 (4)必要性について上記でいると対しなびにのとおり、担保の意義や制度の整合性を踏まえても、収納取扱金融機関に対して担保を一律提供させる規定の見直しは必要だと考えられる。当該規定を理由として金融機関が収納取扱金融機関の事務を辞退又は撤退することは、納入義務者の納付機会の減少に繋がる。以上の点を踏まえ、収納取扱金融機関の事務を辞退又は撤退することは、納入義務者の納付機会の減少に繋がる。以上の点を踏まえ、収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和をお願いしたい。		

# III		担安市话	ポカス世 星 の		制度改正による効果	出座の配筒		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
官 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	支障事例
191	岡福広島島県	域関及に定施施供ののを強力がお流設のすびお流設設す位見を提出通及の名置直をはったのる置面を関すが、日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	関する法律における活と は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	流通業務総合効率化事業の用に供する施設である特定流通業務施設(流通業務の総合化及び効率化の促進に関すが立地可能な場所に高速自動車国道や鉄道の貨物駅等の物資の流通を結前する機能を有する社会資本等の近傍に限定されているが、当該近傍地域の多くは市街化調整区域となっており、開発行為には原則として都治道府県知事配度規定の効果として、特定流通業務施設の用に供する開発行為は「通常原則として新行後の場合は「過業務施設の用に供する開発行為は「通常原則として新行後の開発である場合には、農業機関地域の機能である場合には、農業機関地域の農地である場合には、農業機関地域の農地である場合には、農産機関の農地である場合には、農産機関・10年の農地である場合には、農産機関・10年の農地である場合には、農産機関・10年の農地である場合には、農産機関・10年の農地ではなくも農地である場合には、農産機能の農地ではないため、農村企業が必要になる。現在の法定は起いため、農村企業が必要になる。現在の法定はないため、農村企業が必要になる。現在の法定はないため、農村企業法及び農地法上の配金の機能といっている。例えば、地域未来投資促進法に基づく手続を踏むことにより農振のではないかため、農村企業法をや地域未来投資促進法に基づく手続を踏むことにより、開発を開始するまでに長期間を要引をいる。例えば、地域未来投資促進法に基づて、開発を開始するまでに長期間を要引を持つ地域経済を引事業計画の作成を計画要することとなっいる。例えば、地域未来投資促進法に基づて、対り、地域経済率引事業の促進に関する基本的な計画の要型・出地利用調整を計画(同法第11条第1項)の作成等の手続が多く、本地利用調整を計画(同法第11条第1項)の作成等の手続が多く、事業を開始といる。		省、国土交	盛城県市	
192	岡栃長岐中知山木野阜国事会県県県県県大	康診断の報 告頻度及び 報告期 見直し	定期健康診断の報告頻度 度取び報告期限について の5第1年の1年の1年の1年の1年の1年の1年で の5第1年の1年では、2月の十年の1年で 1年で1年では、2月の十年の1年で 10日までしまって 10日までしまって 2日の報告に改めるようま かる。	感染症法における事業者等が行う結核定期健康診断は、 毎年度実施が義務付けられており、その実施状況について は、同法施行規則第27条の5第1項において「月ごとに 取りまとめ、翌月の十日まで」に保健所を経由して都道府 県知事に報告しなければならないと規定されている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 定期健康診断について、分散型や人間ドックにより複数月 にまたがって実施している事業者等も多く、毎月の報告で は、事業者等の報告業務及び保健所での集計業務が非効	率化が図られ、事業者等及び保健所双方の負担	厚生労働省	城県、さい たま市、横	○検査結果が翌月になる場合や、年度途中での人事興勤等による対象者の変動など、事業者により報告数の考え方が異なっているように見受けられる。不明点等は個別に確認しているが、事業者も保健所も負担になっている。当該報告は陽性者がいないことの確認のために実施している側面もあると考える。そうであれば、提案のように報告が年1回になれば、双方の負担軽減につながると考える。○市町における結核定期健康診断は年間通して事業を行っており、月ごとに対象を把握し通知等を行っている。また、要精密検査となった者は、異常なしの者より最終的な健診結果の把握が遅れるため、現行の報告頻度では、健診結果の取りまとめが煩雑となっている。実際に市町からは「年1回の報告とさせてほしい」との要望を受けている状況である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
画の達成に著しい支障を及ぼす恐れがないと認められるもの(道路法の道路等の線的施設等)の用に供される土地 ② 農村産業法等の地域整備流に基づき地方公共団体が策定した 計画に基づき設置される地域整備施設の用に供される土地であっ て、当該計画の策定に当たり、あらかじめ農業的土地利用との調整が既に行われている施設の用に供される土地 については、当該施設の立地により農業・農壌法第10条第4項の「農 用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」として、第13条第2項の適用はなく、農用地区域からの除外を認めることとしている。 こ提案にある「特定流通業務施設」は、 (1 特定流通業務施設を含めた終合効率化計画の策定主体は物流事業者等であり、地方公共団体が地域振興を図るために策定した公益性が特に高い事業の計画に基づく施設ではないこと ② 物流総合効率化法及び基本方針において、あらかじめ農業的土地川等の調整を行う規定が設けられていないことから、これを道路等の公益性が特に高い事業の能設ではない、当該施設の登場では交、当該施設の整備にあたっては、法第13条第2項各号の除外要件に照らして農用地区域から除外を行った上で、農地転用の許可を受けることが適当な土地に含まれない土地」に含めることは適切ではな、当該施設の整備にあたっては、法第13条第2項各号の除外要件に照らして農用地区域から除外を行った上で、農地転用の許可を受けることが適当と考える。 といることに配慮し、 ① 一般国道や都道府県道の沿道の区域 ② 高速道路のインターチェンジの出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域 については、原則転用不許可の第一種農地であっても、例外的に転用を認めることとしているところ。	投資促進法に基づく土地利用調整を伴う地域経済牽引事業計画の作成や、農村産業法上のスキームを利用している。こうした手続きにより、配慮」を得ることで、農振除外や農地転用許可が可能となるが、農業的土地利用調整以外にも基本計画の作成と国の同意等が必要となるため、相当の事務処理負担と期間を要している。このため、物流総合効率化法そのものに農業的土地利用との調整を行う規定を設けることにより、事務負担の軽減等をご検討いただきたい。		【全国知事会】 農振除外手続や農地転用許可手続については、これまで進められてきた地方分権の趣旨を踏まえて地方の創意工夫が生かせるような柔軟な対応をお願いしたい。本件についても提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第53条の7の規定による通報又は報告については、定期健康診断の結果等に関する統計的情報が結核の発生を予防し、まん延の防止を図るため必要な基礎的な情報であり、感染症法に基づく具体的権限及び施策を実施する都道府県行政の基礎となることから、都道府県が統計的情報を把握し、各種措置、結核予防に資する対策・事業に活用するという趣旨から設けられたものである。	報ではなく、年間全体の実施状況から分析し、予防事業に反映することが適切であるため、年1回の報告であっても統計的情報の有用性を損なうことはないと考える。また、多くの事業所等が定期健康診断を分散型や人間ドックにより実施していることから、毎月の集計では実施状況の全体像を把握するこ		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

								1	
	寶理	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
省	号	DI M. D	(事項名)	具体的内容	ALL 1997 HAND	行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
1	-	岡中国 明中国 明本 明本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	全運動推進 要綱の早期	提供を行うこと又は要綱	全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱」)は、春は2月1日、秋は7月1日に中央交通安全対策会議交通対策本部	で、交通安全運動の効果的な広報ができる。		城県、か市、山牧県、か市、山島、山水・山島、山水・山島、山地・山島、田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・	○特に自治体への回覧用チラシの作成及び配付には国の要綱決定から1か月弱しか期間がないため事務負担が大きい。 ○当市では、実施要綱を策定し、運動に係る施策等を定めている。実施要綱の策定にあたっては、国の全国交通安全運動推進要綱(以下「国要綱))策定後にその内容及び県の実施内容を踏まえて策定する必要がある。県においても、国要綱策定後にその内容を踏まえて実施内容等を定めていいるため、当市の実施要綱要元までには、国要綱策定から一定期間を要する。そのため、関係機関との調整や会議資料の作成に時間的余裕がなく、担当職員の事務負担が大きい。○今年度、春の国要郷では、日程について市町等からの問合せで「当該市町で運動に向けた準備のため、運動日程を早期に教えてほしい。」旨の申し立てはあった。よって、要綱内容全でではなく、今春のように日程が例年と異なる場合は予節だけでもあると国から県、県から市町への対応がスムーズになると考える。一方、実段階の資料を示されても、その内容が対策本部決定までに変更されるのであれば(例・重点内容が変わる等)、当該案は一人歩きする可能性があるため県担当者としては、決定を受けてからの資料を待ちたい。提案にあるように調整等作業については、日程がタイトで本県も担当者泣かせな一面(特に春要綱の決定は2月1日より遅れると困る)があり、内閣府担当者等のワークライフバランスも踏まえて決裁等を進めるにあたり、無理のない範囲で決定時期を前倒し出来るのであればそのように願いない。
1	94 R	岡山県	ナンス事業 補助制度に おける変更 交付申請手	助制度の橋梁・トンネル・ 道路附属物等の交付決 定単位間の流用を軽微 な変更とするなど、迅速 な国費の流用を可能とす ること。 また、交付申請時に個別 の施設名を記載した事業	また、年度当初に提出を要する事業内説調書等に記載した 施設の追加又は削除をするには変更交付申請が必要であ るが、これも同様に変更交付決定まで約2か月を要するこ とから、年度内の点検・修繕状況の変化(年度中に緊急的 な対応が必要である施設が判明した場合等)に迅速に対応 することができない。	き、効率的な修繕が可能となることから、修繕措置 率及び住民サービスの向上につながる。また、変 更交付申請の手続に係る負担が軽減されること で、事務の効率化や予算の効率的な執行が可能 となる。		わき市、茨 城県、高崎 市、館林	〇トンネルについて、長寿命化修繕計画単位ごとに事業内訳調書及び別紙リストに基づき交付決定を受けているが、日々の日常点検により、本体構造に影響を及ぼす恐れのある箇所の修繕を実施したい箇所が発生したが、交付申請及び交付決定を受けている。個別施設計画等に記載のある施設であることを条件に、箇所の追加等を経微な変更として取り扱うことが可能であるならば、より安全・安心な道路施設の管理が可能となる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
春及び秋の全国交通安全運動推進要綱は、「全国交通安全運動の推進に関する基本方針について」(平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定)に基づき、実施の都度、中央交通安全対策会議交通対策本部において、例年、春は2月上旬、秋は7月上旬に決定している。そもも全国交通安全運動は、国民運動としてその趣旨をできるだけ浸透させ、交通安全意識の醸成と交通ルールの定着等を図るために最新の交通事故情勢を反映して実施すべき性格を有している。そのため、同推進要綱は、最新の交通事故情勢や前回の運動結果等を設まえ、関係府省庁の協議、交通対策本部員の決裁手続等を経て決定しており、その相関を短縮することは困難である。しかしながら、提案意見の趣旨を踏まえ、特に要望のある春の運動については、協議時期を早めるなどにより、決定の時期を1~2週間程度前倒しするよう努めてまいりたい。なお、秋の運動については、前年の交通事故統計・分析結果を踏まえて要綱を作成するため、さらに前倒しすることは困難である。	た、前倒しが困難な場合においても、担当レベルにおける案段階での		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条(補助金等の交付の決定)に基づき、その補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査して、交付を決定しなければならないとされている。 道路メンテナンス事業補助制度の交付の決定を行うにあたっても調査が必要となるが、事業内訳調書及び道路メンテナンス事業実施計画については、適正な補助金の交付の決定を行う上で必要な書類である等の理由から提出を不要とすることは困難である。また、変更交付申請にあたっても、同様にして当該交付申請が適正な範囲で交付されるものとなっているのか確認が必要である。そのため、これらの提出を不要とすることや、実績報告書による報告をもって、変更交付申請手続を省略することや、実績報告書による報告をもって、変更交付申請手続を省略することは困難である。なお、道路局所管補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日間であり、大部分の申請はその期間内に処理を終えているが、当該申請の補正に時間を要する場合などには、その期間を含めると、30日間を超える場合がある。	道路施設の長寿命化対策については、施設数の多さなどから、予防保全への移行が不十分な状況であり、少しでも対策の進捗を図るため、本提案により、法令及び予算で定めるところの範囲内で迅速な予算の流用を可能とすることや手続の簡素化を検討していただきたい。遺路メンテナンス事業の執行にあたっては、個別施設計画を策定公表していることに加え、交付申請時には個別の施設名を記載した事表していることに加え、交付申請時には個別の施設名を記載した事表」の提出を求められているところ、事業内訳調書の記載内容は道路メンテナンス事業実施計画の別紙様試りの提出を求められているところ、事業内訳調書の記載内容は道路メンテナンス事業実施計画の記載内容を包含している。(他しくは包含させることが可能である)。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条に基づ、調査の目的を果たす程点から考えれば、どちらか一方の書類の提出を不要としたとしてもその目的は十分果たされ得ることから、提出書類の簡素化を行うことができる余地はあるものと考える。また、現行では、事業内訳調書等に記載している施設の中で、事業の進治に、国族施設を前除する際にも変更交付申請手続が必要であるが、例えば交付決定単位ごとの決定金額の総額に増減がなく、単に修繕実施予定であった施設を前除する際にも対しの場合であれば、当年続を不要とし、実績報告書による報告で足りることとするなど、可能な限り手続負担の軽減を図っていただきたい。以上により、地方自治体の事務負担を減の観点から、変更交付申請手続に係る事務負担の軽減に資する方策を講じていただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
196	回広 島県	止総合対策 交付金交付 事務におけ	急捕煙活動支援事業)に 係る捕獲確認業務について、捕獲確認を予グリにより提出されたデータで の確認が電防止総合以下、 等で付金実施要領」という。)上 明確化する。また、捕出されたデータでの強認が電防止総合以下 写施要領」という。)上 確確認アブリにより提出で れたデータでの確認の場 合には、別途の捕獲権	野生鳥獣による農作物被害の一層の経滅のため、国の「鳥 財被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業)を活用し鳥獣の捕獲強化に努めているところで ある。 当該事業に係る捕獲確認の方法は、捕獲現場において捕 獲個体を実際に確認する「現地確認」又は処理加工施設に おいて捕獲個体を確認する「搬入確認」を基本とし、これら によらない場合、写真や証拠物をもって確認する「暑預確 認)を行うこととされている。また、捕獲確認を行った市町村 等の職員は「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業におけ 各有害鳥獣捕獲確認書」という。を作	され、他の鳥獣被害防止に係る業務に注力するこ	農林水産省	模留未市	〇鳥獸被害防止総合対策交付金(鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業)に係る捕獲確認業務について、個体写真や証拠物をもって確認する「書類確認」を行っているが、捕獲頭羽教の増加に伴い、職員の確認及び書類作成業務が増加していることから、提案団体と同様の支障事例が生じており、本市においても捕獲確認アプリ導入の検討を行っている。 〇浦獲確認アプリよる捕獲確認については、地方農政局及び都道府県担当者限りの資料である「鳥獸被害防止総合対策交付金に係る執務参考資料(令和5年4月)」のP82において認められているが、今時書が確認することができる資料である実施要領においては明記されていない。実施要領に明記することにより、捕獲確認アプリの導入が促進され、市町村職員の事務負担の整滅が期待さん。なお、捕獲個体の管理に当たっては、環境省が運用している捕獲情報収集システムとの連携についても検討いただきたい。
197	岡宮中知山城国事会会会	調査の隔年 化及び説明 書の記載内	(平成19年法律第53号) に基づく一般統計調査 における教育費調査及 び生涯学習関連費調査 について、毎年実施から 隔年実施に変更すること。 また、調査における「教	本調査への報告にあたっては、都道府県及び市町村教育委員会、都道府県立学校それぞれにおいて、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国地方を通じた教育諸院変を検討・立束するための基礎資料を得ることを目的としているが、毎年実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。ままた、調査条件成にあたっては、学校教育費調査票「A-1人件費」において給与をaーdの四項目に分類するが、教職員の定義については、場合の影明書に明確な記載がな、別紙「質疑応答集」にて「教職員の定義について、本調査と関金の変養はおおむね同じであるが、例えば本調査の対象としないなど、異なる取扱いをする場合がある。」と記載されているにとどまり、本調査を学校基本調査でます。と記載されているにととまり、本調査と学校基本部者が異なれば整合性を取るのが困難である。。中間計算とが生じており、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。	都道府県、市町村教育委員会及び都道府県立学校における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる業務に注力することができる。		羽茅富川市市府県県町市、後ヶ山県・豊京徳高長熊宮・市、浜橋都島知与本崎県、市、浜橋都島知与本崎崎県、東京徳高長熊宮・東京徳高長熊宮・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	○本調査への報告にあたっては、当市教育委員会において、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。毎年実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。〇計上項目は決算科目の区分とは異なり、細分化や再計算が必須であるが、各報告元において正確な数字を計上できているのか甚だ疑問である。誤計上が生じやすい現状であり、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。当市における正確な算出にあたっては、約9千件にのぼる伝票のテ加工を余儀なくされている。実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料とするならば、決算科目と一致させる等大枠での分類でも可能と考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
認方法については、実施要領別記4第2の2の(2)において、確認者 (都道府県又は市町村職員)が(1浦接現場で直接捕獲個体を確認す る「現地確認」、②処理加工施設で捕獲者が搬入した捕獲個体を確 認する「搬入確認」、③写真及び証拠物により確認する「書類確認」に よる方法を規定しており、いずれの場合も確認者は捕獲確認書を作 成することを必須としています。	いしたい。 また、補獲個体の不正流用防止の必要性は重々承知するところであるが、そのために必要なデータは全て補獲確認アプリにより集積されるのだから、そのデータがあれば証拠書類として十分であり、別途す優確認要の作成を要しない又は当該データを補獲確認書の作成を必ないない。 仮に補獲確認書の作成がどうしても必要であるとしても、補獲確認アプリのデータ活用を含め、記載内容を簡素化するなど、地方自治体の事務負担軽減に側配慮いただき		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
割合等)、支出項目別(教員終与等経常経費や建築・施設整備費の割合等)に明らかにし、さらに都道府県別の集計を行うことにより、地方交付税措置の算定に係る単位費用など国の基準額と各都道府県の実支出額が比較できるほか、都道府県において、自らの教育財政状況を他都道府県等とを客観的に比較し、都道府県において、自らの教育財政状況を他都道府県等とを客観的に比較し、都道府県において、自らの教育財政で基本の教育費に係る調合者(学校基本調査等)結果と合わせることで、我が国の教育に対する公財政支出の全体像を把握することにも活用されている。OECDの分析による諸外国等との比較を通し、我が国は教育に対する公財政支出の対GDP比が低迷していることが明らかになり、こことは国会、教育再生実行会議、財政制度等審議会等における教育財政の在り方に関する議論で数多く取り上げられている。また、把握した公財政支出の全体像は、教育に対する私費負担(保護者負地等)との割合比較を通して、家計負担の経滅を行うべき教育支出の検討に役立てられており、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところである。このように本書の議論の基礎となったところである。このように本書の議論の基礎となったところである。このように本書の議論の基礎となったところである。このように本語の書と、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところである。このように本語の書と、幼児教育の段階的無償、といるの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	て、とりわけなぜ地方教育費調査が重要なのかを、活用場面の数の 差異など、可能な限り数値化してお示しいただき、どうして隔年ではな 〈毎年実施する必要があるのか明示願いたい。さらに、OECDの分析 による諸外国との比較などについても言及されているが、諸外国でも 毎年調査を実施しているものなのかご教示願いたい。 なお、本提案が受け入れられず、引き続き調査を毎年実施することと なったとしても、負担感解消のため、調査を実施する際に、本調査が 継続的にどのように活用されているか、わかりやすく示した資料を添 付することなどを検討いただきたい。(説明会資料では、平成29年の 経済財政諮問会議の資料が掲載されており、数年に一度の調査でよ いような印象を受ける。) 人件費については、より分かりやすいものとなるよう今後改善に努め		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

					生はなった。エリーレスが、田			<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
1	理 団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	、追加共同提案団体及び当該団体等から小された文件争例(主なもの)/ 支障事例
1	8 岡山県、 宮城国 知事会	費調査にか かる都道府 県経由事務 の廃止及び	法(平成19年法律第53 号)に基づく一般新計調 査について、都部計調 を経由せず、文部科学估 類し、学校から直接空等 するよう調査系統を変更 すること。 また、公立幼稚園の調査 実施学校教を削減し、認 定ごども聞を調査対象に	いるが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か	調査対象保護者、調査実施校、都道府県における 事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる業 務に注力することができる。また、幼児がいる家庭 の安定的な標本数が確保され、正確なデータを統		青後県県県県県県府県県東東、栃神富石三京徳高宮県茨木奈山川重都島知崎崎県	
1	9 岡山県、 宮城県、 中国 知事会	計調査にかかる回答方	法(平成19年法律第53 号)第2条第4項に基づく 基幹統計調査)につい て、マクロ付き調査票を 廃止し、システムへの直 接入力による回答とする	令和4年度調査において、マクロ付き調査票(Excelデータ) を使って回答することになっていたが、パンコンやネットワーク環境の設定によっては、調査票をダウンロードする際マクロ機能が破損したり、クリックすればシステムへ直接回答送校からの問い合わせが多発し、その対応に時間と労力を非常に要した。特に幼稚園やこども園など、パソコン操作に不慣れな学校も多くあり、学校基本調査や地方教育費調査社会教育調査など他の統計調査と同様に、システムへの直接入力による回答とするなど、分かりやすく簡単な回答方法への変更を検討いただきたい。	事務が効率化され、本来の調査業務に注力するこ		後町、栃木県、さいたま	○提案同様に、各学校が回答する調査票のマクロの不具合だけでなく、審査する教育委員会において使用するマクロ機能付きのExcelファイルの不具合も多く、対応に苦慮した。 〇令和4年度調査においては、当県でも記載内容どおりの状況が発生しており、事務の効率化のため、回答方法の検討は必要である。 〇当県においても、問い合わせが多く寄せられたことに加え、セキュリティ対策の1つとして、マクロの利用を制限しているため、回答作業に多くの時間と労力を要した自治体やマクロが上手く機能せず、オンラインでの回答を諦めた私立幼稚園等があった。 〇当市においても同様の支障があり、調査表に関する問い合わせが学校から殺到し、その対応に時間と労力を非常に要した。回答方法の見直しのみならず、調査内容自体の見直しも検討いただきたい。
2	回 岡山県、 中国地方 知事会	生徒援助費 補助金等に 係る提出書	関して、状況報告書の提 出後、状況に変更がなけ れば、変更交付申請に	状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請時に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であるにも関わらず、前者は令和4年度では令和4年12月2日、後者は令和5年2月3日をそれぞれ締め切りとして市町村が作成し、国に提出しており、状況報告書提出時から変更交付申請時までに状況の変更が無い場合、ほぼ同一の様式を二度作成することになり、事務作業が重複している。	更交付申請に係る書類の提出を省略できるように すれば、国、都道府県、市町村それぞれの事務処		後町、茨城	○状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請の際に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であり、状況報告書の提出から変更交付申請までに状況の変更が無い場合であっても、ほぼ同一の様式を再度作成することとなり、事務作業が重複している。状況報告書の提出から状況の変更がない場合は変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
いと考えるところではあるが、現時点では検討の途上であることをご理解いただきたい。 なお、都道府県ごとの割当は在籍者数に応じて行うため、在籍する幼児・児童・生徒数が少ない場合には、対象とする学校数も少ななるととってある。また、平成30年度調査までは1学年当とりの規定数に満たない学校は調査対象としていなかったが、小規模市町村に居住する幼児・児童・生徒の学習費支出状況を調査結果に反映させることができるようにもからの子供の学習費遺に向けた必善ブラン(甲の規定の人数に満たない在籍者数の学年がある学校であっても、当該をの人数に満たない在籍者数の学年がある学校であっても、当該をは国に制定調査実施することと変更したところであるので、小規模な園においても調査対象校に含まれることの趣旨へご理解を願いたは、3回調査(6年)に1度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価し、回答者負担軽減の観点も考慮しながら、必要に応じて調査対象の関査にないても、在籍者数規模を見ながらその中で検討してまいりたい。	たが、いつごろを目処に検討結果をお示しいただけるのかご回答願いたい。いっころを目処に検討結果をお示しいただけるのかご回答願いたい。 また、「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン(平成30年9月)」を踏まえての変更も承知したが、幼保連携型認定ごども園を調査対象としないこともまた。適切な調査結果を得られないことにつながると考えるので、調査対象に加えるかどうかの検討状況について、明示いただきたい。 (なお、地方教育費調査等の他の調査では幼保連携型設定ごども園も対象とされており、結果を合わせて活用するのであれば、調査対象とするのが適当と考える。)回答といただきたい。①調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文部科学省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を経由して学校にオンライン回答状況が提供されることで、学校が効率的に調査票を回収できなかったりするなど、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都第倉県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。 ②上記①の検討が困難であれば、オンライン回答状況を国から直接手では一般であり、金融を開発できた。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
令和7年度調査に向けて、終務省や統計センターと相談しながら、マクロ無のExcel調査票か、HTML調査票に変更することを検討しております。	バソコンやネットワーク環境によって、不具合が生じることのなく、幼 権国やこども園など、パソコン操作に不慣れな所属においても対応し やすい、分かりやすく簡単な回答方法となるよう引き続き検討いただ きたい。	_	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
変更交付申請の内容が状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更がない場合は、変更がない旨の連絡をもって事業計画書(第2号様式の4)の提出に換え、変更交付申請を状況報告書で行うことができるようにすることで事業計画書の提出を省略可能とするよう、令和6年度の補助金執行から対応することとし、そのために必要な要綱等の所要の改正を令和5年度中に行いたい。	第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け、検討願いたい。	_	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

					44 + 4 - 4 - 4 - 4 - 4	正に上る効果		/ 泊加井戸担安団は五が平式団は笠からニされた士陰専用(さかもの)へ	
管番		提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
香	号	(事項名)	具体的内容	2002020	行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例	
20		生徒援助費 等補助金に 係る提出書 類の明確化	等補助金に係る提出書類を事前に明示すること 類を事前に明示すること 及び変更交付決定を行 わない事業における書類 提出を不要とすること。	【必要書類の明示】 年度当初に年間の事務処理についての連絡が文部科学省 からあり、その際事業担当(市町村)・とりまとめ担当(県) が提出する書類を一覧にしているが、要編第4条第1項に と事業計画書提出後に別途求められ、何度も国一県一市 町村の間で照会が存储認を行っている。 (優)の前の前村における補助の交付要編、児童の名簿、バス 運行の契約書等 長年の実務において、必要となる書類の傾向は国で一分 把握していると思われるので、補助の可否を審査する词の がしていると思われるので、補助の可否を審査する可以 をらび其料や確認事項があるのであれば、追加の書類提出を最低限のものに留めてもらいたい。 【変更交付申請事務の簡素化生しる事業については変更交付申請(交付決定)を受けているが、変更交付申請事務の簡素化としても補助額言と 類提出を最低限のものに留めてもらいたい。 【変更交付申請事務の簡素が生じる事業については変更交付申請(交付決定)を受けているが、変更交付申請事務の簡素が生じる事業についてし事業(補助対象をとしているが、変更交付決定をしない事業(本制助額言と) 「事業内容の内訳書き求められ、県や市町村にお記い言類に事づき増額の変更交付決定等を行い対効率の事務が発生している。事業状況報告の趣告に対している。で、要更交付決定等の事でいるとより、「全体としても補助額言としても表ので、変更交付決定等のまたいるとあり、これでは一般であるので、変更交付決定をしない事業における書類提出は不要だと思われるので、変更交付決定をしない事業における書類提出は不要だと思われる。 場合に事業を内部で取捨選択してから県や市町村に依頼順いたい。事務を内部で取捨選択してから県や市町村に依頼順いたい。				〇当県でも国から提出書類一覧に記載されていない資料を提出した事例がある。あらかじめ提出書類一覧に明記していただいた方が都道府県・市町村ともに担当者が変わった場合でもスムーズな対応ができると考える。 〇事業計画書の提出後に、提出一覧にはない書類の世形を求められることがあり、国と県と市町村の間で何度も確認を行っているので、事前に明示してもらいたい。変更交付申請をしない事業(補助対象経費の変動のみで補助額に影響がないもの)においても、変更後の事業計画書等を求められ、書類作成等の事務が生じており、変更交付決定をしない事業における変更後の事業計画書等の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができると考える。	
200	大分県、 九州地方 知事会	が行う救急 救命処置の	いて、新型コロナウイル ス抗原検査キットによる 検査を追加するよう見直 しを求める。	現行の教急救命士法に基づいて教急救命士が行う救急 教命処置の範囲については、厚労省課長通知においてそ の具体的内容が列挙されているが、新型コロナ抗原検査は 含まれていない。 【支障事例】 大分県においても、第7波では救急搬送困難事案が急増 し、発験症状のある患者が11の病院に受入を断られ、翌 日、重症熱中症で死亡するという事案も発生した。 【制度改正の必要性】	は、救急車内に抗原検査キットを配備し、発熱等の症状があり2回以上受入れを断られた場合等に活用しており、迅速な搬送先選定に効果を発揮している。 現行制度上では、検査キットの活用を自己検査が可能な患者に絞るしかなく、効果も限定的であるが、救急救命士が検査できるようになれば、患者や疾の負担なく、より迅速・確実にコロナへの感染の有無を判定でき、救急搬送の更なる円滑化につながることが期待できる。	厚生労働省	宮崎県	○医療機関収容後も検査に時間を要するため、救急車が医療機関に滞留し、救急車の不足に陥ったことから、救急現場等で検査できることにより、早期搬送や早期引継ぎに繋がると考える。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
	第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け検討願いたい。変更交付申請の手続きについても、要綱や例年の通知に元々あるとおり、補助額に変更がない場合の書類提出を省略し、また。再配分(変更交付決定)においては一律に事務処理を行うのではなく、全国の執行状況を踏まえ、補助金の公平性を確保しつつ、効率的な事務処理を行うことができる再配分となるよう対応願いたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの」とされていることを踏まえた検討を要するものと考える。なお、令和5年度夏ごろに新たなワーキンググループを設置し、新たな教急救命処置への追加に関する事項も検討することとしており、ご提案いただいた現状の課題についても、議題を検討する際の参考とさせていただきたい。	救急救命士が救急車内で抗原検査キットによる検査を実施することができれば、後述のとおり、円滑な受入先確保や搬送につながり、救 急搬送困難事案の解消に効果が見込まれることから、「重症傷病者		【全国知事会】 救急搬送の困難事業の解決のため必要と考えられるため、提案の実 現に向けた積極的な検討を求める。

管理	#		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	計 団体		(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
205		. 放保保見底と率	のの育る直の生物に かいまい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処理の書等加算の制度見直し	【現行制度】 「処遇改善等加算 I」は、「教育・保育の提供に従事する人材の確保と資質の向上を図るために質金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経験年数に応じて変動する。 【支障事例】加算に係る算定を行う市町村担当部局においては、保育場場での理解が進みづらいうえ、各園の状況によっては、その都度、様々な疑義が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担が生じている。また、制度の頻雑さから、様々な事をの精算事務が重なる年度末の短期間に、給付費の各園への精算事務において返還せざるを得ないケースもしばしば生どるとき事務の輻映化を招いており、その事務負担も大きく、結局のところ、地方分権にとってはマイナスである。 【制度改正の必要性】加算算定に係る解釈において、例えば、職員個人の業績等もれ、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能会が表別に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能を表別、「長く職人工・の事務負担も大きく、結局のところ、地方分権にとってはマイナスである。 【制度改正の必要性】別算算には、一般で表別で、一般で表別を表別で、一般で表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で		学省	谷市市市市市県市県市県市市市市、川田市市市、川田市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市県市市市市市市市市	にとって大きな負担となっていることから、制度の簡素化等を行う必要があると考える。〇当市においても、処遇改善等加算制度については、各事業所、市ともに制度内容の理解や申請実績確認など内容が非常に煩雑なため多大な事務負担が生じている。〇処遇改善等加算の制度については、制度そのものが複雑であり、運営法人の職員と行政職員の両者の確認作業等に多大な人的資源が割かれている。また、処遇改善等加算 I で求められている賃金水準の維持についても、法人前年の水準と比較する制度となっており、開始時点の賃金水準が高い場合、支払い残額が連続して発生する等、制度の安定的な継続が困難な状況である。早急な制度の簡略化や見直しが必要と考えている。 〇当市においても、対象施設に勤務する保育士一人一人の経験年数の算定に係る審査や、各施股からの問い合わせへの対応等、多大な事務負担が生じている。また、対象施設においても、保育士の従事証制書等の提出による事務負担が生じているほか、煩雑な制度内容であるために、制度理解や職員への周知に苦慮している。 ○施設、事業所から処遇改善等加算の制度が分かりづらいとの声や改善してほしいとの要望が多くある。事務も煩雑であるため施設、事業所への負担も大きく、本来考えるべきである「保育」について十分に検討できていないとの声もある。 〇処遇改善等加算 II ・II の報度が損地もからと、制度の簡素化を検討していただきたい。〇処遇改善等加算 II ・II の報度が頻雑であるため、市町村も保育施設・理解が進みづらい状況。結果として、認定を行う都道所規担当部局においても、書類の確認と、市町村を通じた各施設との疑義照会、回答に多くの時間と労力を費やしており、制度の簡素化等による事務の効率化について検討されることを要望する。
207	足利i	支証を記電出	支援認定 情報に を は は は は は に で で が 能 と で で 能 と で の の の の の の の も と う に も る こ と う で も る こ と る こ と る こ と る こ と る こ と る こ と る と る	類である被保険者証に ついては、原本提出が義 務付けられているが、被 保険者証をスキャンした PDFや被保険者証を撮	ライン化に取り組んでいるところではあるが、要介護・要支 援認定申請は、添付書類の被保険者証について原本提出 が義務付けられており、オンラインでの申請とは別に窓口 への持参や郵送等による対応が必要となり、デジタル三原 則のデジタルファースト(手続・サービスが一貫してデジタル	影した画像での提出が可能となれば、利用者に とっては、行政機関に出向かず、郵送等の対応も することなく一度のオンライン申請で手続が完了す るため、当該手続のオンライン化に大きなメリットを 感じることができ、職員側としても、オンライン上で の事務処理が可能となり、事務の効率化が図られ ることになる。		岡市、ひた	○オンライン申請において、被保険者証等の原本の提出はその利便性を大きく阻害するものである。当市 においては、被保険者証を郵送または持参いただき受理した日を申請日としているため、電子申請の受 付日との間に期間が生じ、事務を煩雑にする要因ともなっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
おり、利用子どもではなく、当該施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組みの導入は困難である。	深め、施設に丁寧な説明を行っているが、多くの追加共同提案やその支障事例からもかあるように、現に、保育現場からは様々な疑義が生じており、問い合わせ対応も含め、双方に多大な事務負担が生じている。なお、導入困難とご回答いただいた『利用子どもではなく、該当施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組み』については、制度の簡素化の一例として挙げたものであり、こうした算定方法の簡素化を始めとする制度自体の簡素化に向けた見直しをご検討いただきたい。		
	画像データ等の電子的添付をもって原本の提出を省略した場合であっても、申請受付の際には介護保険資格者証を、また、結果通知		

告押		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	・関係府省	団体名	支障事例
208	名古屋	校(不登校を 対別の編 特別を 新別を で 教 で を を る の の 編 に る の の 編 の に る う で う る う る う う る う る う る う る う る う る	の教育課程を編成して教 育を実施する学校)にか かる文部科学大臣への 指定申請を不要とし、学 校長が特別の教育課程 を編成できるようにする よう制度の見直しを求め る。	不登校特例校については、文部科学大臣の指定により行う	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に定める「特例の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等」が 示す不登校特例校の設置がしたすくなり、不登校	文部科学省	高如県、熊	○不登校児童生徒への対応は、喫緊の課題である。個々の子供たちの状況は異なり、その支援にあたっては、個々の児童生徒や保護者の意向を確認し、その対応には学校も含めて様々な社会資源を活用する必要があると考える。不登校特例性がの設置を検討し設置していくためには文部科学大臣の指定が必要であるが、予算や人員配置、申請に係る提出書類等、設置まで相当な時間がかかるため、必要性は感じているが直ちには設置できない現状がある。そのため、オンラインでの支援など検討している自治体も多いと聞いている。
209	特別区無無無	援センター 接	ビスの質の向上などを図と 居宅介護予防支援の介護予防支援 居宅介護支援の介護支援の介 競技と明確化 記 が踏まえた適切な、地 対 設定を行うなど、の事 の 包括支援センターと。 負担軽減を図ること。	介護予防支援サービスは、原則、地域包括支援センターがケアブランを作成することとなっており、一部、居宅介護支援事業所に委託可能ではあるが、居宅介護支援事業所からは、「介護予防支援の報酬が軽しい」との声がある。そのため、地域包括支援センターの業務いつ迫を誘発し、離職者の増加など人負確保が困難になっている。なお、令和4年度提案を踏まえ、介護予防支援業務の実施の通減制がある限りは、抜本的な負担軽減は難しいもの通減制がある限りは、抜本的な負担軽減は難しいもの差減と表しました。といる。といるは、終合相談、権利維護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などのほか、認知症、介護予防、家族介護者等への支援においても重要な役割を担っており、二れらの業務にも今後支障をきたす恐れがあっこのため、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬とまり、これらの業務にも今後支障をきたす恐れがあっこのため、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法を明確化の上、適切な報酬設定を行さなど、実行性のある地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築が必要と考える。		厚生労働省	台市、鶴城 県、ひた、 るが市、館 でいた。 はか市、館 では、 は本 では、 は本 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	○市内5箇所すべての地域包括支援センターが、介護予防支援業務の委託を希望しているが、委託料等の経済的理由や従業者の報酬基準上における取扱件数の理由から、委託先が見つからず、結果、地域包括支援センターの負担が増加し、他業務に影響を与えている。令和4年度提案を進めていくにあたっても、委託を進める上で弊害となっている「ケアブラン作成における負担にほとんど差異がないにもかかわらず、介護予防支援と居宅介護支援で報酬に大きな差が出ていることについて理由を明確に示した上で、通減制の見直しを含め、適切な報酬設定を行うことは必要。 ○居宅介護支援事業所も指定介護予防支援事業所の指定を受けられるよう制度改正がなされているが、介護予防支援の報酬額が低いままでは新たに指定を受ける事業者も増えず、地域包括支援センターの負担軽減につながらないと見込まれる。
210	島根県、中国地域の東京	5 施設整備費	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	【支障事例】 医療施設等施設整備費補助金等は、交付内示後に事業着 手することされている。 厚生労働省からの交付内示の時期が遅く、特に医療機関 が海外製品を整備する場合などは、十分な事業期間が確 保できず、施設整備に支障をきたしている。 く該当する補助金等の予知4年交付内示日> ・医療施設等施設整備費補助金 9/12 ・医療施設等設備整備費補助金 9/12 ・医療提供体制施設整備交付金 10/14 ・医療提供体制能速整備交付金 10/14 ・医療提供体制推進事業費補助金 8/31 「支障の解決策」 交付要綱を前年度中に確定の上、都道府県は事業計画書 を3月31日までに提出することとし、厚生労働省は4月中 に交付決定又は、交付内示を行っていただきたい。		厚生労働省	葉市府県県市県県大兵鳥岡広山高福沼阪庫取山島口知岡津	〇医療施設等設備整備事業費補助金を活用しているが、令和4年度内示が9月16日となり、当該医療機関からは、年度の早期に内示を受けて十分な事業期間を確保した中で執行したいとの要望がある。また、今回、医療機関において年度当初での早期整備が必要であったため、医療機関の判断で内示以前に一部分を整備せざるを得ず、結果としてその部分は補助対象外となってしまった。〇内示の時期が遅い事から、申請医療機関においては、十分な施工期間が確保できず、施設整備に支障をきたしている。また、本補助金の活用を希望する医療機関の中には、年度内に工事完了が見込めないことから交付申請を発望する医療機関もある。〇医療機関から、もっと早く希エしたい、もっと早く内示が必要という意見は寄せられることがある。従って、内示や交付決定が早期化することは、医療機関にとっても事務処理上もメリットが大きいと考える。〇過去の内示時期は、事業実施予定年度の9月から11月となっており、事業の実施に必要な期間が確保できていない。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
の短縮の為、提出書類等の簡素化を行うことによる申請手続の簡略 化を進めております。こちらに関しては追って周知させていただきます。	よる教育課程を審査する必要性については理解している。したがっ て、文部科学大臣への指定申請を不要とすることが難しいのであれ は、設置までに要する時間の短縮のため、提出書類等の簡素化を行 うことによる申請手続きの簡略化を検討していただきたい。 指定申請書を提出する際、特に、「特別の教育課程の編成」に係る事 務作業は大きな負担となっており、当該部分の作成に係る簡素化を		
援とではモニタリング時の利用者の居宅への訪問頻度や利用者の状態等が異なり、それぞれの業務に要する手間・コスト等を踏まえた報酬限定となっている。 逓減性については、居宅介護支援事業所において、適切なケアマネジメトを行うために業務に要する手間・コストの適正な反映、サービスの質の向上等の観点から設けられているものであり、地域包括支援センターの業務負担軽減の制点のみをもって見直すことについては慎重に検討する必要があると考えている。 地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策等については、令和3年度方機整酬畝でにおいて、地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策等については、令をして機能を開いました。といる。 地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策等については、令をして機能を置ける必要があると考えている。 地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策等については、令をして機能を進める観点から、委託事業者に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、委託事業者に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、委託事業者にの持続では大きないるといる。 要に対したところ。さらに、本年5月12日に成立した全を経済を図り、その機能をより発揮できるよう、介護予防支援の指案務策の一部委託等の見直しが行われたところである。 引き続き、介護予防支援及び居宅介護支援の介護報酬や、居宅介護支援事業所が介護予防支援及び居宅介護支援の介護報酬や、居宅介護支援事業所が介護予防支援及び居宅介護支援の介護報酬や、居宅介護支援事業所が介護予防支援及び居宅介護をはいて指定を受ける際の基準負担軽減等の観点から、社会保障審議金介護給付費分料会での議論論	とは理解している。しかし、令和元年度老人保健健康増進事業「居宅 が護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業,報告書によれば、利用者1人 1月あたりの労働投入時間は、要介護1・2は約140分であるのに対 し、要支援は約110分であり、要介護に比較し、その業務負担は約 78.6%と考えられる。一方、現行の報酬においては、要介護1・2は、1,076単位、要支援は委託連携加算を加えても738単位であり、要介 題に比較し、68.6%の報酬となっている。委託連携加算は地域包括 支援センターの負担軽減という点では評価できるものの、加算は初 回のみであり、要支援者等のアセスメントやモニタリング等の情報収 集の必要性から、以後、要介護との報酬差がさらに拡大することを考	【熊本市】 〇連減制の見直しについて 介護報酬において最大約3倍の開きがあることや、居宅介護支援に が設まれて毎月回以上とされているモニタリングのための訪問につい て、介護予防支援では3か月に1回以上とされているていることなど 踏まえれば、介護予防支援の件数については現状の2分の1ではな く、3分の1の計上に変更するなど、更なる負担軽減についてご検討 いただきたい。	【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
め前年度3月中に各都道府県へ送付を行い、各都道府県は、事業計画書を4月末までに提出することとし、厚生労働省は、5月中に交付内示を行うこととしたい。			【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管	■	提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
21	島根県、中国地7知事会	医療制度 係業制度 係業補助民健 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	れているところ、実際に は大幅に過ぎて交付決	康保険団体連合会等補助金について、当県からの申請から交付決定までに標準的期間を大幅に超過している。 これにより、当県から国民健康保険連合会に対して行う交	事務を行う自治体の業務負担の軽減及び事務処 理の誤り等の防止が図られる。		茨葉名県府県県県県 県、海長都庫取山口島 田本・京兵島岡山徳 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
212	島根県、中国地7知事会	5 国民健康保 険課から発	金等決定通知書等の通知方法の統一化を求め	国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等について、公印が押印されて郵送で届くものと、押印が省略されてメールのみで届くもの、メールで通知された後に公印が押印されて郵送で届くものとが混在しており、見落としや確認作業の煩雑化の要因となっている。			茨奈老野市市県、神海長島 日本 (本) 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本	_
213	島根国会	険調整交付 金に係る申 請等様式の 簡略化及び 説明書の記	①様式や記載する項目 を見直し、必要展小限と し、また、計算方法や表 間突合関係を通知等で 明確にしていただきた い。 ②通知等において、事務 毎に操作説明書の参照	①国民健康保険調整交付金の申請・報告に関する様式について、転記すべき項目が多く、また、計算方法や表間突合関係が示されていないため、確認作業等の事務負担が大きななっている。 ②国民健康保険調整交付金(保険事業を除く分)の1メニュー「へき地直営診療施股があること」において、申請様式の中で、半径4km以内に居住する人口及び被保険者数(年平均)の記載を求められている。算定上人口は必要だが、被保険者数(年平均)は必要ない項目であるにも関わらず記載項目となっており、市町村の大きな事務負担となっている。 ③補助金申請や月報報告などについて、システムを利用した作業を求められているが、当該システムの操作説明書が数百ページに渡っており、参照すべき場所が分かりづらい。	事務を行う自治体の業務負担の軽減及び事務処 理の誤り等の防止が図られる。		城県、ひた ちなか市、 千葉県、神	○①普通調整交付金・特別調整交付金双方に関し、作成する様式が複数多岐にわたり、例年準備期間を含めると約2ヶ月もの期間、調整交付金の事務作業に10人以上が時間外勤務を含めて終日従事しているところ。 ②申請に関し、局長通知、課長通知の他、係長事務連絡を発出していただいているが、記載に解釈を要するものがみられ、担当係に限会しても時間を要し、申請事務が進まない場合もあることから、ポンチ絵等を活用し、初任職員でも判りやすい内容にしていただべ必要がある。 ○国民健康保険調整交付金(保健事業を除く)の申請時の必須提出書類「経理の状況及び給与費内訳書の金額が確認できるもの」について、大通様式を提示していただきたい。 ○①調整交付金の報告様式について、一部データは自報データが自動集計されるが、別途積算した資料を最終的に報告用データ作成ンステム(コクホライン)に手入力により転記している。また、報告項目も多岐にわたり、突合作業が困難である。 ○具体的な支障事例①及び③については、確かに煩雑であり、改善が可能であればお願いしたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条に基づき、書類等の審査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令 及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的	ど速やかな処理に努めていただき、標準処理期間内に交付決定して いただきたい。 なお、標準処理期間内に交付決定できない場合は、交付決定予定時 期をあらかじめ連絡するなど、地方自治体側の業務負担の軽減のた		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
こうしたことを踏まえ、当課において補助金等決定通知書等を送付する際には、まずメールで押印を要する文書の写し及び押印を要しない文書のいずれも送付し、メール送付後に郵送で送付する書類は、押印を要する文書のみとし、通知方法の統一化を図る。	の送付の際の通知方法の統一化については可能な限り早期に実現していただきたい。 なお、通知方法の統一化の実現後においても、同じ種類(性質)の文書について、補助金により公印が押印される場合と省略される場合が混在する現状は変わらないと思われる。事務処理手続において、公印が押されている場合と者略される場合によって、「メール確認後、、		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
制度改正等による保険者の財政負担の増加を考慮し、財政面の不 均衡が生じないよう、全国一律の指標で公平に測ることにより、交付 している。財政負担の増加を測る指標は、メニューごとにそれぞれ異 なるため、各メニューについて算定方法と申請検式により、交付申請 の手続きをお願いしている。申請等様式の簡略にに係る具体的な様 式及び項目について、国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所 運営費交付分)など、提案団体の意見を聞きながら、検討したい。 また、国民健康保険調整交付金(なら申請等のシステムについて、 設計・開発する民間事業者へ、事務毎の参照箇所が分かりやすくな るよう働きかけていきたい。	回答は「国民健康保険特別調整交付金」を中心に記載されているが、当県は普通調整交付金も含めた調整交付金を般について提案している。このため、調整交付金を創たこいて、作成株式の簡略化(記載項目、各種数値の入力箇所・方法の見直し等)や、通知等における用語・算定式の明確化(主要な算式の趣旨の説明、表間突合関係、用語の定義の明示等)が図られるよう検討いただきたい。また、特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)の記載項目「へき地直営整疾付金(へき地診療所運営費交付分)の記載項目「へき地直営者数については任意記載項目とするよう特に検討いただきたい。今回の提案では、追加共同提案団体が複数存在し、具体的な支障状況も記載されており、全国的に調整交付金の申請について支障事例を抱えている可能性が高い。そのため、検討に当たっては当県や規定が表記数は一般で表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管理		提案事項	求める措置の	日体的大生味节内	制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号		(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
214	島根県、方知事会	支援制度に金事務の負担軽減	係名交付金を一本化すること。又は、申請や選付 こと。又は、申請や選付 に係る事務負担を軽減 すること。	保険者努力支援制度に係る交付金は、保険者努力支援交付金をとして交付されるものと、特別調整交付金の一部で保険者努力支援費として交付されるものに分かれたおり、事務負担が大きい。特に、特別調整交付金の返還に係る事務量が膨大である。返還金が生じた場合、保険者努力支援交付金分は、翌年度4月の指定日までに実積報告を行うことにより、精算による返還が可能である一方、特別調整交付金分は、交付決定と共に交付額確定が行われ、精算による返還を行うことが不可能である。このため、特別調整交付金については、厚生労働省から例年9月に照会される「自主返還」の案件として保険者努力支援分を処理する必要があり、既に提出した交付申請書類を手書きで修正したり、理由書を作成する手間がかかっている。	治体の業務負担が軽減し、事務処理誤り等の防止が図られる。	厚生労働省	茨た市県市県県市県県東市県水がち、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	○保険者努力支援制度に係る調整交付金の返還に際しては、毎年生じるものであるにもかかわらず、交付申請書類の朱書き訂正作業や理由書の作成が必要であり、事務処理上の負担が大きい。 ○一つの制度により算定された交付金が、2本に分かれて交付されるため、申請や精算・返還等の執行管理が煩雑となり、事務負担が大きい。
215	島中国事	ステム (ADAMS)の 支払計画表	ADAMSの支払計画表等 における国民健康保険 療養給付費等負担金に 係る負担金名称を明示 することを求める。	ADAMSの支払計画表等について、厚生労働省所管の支出 科目に「国民健康保険療養給付費等負担金」という項目が あるが、実際には以下の4負担金が含まれているにも関わ らず、負担金の名称が表示されていないため、確認作業が 質雑となっている。 〈該当する負担金名称〉 ・国民健康保険時期高額医療費負担金 ・国民健康保険特別高級医療費失同事業負担金 ・国民健康保険保険基盤安定負担金 ・国民健康保険療養給付費等負担金	事務を行う自治体の業務負担が減少し、事務処理 の誤り等の防止が図られる。	生労働省	茨莱名県府県県、海長都取山口口 県	
216	島根県地方知事会	険の市町村 保険者等に 対する一般 指導監督に	いて指摘事項がなかった 市町村保険者等につい では、次回は書面による 指導のみとすることも可 能とするなど、指導監轄 に関する県の負担軽減 を図ること。 (2)具体的な指導方法を 明示化すること。	①県は、国民健康保険の市町村保険者及び国保組合に対して原則2年に1回、実地により指導監督を行うことされているが、平成30年度の国保の都道府県化による業務負担が大きぐなっていること、また、当県の地理的状況等から2年に1回行うことは担当職員の負担となっている。②指導方法について、具体的に何をどのように確認して指導するのか通知等で示されていない。③指導監督事項のうち、市町村保険者の事業計画については、市町村保険者が業計画を作るものとする法的根拠が明確でなく、その内容・水準についても不明確であることから、指導に苦慮している状況である。	事務を行う自治体等の業務負担の軽減が図られるとともに、国保事業の適正な実施に資する。	厚生労働省	茨野県、鳥政 野県、高山 川山口 県、(山は島県 、	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
除者努力支援交付金と特別調整交付金(国民健康保険財政調整交付金)の一部を活用することで財政規模を維持していることから、交付金の執行事務上、二つの予算目において交付決定を行うことはやむを得ない。 ただし、現行の国民健康保険保険者努力支援交付金の交付要綱等について、特別調整交付金(国民健康保険財政調整交付金)の一部についても執行できるよう改正を行うことで、国民健康保険保険と努力支援交付金と特別調整交付金(国民健康保険財政調整交付金)の	ているため、調整交付金分についても国民健康保険保険者努力支援		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
条に基づいて行う支払計画表の通知については、当該条項で定めるとおり、「歳出予算に定める都局等及び項の区分」を明らかにするものである。 ただし、官庁会計システム (ADAMS) においては、予算現額、示達及び執行等における管理の統一性の観点から、令和4年1月4日財会で第1号財務省会計センター所長通知「電子情報処理組織を使用して国の会計事務を処理する場合における一般的留意事項、特殊な取扱い等について」の29により、支払計画表の入力を「目」で行うこととしている。 そのため、官庁会計システム (ADAMS) の支払計画表において国民健康保険高額医療負担金等の目細や事業名ごとの額を通知することは、法令上の根拠がないたのでさい。 国民健康保険高額医療費負担金、国民健康保険特別高額医療費共同事業負担金、国民健康保険療養経費負担金については、自治体の事務処理軽減や誤り防止を目的として、支払計画表の通知前に	毎の支払示達日が記載されているところであり、今後は同一「目」に含まれる負担金については全て同一の取扱いとすることについて、着実に実施されたい。また、支払計画表の入力については「目」単位で行うこととされているため、現在の記載を目細や事業名単位に細分化して記載することがため、現在の記載を目細や事業名単位に細分化して記載することが上いて、当初責省から通知されていた支払示達日が予告なく変更され、変更について、当初責省から通知されていた支払示達日が予告なく変更され、変更についての連絡も無かったことから、当該負担金に係る支払計画表が到着した際に特定に時間を要した経緯がある。こうしたことから、負担金毎の通知だけではなく、支払計画表自体にも一見して支払対象となる負担金を特定できる仕組みが必要であると考える。支払計画表を「目」から細分化することが法令上困難である場合、例えば同表中の「摘要」欄に当該「目」の示達額に含まれる負担金の称を略記するなど、国費事務を受託している都道府県側が一見して		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
ける指導監督については、令和5年3月27日付国保課長通知により、電子メールやオンライン会議システム等が可能である旨を明確化したので、デジタル技術を活用して事務軽減を図られたい。「国民健康保険の指導監督実施要領」にて実施手順をお示しており、民施手順の記載を参考に、各事項について、対象保険者等にあらかじめ準備いただいた資料を確認することなどが考えられる。また、実施要領に記載のある事業計画については、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するために作成した資料等により確認できる場合は、事業計画という名称に限定した文書を作るように求めることまでは想定していない。			[全国知事会] 提案団体の提案を考慮した検討を求める。

管理		提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	回体名	(事項名)	具体的内容	具体的な文牌事例	(提案の美規による任民の利便性の同上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
217	島根県、方知事会	係等資料等 の作成に係	①国保育等資料 及び開保等資国 院保等資国 院保護 財産 財産 財産 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	かけて国保予算関係等資料の提出が求められているが、 短期間に非常に多くの資料を作成しなければならず、県・	事務を行う自治体等の業務負担の軽減が図られる。 る。	厚生労働省	茨葉県東市市県、三島島口県市市県、三広山徳島県、三広山徳島県 ・ 一京 では、 「・」 「・」 「・」 「・」 「・」 「・」 「・」 「・」 「・」 「・」	
218	中国地方 知事会、 日本創生 のための 将来世代	ける教科担 任制加配及 び英語専科 指導加配に	小学校における教科担 任制加配及び英語専科 指導加配に交易授業時 間数の要件の見直しを 求める。	(現行制度) 小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配については、加配教員が受け持つ授業時間数に要件がある。教科担任制・概ね週20コマ程度、英語専科指導:週24コマ)(支障事例) 当県では中山間地域・離島の小規模校が多く、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、配置が大規模や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。(支障の解決策) 特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。	とで、中山間地域・離島においても充実した指導・	文部科学省	城県市県市府市市県川石浜京八大岡高群崎川松都幡阪山知	○当町の小学校は、中規模校及び小規模校であり、単独の学校への配置では当該授業時間数の要件を 満たすことができない。そのため1名の英語専科教員が4校を兼任しているが、学校間の移動時間も必要 となることから当該教員の負担となっている。 ○都市部においても校区の状況により、1学年1学級の学校も存在し、下限があることにより教科担任制 加配や英語専科指導加配が、配置できない学校もある。例えば中学校に加配を措置し、兼務で下限に縛 られないように各市町村で柔軟に活用できる教科担任制加配や英語専科指導加配への改善を望む。 ○英語専科指導の持ちコマは24コマ、教科担任制の持ちコマ数は、概ね20コマ程度としている。教科担任 制指導教員については、担当教科は真数、理科、体育、外国語とされており、外国語を合 は、20コマ程度であるため、英語専科指導教員と持ちコマ数に差が生じている。少なくとも持ちコマ要件を 同一にする必要がある。 ○当県では、小規模校「模式校が多いため、複数校を兼務することで、指導時数を満たしている。学校間 の移動時間も必要となるため、加配教員の負担が大きい。 ○現行制度では、小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配について、加配教員が受け持つ授身 時間数に下限があるが、山間地域の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合 が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難な状況である。 ○当県においても、英語専科加配において、24時間以上の授業は保するために、複数校を掛け持つ 予務指導が増加し、移動時間の確保やそれに伴う時間割の工夫に苦慮しているため、基準時数を引き 下げるなど、現行制度の見直しを求める。 ○山間・離島はないが、当市においても学級担任の持ちコマ数の軽減や専門性の高い指導を担保するため、要件の緩和が必要である。
219	島根国・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大	ける英語専 科指導加配 に係る資格	小学校における英語専 科指導加配に係る資格 要件の緩和を求める。	【支障事例】 英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。 【支障の解決策】 「大きの解決策」 「大きの解決策」 「大きない。 大きない、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認めた者や、高い指導力を守る一定の英語力を有すると認めた者を、私内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。	ことで、充実した指導・教育体制を構築することが	文部科学省	城市県府市県市、川川都阪山島本	○英語専科指導加配では、厳しい資格要件(中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での24以上の留学経験等)が定められており、人材確保に苦慮している。研修履歴から英語に関する研修の受請に努めており、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると県教育委員会が責任をもって認めた者であれば対象者に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。 ○教科担任制指導教員の対象教科は、算数、理科、体育、外国語とされている。 英語専科教員の資格要件は制指導教員の対象教科は、算数、理科、体育、外国語とされている。 英語専科教員の資格要件は、①中学校・高等学校の免許状保有者②対象教科の専科指導を3年程度実施していた者③教科研究会等の活動、研修履歴・著名な実績等が一定程度あると教育委員会認めた者。同に英語を担当する場合に、資格要件に差が生じている。英語の専科教員の確保に愛知県も苦慮しているため、少なくとも資格要件は教科担任制専科教員に統一すべきであると考える。 ○当前においては、英語専科指導加配を令和2年度より1人ずつ増員(14名→17名)してきたところだが、厳しい資格要件が定められていることから、人材確保が困難になってきている。 ○過去に教科担任制で外国語指導の経験がある教諭がいたが、資格がないため本加配教員に充てることができず、やむを得ず臨時的任用講師を充てた例があった。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
予算関係等資料や国民健康保険事業の実施状況報告については、 現在の状況を踏まえて改めて各種調査内容の必要性等について検 討を行った結果、予算関係等資料の様式7-4、実施状況報告の様 式8については令和5年に実施する依頼より廃止することとするほ か、調査項目の見直しを検討する。 また、法令や関係用語の改正については見直しを行い、令和5年に 実施する依頼より反映する。	地方自治体の業務負担軽減のため、調査項目の見直しについて引き続きご検討いただきたい。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
に係る加配定数については、令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授楽時数の軽減を目的として予算上、計上している。このため、当該加配定数によって配置された教師が一定の持ち授楽時数を持たい場合、の政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、優先教料について小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、優先教科について小学校高学年での対象教科を最大限優先することとしい、代表教は「発表学を一般表教」に会格がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること・小規模校において、1人の専科指導を実施すること等は「可能とする。」文の報告がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること等は「四能とする。」文の報告が表して、計算技術方の表表の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。	れている。 当県の小学校教員一人当たりの授業時間数が平均週23,9コマ(令和 4年5月1日現在)である状況を踏まえると、中山間地域、離島では最 大7~8校程度の兼務が必要となるところ、当県提案でお伝えしてい るとおり、学校間の移動に相当な時間を要し、さらに授業準備・評価 時間を含めると、配置は非現実的であり、できたとしても担当教員に 過重の業務負担を生じさせる。 令和5年度、離島で実施している一事例においても、移動時間等を考 慮し、加配教員は6校兼務の週16コマの授業とせざるを得ず、要件を 満たすための残り8コマは、加配措置のない他校の教員が英語専科 指導を行って対応している状況である。このような状況が改きされ、 小規模校においても英語専科指導による質の高い教育の提供が可 能となるよう、学級担任の持ち授業時間数の軽減を図りつつ、専科指 導が進められるような措置を、中山間地域の実態に即して検討してい ただきたい。	も、6時間/週であり、かなりの時数を他の教科の専科とする必要が ある。本来英語の専門性を考えると、特に外国語の専科については、 指導できる教員の確保も含めて、ぜひ中学校に専科加配を配置し、 中学校の英語の指導充実も含めて、兼務による専科教育の充実を望む。	地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求め
料指導を行うため、予算上、計上しており、当該加配定数によって配置された教師については、一定の専門性を確保する必要があることから、予算編成過程における議論を踏まえ、資格等の要件が設けられているところ。 な部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。	い事態も生じている。特に、中山間地域・離島においては、資格要件を満たす指導者の確保が困難で、専ら専門性を有しない学級担任等が英語の学習指導を行っている状況である。県内全19市町村のうち、令和5年度に加配できた市町村は8市1町に習まり、町村の配置率はかずか9.1%で、加配教員の指導が受けられない学校の児童数(通常の学級)は県全体の半数以上(51.6%:16.453人)に及ぶ。当県では、採用試験において、小学校英語枠を設け、採用を行っているが、教員志願者減少もあり、新規人材の確保は容易ではない。東京や大阪などの大都市圏とは異なり、塾などの民間で英語教育を受けることが難しい地方にあっては、公教育の役割は非常に大きく、国全体の英語教育・英語力の向上のためには、公教育の機能の充実は不可欠である。英語人材を確保しにくい地方の実情を踏まえ、指	制においては、その時点で既に加配措置化されていた英語を含み「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について報告」において体育を加えて教科担任制の優先教科とされた。その際、要件については、「例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教材研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。」とされたことに加え、「既存の小学校英語専科指導のための加配措置における専科教員の要件については、この問、小学校外国語科の新設に対応した研修や、新学習指導要領への移行措置期間を含む実践が積み重ねられ、小学校教員がその指導力を身に付けつつある状況等を踏まえて見直すことも考えられる。」とされた。小学校の英語については、教科化がなされて以降、研究会等が立ち上がって指導方法の研究が行われている状況を踏まえれば、教科研究会等の活動実績において教育委員会が認め者を対象者に加えることは、他の優先教科の要件と照らして妥当性が	確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 【全国町村会】

管珥			提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体		(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例
220	茅ヶ崎	道域をの	原保の区 成内に住所 有する旨 証明書の 止	域内に住所を有すること の確認に関する事務に ついて、公職選挙法施行 令第34条の犯(引き続き 都道府県の区域が証明書 を廃止し、公職選(引等 行令都道府県の区域内 で行っているでは の区域内確認 の区域内確認 の区域内確認 の区域内確認 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	平成31年及び令和5年の統一地方選において、事前に「引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」以下「引き続き証明書」という。の発行を希望され、来庁した選挙人が数名いたが、投票所にて「引き続き都道府県の区域内の住所を有することの確認のための手続き」(以下「引き続き表したいう。とそ行ことにより投票可能であるということの認識がなく、「引き続き証明書」がないと投票できない認恵であった。 また、当市では、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認と関する事務を実施するために、「引き続き証明書」のであるために、「引き続き証明書」及び「引き続き確認」の両者に対応できるよう、準備を行う必要が生じている。 平成29年の公職選挙法施行令改定後、平成31年及び令む「全年の計2回」「引き続き確認」を実施したが、問題も特になく運用できていること、また、この2回の選挙においては、当市で「引き続き証明書」の発行実績はないことを例にとって、公職選挙法施行令第34条の2第2項において、市町村長は、「引き続き証明書」の申請があった場合、直ちに証明書を交付しなければならないとされているため、この条項がある限り、証明書を発行する準備や発行事務を継続する必要が生じてしまう。	「引き続き証明書」を発行する場合、事前に証明書を取得するため市役所に、投票をするため投票所に、二度足を運ぶ必要がある上、証明書の取得には15分から30分程度の時間を要することが想定される。一方、「引き続き確認」を行う損食、事前の来庁は不要であり、投票の際に10分程度確認時間を要するのみとなる。 「開戦員への効果」 4年に一度の限られた期間のみ「引き続き証明書」を発行するために、申請方法、証明書の作成方法事前準備を行っているが、そのために必要な工数が削減でき、選挙人への説明も簡潔になる。【全体的な効果等】上記のことから、本提案の実現により選挙人や職執行に支障を来すものではないと考える。さらに、令和始され、転出人の手続きのために住民が来庁する。		岡市、宮城 県、ひたち、 京か市、相市、 福市、海老	〇当県の実績をみても、「引き続き確認」の利用が圧倒的に多く、選挙人や市町村の負担軽減のためにも、「引き続き確認」への一本化を求める。 令和5年県養金騰負選挙実績 「引き続き証明書」: 6人 「引き続き確認」: 232人 〇当市の現状においても「引き続き確認」による対応が大多数を占めており「引き続き証明」の必要性を認めないことから、「引き続き確認」のみの運用にすることで、事務の簡素化だけでなく消耗品費や人件費の抑制を図ることができる。
222	茅ヶ崎	医お収適運る	を療制度に はないのである。 を使えるのでは、 を使えるできます。 を使えるをできるできるできるできるできるできるできるでも。 とをできるでも。 とをできるでも。 とをできるでも。 とをできるでも。 とをでも。 とをでも。 とをでもをできるでもでもでもできるでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも	おける基準収入額、金の職権適用にて、法統令で ・ は一次で、法統令で ・ は一次で、は、一次で、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は		利便性が向上する。自治体間のサービスの差を減らせる。 らせる。 行政の効率化につながる。 安心してオンライン資格確認を利用でき、保険証のマイナンバー利用も促進される。		市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	○当市においても、同様に手作業が生じており、同規模の調査・入力等で数日の時間を要している。そのため、情報連携による標準システムへの取り込みが可能となることで、業務量の縮減等につながる。 ○当県でも令和5年4月より職権適用を開始したため、今年度の保険証更新の際は同様の処理が必要となる。 ○当市では、広域連合より送られてきた所得情報をアクセスで処理し、給与・年金のみの所得であれば、課税資料の種類のみを確認し、営業等の収入額の確認は行わない予定。昨年と同数と仮定すれば、約600件の収入金額の確認と約600件の根準システムへの入力作業が買込まれる。更新の保険証が作成された後、一斉発送までの短期間で差し替えを行わなければならず、時間的にも困難な状況になることが予想される。 ○当市でも同様の支障事例が生じており、システム改修は必要と考える。 ○当市でも同様の支障事例が生じている(当市に限らず全市区町村がそうである)。収入額の担握の件については、当市でも、当市システム画面から又は市民税資料により個別に手作業で確認作業を行っている。 ○当市でも同等の支障が生じているため、基準収入額適用による負担区分処理については、情報連携及び当該処理システムにおける自動処理で負担区分が処理され被保険者証が作成されるよう、法令、システム両面において連用がを改正していただくことで、事務の効率化と手作業による区分の誤りを無くすことができ、被保険者への利益にもつなげることができると考えられる。 ○当市でも昨年度約400件ほどの収入を確認し、手作業での入力を行った。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
法律」(平成28年法律第94号)により、投票管理者が、選挙人が同一 都道府県内に引き続き住所を有している者であることを確認する方法	ている。また、選挙人が「引き続き証明書」がないと投票できないと誤った認識をし、「引き続き証明書」の発行を受ける手続き負担のために投票ができていないと思われる事象が発生している。(当市窓口において複数人確認) このような実態からも、一概に選挙人に選択の幅が広く保たれているとは限らないと思われる。投票の円滑な実施について、当市では、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による確認方法に関する教育を行い、「引き続き確認」を円滑に対応できる職員を増やすことや、確認手法を確立する等により懸念される支障は生じていない。	人への対応をどのように行うか見解を示されたい。 【前橋市】 まず、引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書を規定 する条文は、公職選挙法施行令であり、後段の回答が一部誤ってい ることをお伝えします。	
患者負担割合に係る現役並み所得者(3割負担)の判定は、原則、課 税所得を基準として行っているが、税法上の控除により、給与収入・ 年金収入ともに有するモデル世帯に比べ、実際の収入額が少ないに もかかわらず課税所得が基準を超えるケースが存在する。このような ケースを救済するため、収入が一定額未満である場合にはその旨申 請すれば一般所得者(1割又は2割負担)とする基準収入額適用申 請の仕組みを設けている。 この仕組みについては、令和3年の地方分権改革に関する提案を受 けて、被保険者及が市前村等の事務負担を軽減するため、市町村内 において、法令で勘案すべき収入金額をデータ連携等により把握で きる場合は、当該市町村の判断で、基準収入額適用申請に基づく申 請書の提出を不要とすることを可能とする省令改正を行ったところ。 お尋ねの提案については、判定に必要な収入額を情報連携で取り込 むことは困難であると考えており、まずは現に職権での適用を行う市 町村の運用実態を把握してまいりたい。	で取込可能にする③基準収入額適用をバッチ処理で判定可能にする ④後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準ンステム)の課 題の解消、回答は③④に言及がなく、全てに回答を求める。当市見 解は次のとおり。 ①来年度の事務改善を行うため、早急な好事例提供を求める。 ②自治体により職権適用の可否が異なり、時に申請が必要なのは被 保険者に不利益である。県内の税務調査対象は推計3万4千人。調		

管理		提案事項	求める措置の		制度改正による効果	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	団体名	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
223	兵滋京大堺西の良歌鳥徳関連庫賀都阪市市市県山取島西合県県市府、、、、県県広島四合、東県市・川・奈和、東県広島で、東東の東京、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	公共団体へ対 再犯防要 出所者の 出 、 出 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	「古き再犯防止に関する施 茶を検討・実施するにあ たり、特別。 特別の対象者 だけでなく、本人同意が 得られた演列釈放者を はじめ支援が必要な出 所者の個人情報を いて、国からの早期且つ 工事な情報提供を行うこと。	これまでに法務省から地方公共団体に対する一定の犯罪 統計にかかるデータの提供はなされており、令和4年度末 からは地方公共団体別の刑事施設出所者情報等か1提供さ れるようになるなど内容の拡充が図られている。しかし、そ の内容は統計データにとどまり個人情報の開示にまでは 至っていない。 [現状で提供されているデータ] ・男女・年齢層・初犯、累犯・出所事由(仮釈放、満期	支援を受ける機会が少ない満期釈放者について、 支援を要する対象者を特定し、出所後の受け皿や 福祉面などでの者にとって必要な支援等が充実 し、実効性のある取組みが図られる。 また、経済事情等の理由から再犯に至る者につい て、本人自身が必要な社会的支援制度の存在 を把握していない場合なども考えられることから、		藤田市、春岡田県、市岡田県、南福県市、東南県市、東南県市、南田田県、沖縄・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・北京・	警察庁の連携による「再犯防止措置」にとどまっており、当府が国に先駆けて「子どもを性犯罪から守る条
224	兵関連	における公公芸財団というできます。	性質が同一の事務につ いて、県が当該事業のた めに設立した公益財団 法人等に業務を管や業 務委託を実施する場合 は、当該団体のマイナン パー利用を可能とするこ と。 (例として、旧日本育英	前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変 化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出 されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、 マイナンバー利用節囲の拡大や、法律で認められている事 務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれ ている。 【支障】 現在も(公財) 兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバー を取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利馬 による国民の利便性向上等が目指される中にあっても、法 付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況		内閣情員を発生しています。 関係の はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
文ただし書にあるとおり、当該個人情報を提供することによって、本人 又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる ときは、提供することは許されないものとされている。 この点、満期釈放予定者の帰住先に係る情報は、本人が任意に述べ	方自治体への情報提供を求めるものである。 地方自治体において特別調整対象者以外の出所者情報が入手困難 な現状では、地方再犯防止推進計画等に基づく再犯防止に関する施 策の円滑な実施は困難であるといわざるを得ない。実効性のある再 犯防止の取り組みには、出所者の特定や確認が不可欠であり、本人 の同意を得た者について、地方公共団体へ個人情報提供の機会が		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案 の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を 踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいり	本奨学金事業は旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業や慣り、目的にと考える。また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークンステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令を明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の31に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学賞としての資金の資力に反係事業を行う法人」として、同法施行令第50条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整なの対成を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等のからマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりも感じるところである。それらの観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりも感じるところである。それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用放び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税和といくの場合の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえて、今後の当該提案に対する検討なりませば、申請時の課税和明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえて、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。		【全国知事会】 住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。 国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間やも市町村間といった地力和日間の関係、や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。 なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。

管理	団体名	提案事項	求める措置の	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番	号 四体石	(事項名)	具体的内容	共体的な文件事例	行政の効率化等)	•関係府省	団体名	支障事例
225	堺市、神	後児童クラ ブーのる大の で係認を必類 としない 担の追ない 加	労働大臣の承認が不要 な10人未満の小規模放 課後児童クラブの類型を 追加すること。 (例)都市近郊の農村地	現在の交付要綱及び実施要綱では、山間地、漁業集落、	につながる。	庁	札岡県市市県府市県、標須野阪島知本本域須野阪島知本を城須野阪島知本	
2277	兵庫県【重点17】	県文は建築 主事を置く 市町物の計画 通知等に係 る指定確認	適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主	【現状】 建築確認については、特定行政庁が置く建築主事のほか、 民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。 一方、国等の建築物に係る計画通知は、建築主事に対して 行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできない。そのため、国等の建築物に係る審査・検査 等の事務は建築主事のみが行っている状況である。 【支障】 近年、全国各地で地震が頻発しており、大規模災害がいつ起きでもおかしくない状況の中、大規模災害が発生すると、 被災地においては、建築物の被災状況の確認、被災後の まちづり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務 に多くの人員を配置する必要がある。 しかし、被災後に公共施設や公営住宅、UR団地等につい でも大きな建築需要が生じることとなるが、現状ではこれら の計画通知は特定行政庁に置かれた建築主事で対応しな ければならないと規定されていることから、これらの業務に 迅速に対応することが困難となる。	指定確認検査機関に分散し、建築主事の業務負担が軽減される。これにより、大規模災害時には、 建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に		島県、福島市、高崎	〇指定建築検査機関へ確認申請が開放され、当市での取扱い件数は減少傾向にあるものの、その分、審査人員も減少している。そのため、災害が発生した場合、国や県・市等の建築計画の期間が重複、集中し対応可能な審査件数を上回ることが想定され、これらの審査業務を迅速に対応することが困難となることが想定され、これらの書企業務を迅速に対応・老朽化した公共施設と市営住宅について再編整備を検討しており、それに伴い計画通知件数の増加が見込まれることから、計画通知について指定確認検査機関でも取り扱うことができるようにすることに賛同する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
発達において必要とされる社会性の育成が求められることや、こどもが他児との仲間関係を築くことができる一定の集団規模が適正と考えられることから、平成26年度まで、年間平均利用児童数10名以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としていた。一方で、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、基準を満たせば児童数に関わらず放課後児童健全育成事業であること、・市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童ウラブの確保方策においても、児童数の要件を設けていないこと、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ニューが多岐に渡っていることから、交付申請・実績報告においての事務作業が繁雑であり、事業所・市町村・県ともに膨大な事務作業が生じている。 一方で、10人未満の支援の単位については、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(平成28年3月11日現在)」のNo.9で示された事例以外であっても、10人未満での事業実施となっている背景や事業実施の必要性等について、現状でも特に記載を求められていない。加えて、小学校区内に他の放課後児童クラブが存在しない場合は、当該児童クラブが存在しない場合は、当該児童クラブの必要性は極めて高いと判断可能と思われる。以上のような現状等に加え、これまでの協議事例の蓄積等から、「継続」案件をはじめとする。より多くの「承認を要しない類型の追加」に速かいに取り組みていただき、事務の自担軽減や利用者支援の充実のため、本事業における事務の簡素化を強く希望する。		【全国知事会】 誰もが子どもを産み、育てたいとの希望がかなえられる社会を実現するため、サービスの円滑な提供等を図ることは重要であり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。
			【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

管	理 団体名	提案事項	求める措置の	目体的扩大连车内	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、	制度の所管		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番	号 四44.4	(事項名)	具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の同上、 行政の効率化等)	·関係府省	団体名	支障事例	
228	兵库路	に規定する 徴収金の時	収金(介護保険法第22 条)について、監査の開 始による時効の完成猶	【現状】 介護保険法第22条に規定する徴収金は、介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けたものが該当し、徴収金の消滅時効は2年である。この「偽りその他不正の行為」を認定するために事業所に対して監査を実施しており、資料の整理・処分内容の決定に、長期間(長いもので2年)を要するケースがある。例えば、大規模な組織であみで不正を働いている場合。通常よりも資料の分析や関係者からの聴き取りに時間を要する。何十人もの従業員に対して聴き取りを行ったうえ、従業員が虚偽の答弁をしていないか、他の従業員の答弁をといないか、対して表情のといる場合を持ち、ではいないが、資料相互の整合性を確認しており、どうしても時間を要する。また、悪意のある事業者が資料の提出を渋り、時効までの時間終ぎをするケースもある。 【支障】 徴収金と認定したときには消滅時効となっており、不正請求額の返還や加算金を求めることができない状況が生じている。組織が大きければ徴収金の額が大きくなる傾向にあるが、その分資料の分析にも時間を要し、巨額の徴収金を取りにぼすことがある。	基づく適正な事業実施が確保されることにより、介 護保険給付の適正化が図られ、介護サービスの質		城県、ひた ちなか市、 足利市、高 知県、熊本	○監査対象となった事業所について、記録の管理が不十分であるケースがしばしばあり、記録の確認さえ 円滑に行うことができず、調査に時間を要することがある。 〇当市においても、領収金の一部を2年の消滅時効により請求できなかった事例がある。当市においては、県の指導に基づき、介護給付費の返還をサービス事業者に求めた事例がある。事実関係の確認や処分内容の検討に時間を要し、介護サービス事業者に対し県が調査を開始してから、当市が返還請求を通知するまで約1年ほどかかった。この間に、2年の時効を迎え請求できなかった徴収金が生じた。	
229	兵库路市 年	告例中の民 生委員児童	民生委員・児童委員(以下「委員)による活動配 まで、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	本県においては、委員が毎月の活動報告(件数)を民生委員児童委員協議会(民児協)を経て所管課に報告し、委員は各自紙ベースで活動内容をメモしたものをFAX等で報告している市町もあり、報告を受けた民児協が手作業で集計を行っている。(当県内の事例では、各民生委員が各区のとりまとめ役の民生委員に報告を行った後、とりまとめ役の民生委員より民児協へ報告が行われているが、それぞれの報告はFAX等の紙ベースで行われていることが多い。)	報告できるようになり、委員の利便性の向上と負担 軽減が図られる。 また、報告とりまとめの負担が軽減しデータ活用も	庁、厚生労 働省	城ち前岡市市県市市市府府市奈島県県な橋市、相石浜名豊京大大堺県、協市・福石浜名豊京大大堺県、福山、山横川松古川都阪阪市、高岡た、藤崎原屋	の開発など、ICT化を進める要望がある。 〇活動報告は、記入方法が複雑であることに加え、集計方法が手間であることから、錯誤が多く、統計の 信頼性を低下させるだけでなく、民生委員の負担にもなっている。したがって、オンライン化して、入力補 助、エラーチェック、修正報告、自動集計等の機能を搭載することで、これらの問題を解決することに繋が	
230	万兵庫県加古川に	市 児童委員活 動における	し、児童扶養手当及び特	「児童扶養手当および特別児童扶養手当関係書類市町村 審査要領」において、受給資格認定に係る民生委員または 児童委員(以下「民生委員等」という。)の証明を必要とする 書類が多くある。	委員の心理的負担・業務負担の軽減と、申請する 住民の証明依頼先が増えることによる利便性向 上・心理的負担の軽減等が図られる。	庁、厚生労 働省	城ち高岡部み橋市市県府府市市市県店が崎市市野市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることからも、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。 ○民生委員においては、地域における福祉的課題が複雑化している中で、活動内容も増え、負担が大きくなっている現状があるため、受給資格の証明を行う者が拡大することは、民生委員の負担軽減に繋がるものと考える。また、証明がスムーズに行えるようになることで、当課の事務処理においても、迅速な対応に繋がるものと考える。とた、証明がスムーズに行えるようになることで、当課の事務処理においても、迅速な対応に繋がるものと考える。 ○生財の維持や婚姻関係など、民生委員が把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員の負担となっている。 ○当県でも民生委員が疾病等で入院し、一時的に地域の民生委員が空白状態となるケースが報告された。こうしたケースで証明が得られないと、受給資格者に不利益が生じる恐れがある。 ○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面臓のない住民からの依頼の場合には、間き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。見直しされれば民生委員の負担軽減となる。 ○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認が難しく、また実際の訪問やその準備に体力的、心理的な負担も大きいという声がある。そのため、民生委員に限らず、業務を担当する部署、職員による実地訪問などの確認でも充分な証明とみなしてよいと考える。 ○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
のではないため、これにより時効の完成猶予(停止)や更新(中断)の効果が生ずると解することは難しいと考えている。なお、市町村が事業者に対して徴収金の納入の通知等を行うことで時効が更新される。) また、介護保険は年度を単位とする短期保険であり、その債権債務関係を長く不確定な状態に置くことは保険事業の運営上好ましくないといった趣旨から、介護保険法第200条においては、介護保険に係る保険料、納付金及び徴収金を徴収する権利、還付を受ける権利並びに保険給付を受ける権利等に関する時効を、医療等と同様まとめて2年としているところである。こうした趣旨及び法令上の整合性を踏まえ	を要し、納入の通知等を行うことができない。 介護サービス事業所の介護報酬請求に疑義がある場合は、監査を 実施し、資料の確認や聴取り調査を行うが、監査結果における事業 者へのペナルティとしては、不正請求と認定し徴収金として返還を求 める場合と、過誤請求と認定し不当利得として返還を求める(行政指 導を行い、過誤調整により返還する)場合がある。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
ご提案のオンライン化については、各自治体・民生委員児童委員協議会によって活動記録の集計方法が様々な中で、国統一のオンライン化に伴う影響(スマートフォンを所有していない場合はどのように報告するのか、紙ベースを望む場合への対応等)等の課題があるため、対応困難である。他方、福祉行政報告例について、関係団体等の意見を踏まえて、調査項目の簡素化を図る等、負担軽減に努めてまいりたい。	令和4年度に全国民生委員児童委員連合会が行った調査では、民生委員・児童委員・以下「民生委員」)同士の情報共有方法として、「LINE等の活用」との回答割合が令和2年度同調査と比較して大幅に増加しており(令和2年:18.4%=令和4年:40%)、SNSの活用が進んでいることや、民生委員の中心世代である60歳、70歳代でもスマートフォン等所有率が相当高まっている現状(「2022年一般向けモバイル動向調査(株式会社NTFニモモ・バイル社会研究所)」によると60歳代で約9割、70歳代で約7割が所有)を踏まえると、オンライン化による懸念点は相当程度払拭されると思料される。(なお、委員が紙ベースでの報告希望の場合は、民児協等による代理入力で対応可能と思料される。)。また、「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書(令和3年3月)」によれば、民生委員の候補者割割弱あり、同調査では民生委員の担い手確保に向けた提言として「に下を活用した民生委員の役割・署務内容が負担との回答がある。をの自治体が本提案と同様に、現行の報告方法に課題があると主張していることからも、報告のオンライン化について早急に検討すべきと考える。なお、負担経滅に向け福祉行政報告例の調査項目の簡素化を図られるとの回答であるが、同調査は地域共生社会づくりの取り組みにおいて主要な担い手でる民生長の活動内容を把握・評価する上で非常に貴重な資料と認識しており、調査項目の維持は図りつつ、回答・集計方法など事務負担の軽減を図る視点が重要と考える。		【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。
児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課表通知において、児童扶養手当のび特別児童扶養手当の選請表書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。	の連鎖、8050問題やヤングケアラーなど、多くの福祉課題が生じている。		【全国知事会】 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。 【全国市長会】 担当地区内全ての住民の生活実態を把握することは不可能であり、 把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員に負担が生じているとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。